

第10日目（6月14日）

○副議長（佐藤 剛君） おはようございます。傍聴者の皆様、早朝から大変ありがとうございます。それでは、延会前に引き続きまして、本会議を再開いたします。

○副議長 ただいまの出席議員数は25名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため欠席、黒滝松男君から家事都合のため欠席、鈴木一君から通院のため中座の届け出が出ていますので報告いたします。

[午前9時30分]

○副議長 本日の日程は一般質問とし、一般質問を続行いたします。

質問順位14番、議席番号22番・牧野晶君。

○牧野 晶君 おはようございます。それでは通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。まずは、朝早くからの傍聴をありがとうございます。朝一番の一般質問、嫌だなと思っていたのですが、傍聴者がいると頑張るやる気が出てまいりました。本当にありがとうございます。

それでは、大項目2つありますが、まずは1つ目についていきます。

1 子育て支援について

子育て支援についてであります。大項目1つ目のまず1個目。誰もが通える休日保育園の復活を。約1年、正確にいうと1年3か月ぐらい前の平成27年度末までは、市内のたんぼぼ保育園で休日であっても子供を預けることができました。平成28年度になり、たんぼぼ保育園が坂戸に引っ越し、認可保育園になったことで、市から休日に他の保育園の園児を預かるなよという話で、預からないということになりました。これは保育環境の後退であると私は感じます。市はやらない理由を考えるのではなく、やる理由を考えろという指導をしているにもかかわらず、このような対応は非常に私は残念であります。

そして、1年経過しました。じゃあ、平成27年度、平成28年度は何をやるかという、いろいろ考えた中でファミリーサポートでの対応を考えました。それでもやっぱり保護者としては、ファミリーサポート、これはご自宅でファミリーサポートに登録している人が、ご自宅で預かってくれるとかそういう制度ですが、実際、利用者のほうは保護者としてはやはり使いづらいとかそういうことで、利用者があまりいなかったようです。

預かる人の固定化というのは、預ける人として安心感にもつながりますし、そしてファミリーサポートはやっぱりお金が高いのです。こういうことで市民ニーズに合っていないが、私はやっぱり誰もが通える休日保育園の復活というのは、市の大切な子育て支援のひとつだと思いますので、この点について1年間それこそお休みをしたわけですが、これからどうしていくのかしっかりと聞いていきたいと思っております。

あと次、2個目にいきます。公約の実現。医療費助成制度ですが、まずは私は入院費の医療費助成制度の拡充をするべきだと思います。医療費助成制度について、子育て中の保護者からの要望が強いです。やっぱり強いとはいっても、予算がかかるものなので、なかなか市長のほうも答弁のほうで厳しいような話をしていますが、まずは入院費の拡充をし、私は入

院したときのお母さん、保護者の負担、子供の負担を軽くするべきではないのかという思いがあります。

3番目。学童保育待機児童対策は。学童保育の待機児童がことしは非常に多くなりました。この待機児童をどうするかについて、市は一生懸命に今、検討して、その話の中は聞こえてくるのですが、それでもやっぱりスピード感をもって、しっかりと保護者が安心して預けられるような、夏休みどうなるんだろうとか、そういうことをもっと早く答えてやるべきじゃないのかなというふうな思いがありますが、どう思っているのか聞いてみたいです。

そして、これはまあ本当に2年に一遍ぐらいとか1年に一遍ぐらいやっていたのですけれども、ちょっと最近はまだ大丈夫だなと思ったのでしなかったのですけれども、全天候型子ども広場の実現を。市のほうは本当に今、塩沢保育園跡地にやるとか、いろいろなところを考えていますけれども、私ねえ、こういう記録もあるんですよ。平成25年3月議会だったと思うのですが、前市長の答弁で2年か3年で整備していくよという答弁があるんですよ。もう、それを越えているわけです。やっぱりスピード感をもってやるというのが非常に大事だと思いますので、これは私も議会だよりを、ずっと見ていて絶対どこかでこういうことを言っていると思ってこう見たら、これがあったのでこれはちょっときっちり話を聞かないとなと思いましたので、今の時点の考えを聞かせていただければと思います。以上、大項目2つありますが、その1つ目について質問します。よろしくお願いします。

○副 議 長 牧野晶君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 皆さんおはようございます。傍聴の皆様、大変ありがとうございます。それでは、牧野さんの質問に答える前にちょっとだけ時間をいただきたいと思います。きょうは新潟日報をごらんになった皆さん、いらっしゃると思いますが、一面のこの部分は当市が、我々が本当に誇りだと思っている、そしてこの南魚沼市のこれから進むべき道を本当に示しているだろうと思っている支援学校の特集が、「イマジン」というこの連載できょうから始まりました。数日間、連載されると思います。中の30面、31面の社会欄は2面を使って、もう格段の紙面を割いていただいて、この支援学校の取り組み、スペシャルオリンピックから続くさまざまなそういう福祉関係の部分を取り上げていただいております。

本当に市にとっても、非常にいい話題を全県に示していただいているということで、大変ありがたいと思っています。ぜひ皆さんからも読んでいただいたり、また近くの皆さんにもこういうことが載っているぞということで、お知らせをいただければ大変ありがたいと思います。大変、貴重な時間を申しわけありませんでした。

1 子育て支援について

それでは、ご質問に答えてまいります。子育て支援についてであります。まずはこの休日保育園の復活。南魚沼市の休日保育、これは日曜、祝日。これは私立たんぼぼ保育園でそこに入園している児童を対象として実施されているのみでありまして、牧野議員がご指摘のとおりであります。休日登園児は平日登園しない日をあらかじめ定めているということであり

ます。これは、共働き家庭の増加や夜間、休日の就労のさまざまなそういう形態など、働き方の多様化が進んでいるという中においても、子供と保護者がしっかり触れ合う時間もつくってもらいたい。そういうこともありまして、保護者の休日を考慮して実施しているという状況であります。

一時預かり保育につきましても、市内の実施施設で休日にこれを開所しているところは、今ありませんで、現在は主に議員がおっしゃいましたファミリーサポート——預けたい、預かってもいいというところをつなぐ、そういうことをお手伝いしていくという制度でありますけれども、このファミリーサポート事業によりまして、休日の保育需要に対応しているという状況であります。なかなか拡充が進んでいないんじゃないかとお指摘のとおり部分もございます。

3月定例会で議員にお答えをしたとおり、休日保育のニーズをまずは把握すべく、今年度は市内の保育園などの通園児を対象としまして、平日登園しない日をあらかじめ定めるなどの条件をつけて、試験的に休日保育を実施したいと考えております。現在、利用のための詳細を調整中でありますので、いましばらく時間をいただきたいと思っております。

いろいろ議論があると思っております。しかし、やっぱり保育、子供さんと接する親と子のかけがえのない時間というのもあるわけでありまして、以前から議場内でも例えば12番議員からはいろいろな形で、その拡充だけではなくて子供に本当に一緒につき合っていこうということもテーマの話は、ここでもあったと思っております。私もそのように考えておりまして、現在なかなか全部を拡充することはできませんが、そういう形で進めようということで調整をしておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

2つ目のご質問の公約の実現ということでありまして、きのうの一般質問でもやりとりをさせていただきましたが、入院時の医療費助成の問題です。きのうの田村議員の質問にも答えたとおりなのですが、重複するところがありますがお許しをいただきたいと思っております。子ども医療の受診の傾向としましては、やはり年齢が小さいほど受診率は高く、成長するにつれて受診件数が減ってきていまして、11歳以降は年齢による差はほとんどなくなってくるということが実態であります。

入院件数をちょっと申し上げますが、昨年度、ゼロ歳から15歳までで418件ありまして、そのうちゼロ歳が147件、1歳が70件、2歳が41件となっておりまして、ゼロ歳から4歳までが76.5%を占める。当市の今やっていますゼロ歳児から4歳児までの医療の無料というのは、まさにこのとおりであります。中学生になりますと15件、非常に少なくなります。入院時の医療費助成を高校生まで——私の公約というご指摘があるわけですが——まで拡充した場合、中学生とほぼ同じ件数ぐらいなのではないかという見込みをしています。

入院時の医療費助成に限定することではなくて、総合的な子育て支援の施策の中で、市全体の財政状況とか事業バランスの中で考えていきたいということは、きのうも申し上げたとおりであります。きのうもお話をさせていただいたとおり、公約では私は高校生までという話をしましたが、それ以上に求められるのは4歳児以上のところを、年齢をどこまで引き上

げるか。これが本当の意味で子育ての部分を引き上げていくことになるだろうという思いがありますので、それらも考えながら先ほど申し上げました財政等のバランスも考える中で、これを実現に向けて努力をさせていただきたいと思っているところであります。

3番目のご質問の学童保育。実はことしの春、大変混乱をしたことは議員の皆さんもご存じだと思います。市当局も大変混乱をいたしましておりましたが、大変難しい問題であります。近年の核家族化や労働形態の多様化、平成27年度から子ども・子育て新制度が始まって、対象児童を6年生まで拡大した。ここが今の混乱のもとであります、はっきり言って。拡充してしまいました。私はしてしまったというふうに考えています。

全国的に児童数の減少化傾向と反比例をする形で、学童保育の利用希望者は年々増加の一途をたどっている、待機児童が発生している、こういう現実があります。学童保育施設は国の基準で、一人当たりおおむね1.65平方メートルを確保する。そういう基準が設けられていまして、この基準を下回っている自治体が全国でも多い。混雑したことで目が行き届かずにはげの発生が増加しているという状況は、全国的傾向です。当市でもこういうことがあったわけでありまして。

希望者が増加していることから、全国的な取り組みに倣いまして、今年度から保護者の就労状況や学年こういったものを点数化する形で優先順位等をつけまして、入所選考をしているところであります。ここが昨年からことしに至った混乱のもとになってまいりました。

現在、まずは指導者不足。そして、施設面積等の影響で、市内には90人の待機児童がいます。特に入所の必要度が高いと認められる1年生から3年生までの25人。この待機児童の25人については、指導者を確保できる見込みが立ったことから、通年そして長期ともに7月上旬から受け入れできるという予定になりました。また、1年生から3年生の受け入れは、今後も継続していく方針であります。

待機児童を解消するために、教育委員会と連携しながら学校の余裕教室などの確保を模索してきましたが、学童クラブの部屋にすぐ近くで、そしてクラブを円滑に運営できるという適当な場所の確保はなかなか困難でありました。総合計画にあるように、子育て・教育分野が一体で、全ての就学児童が放課後を安全・安心に過ごすことができるように、学童クラブと放課後子供教室これらを連携させたいいわゆる放課後子どもプランの実現に向けて取り組んでいるところであります。

今年度は、学童クラブの待機児童解消をまずは目標にして、夏休みに試験的に「子どもの広場」これはまだ仮称なのですが、子どもの広場、これを開設すべく今、準備を進めている。夏休みに大変また学童保育の需要が高まるということでありまして、これに携わる指導者の皆さんを確保する。本当に至難の業でありますけれども、それでも今、努力をさせていただいておりますので、ぜひともご理解を賜りたいと思っているところであります。

4つ目のご質問の全天候型子ども広場。私も一応、選挙公約に掲げておりました。数年前に前の市長がすぐやるという話をしたということは、一旦ちょっと置かせていただきますが、現在、当該広場、この全天候型の子ども広場の早期実現に向けまして、開設場所そして施設

の機能、補助金等の——我々も全部市単独でということはなかなか難しいわけでありまして、補助金等の活用これらについて関係課など、横断的な面もあわせ持ちながら、今、鋭意検討を進めております。現段階で公表できる状況ではありませんけれども、可能な限り早期に皆様にきちんとした形をお示しできるように、今やらせていただいております。

最初は役所内の若い職員の皆さんのプロジェクトチームの提案から始まっていると。でもなかなか今は現実化しておりません。これらのことも含めて、職員のやる気、そして成功体験も、私はこれからの市政にとって、また市役所の気持ちといいますかモチベーションも含めて、非常に大事なことだと思っております。可能な限り早期に実現できるように、今、調整を図っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

○副 議 長 牧野晶君。

○牧野 晶君 1 子育て支援について

再質問をさせていただきます。それこそ休日保育園については、市のほうも現在、考えているということなわけですが、それは本当にありがたいことだと思います。ただ、やっぱり考えるんだったら、もっと早くに、はっきり言って平成27年度末までしかやってなかったわけですから、1年置いてさらにこれから調査をしてということになると時間がかかるので、そこは私は、ちゃんと保護者の視点に立ってスピードアップしてやっぱり行くべきだったんじゃないのかという思いがあります。

私はこういう記憶もあるのですよ。リーマンショックだと思うのですよね。リーマンショックか震災後かな。東日本大震災の後に、電気の使用の分散で、日曜日とかになるべく保育園をやったりとか、工場を日曜日とか操業をするので、日曜日に預かれる保育園をつくったりとか、そういうふうな指令も当時、国から出たのですよね。そういうのもあったりしますし、あとたんぼぼさんに預けていたのは、看護師さんとか休みが一定じゃないサービス業の人もいたし、あとは自営業の土日休みじゃない人たちもいたわけです。こういう方たちというのが働きやすくするというのは、やっぱり市内の産業を守る上でも、そして、なかなか人材不足のところをケアするためにも、私は大切だと思いますので、もっとしっかりと考えてやるべきだと思うのです。いつごろじゃあ、開設できるのか。ニーズ調査をして、また来年度になるのか、平成30年度になるのか。結果が出たらいつごろ判断をして、やる場合はいつから、やらない場合はいつからやるのか。ここをちょっとお願いいたします。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 子育て支援について

思うところ、考える方向は同じだと思いますが、期限をきちんと決めてやれということだと思いますので、これについては担当している部課長から答えさせますのでよろしくお願い致します。

○副 議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1 子育て支援について

今ほどの休日保育の関係の、いつごろ開設ができるかということですが、ニーズ調

査等については改めて今、今後、進めるということではなく、ここに書いてありますように試験的に実施に向けて、今、市内の保育園と協議を進めているところですので、その協議が整い次第、実施したいというふうを考えております。時期的なものとしましては、今、10月の目標で行っておりますけれども、それが延びたとしても年内には実施できるような形で進めたいというふうを考えております。以上です。

○副 議 長 22 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 1 子育て支援について

休日保育園についてはわかりました。今、湯沢町も始めたと聞いていますし、長岡のほうでもやったりもしていますし、うちの市でも遅れないようにニーズ調査をして、ニーズがあるか確認してからというふうになるかもしれませんが、私は絶対このニーズはあると思いますので、試験のときになくてもやっていただくことは大切だと思います。1 番目は終わります。

2 つ目の公約の実現。入院時の医療費助成のほうにいきますけれども、市長の答弁というのは非常にわかるわけです。医者にかかりやすい年代をまず考えていきたい。ただ、こういう視点も同時にあるわけです。市長は選挙のときに言っていたのは、ふるさと納税で頑張っ一生懸命に稼いで、制度の拡充、公約実現をしていきますというふうに言っているわけですが、そこまで言わないともうあきらめたのかなというふうにも取れちゃうので、そのところを、一生懸命稼いで制度の拡充にやっていくようにするというふうにしないと、私が悪い議員だったら公約実現しないよ、というふうにも取れちゃうので、そのところは強く言うべきだと思うのですが、その財源確保についての熱意を、ちょっと1 回聞いておきたいです。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 子育て支援について

そう言いたいところですが、なぜ言わないかという理由を申し上げます。やはり、制度なので、これは一旦やりますと、後退させるということは大変迷惑な話になります。なので、これは続けていけるということが大条件なのです。なので、今言っている財源として、例えばふるさと納税を稼いで使うということでやればいいのですけれども、ふるさと納税も必ず、絶対ということはありません。上がった、下がったということは当然あるわけでありまして、その恒常的な制度に果たして使えるかどうかということも、よく吟味しながらやっていかなければなりません。そういうことをいろいろ思っておりますので、なかなか歯切れのいいことをすばっと言い切れないところがありますので。ただ、気持ちはやはり今議員がおっしゃいました、きちんとそれを手当てできるようにまで、例えば基金を積み上げて何かをつくっていくとか、いろいろなことを考えながら進めていきたいと思っておりますが、必ずそれを充てるということと言えないということをご理解いただきたいと思います。

○副 議 長 22 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 1 子育て支援について

じゃあ、2番目のまとめにいきますけれども、私はこうも思います。いろいろな自治体の中で、入院と通院がうちは同じですよ。入院と通院の補助を同じにしていますけれども、入院だけをぼんとしているのもあるわけです。それは何で年代を上げているかというのは、やっぱり入院のほうが、言葉は悪いですけども何かあったときの負担がかかるか、保護者の負担もかかるし、そういう点で差をつけて先行をしていくというのも重要だと思いますので、こういう視点は大切だと思います。

私が県内の自治体の中でも、旧塩沢はこういうこともやっぱり入院だけちょっと先行して年を上げてやっていたとかそういうのも昔ありました。こういうのは言わせていただきます。そうですね。そういう点がありますので、早くできることは私はやって、保護者、子供たちにいいようにしていくべきだと思います。

2番目は終わって、学童保育待機児童対策は。非常にこれもすごい市の姿勢というのもちよろちよろ、ちよろちよろ聞こえていて、対策を何か考えなきゃという点は、非常にわかるのです。指導員が足りないとか、それも本当にすごいわかるのですよ。いつも指導員が足りない、指導員が足りないと言っているんで、それでも保護者としては、やっぱりあるのは早く答えが欲しいというのがあるわけです。預かってもらえるのか預かってもらえないのか。預かってもらえると、やっぱり自分の予定とか、またいろいろな仕事に対しての予定とかも立てやすいのでというのがあるので、ここは学童保育の待機児童とかこういうのも、答えを少しでも早くに出せるようにしていくことは大事だと思いますので、こういう姿勢も忘れないでほしいと思います。

4番目の全天候型子ども広場の実現についていきますけれども、今、一生懸命考えているのもわかっています。市長のそれこそ姿勢としてもいろいろなところでとか、あと部や課の中でもいろいろ検討をしているのもわかるのですが、やっぱりこれはスピードがあったほうが非常にいいと思うのです。スピードでやることによって、冬場の遊び場なんかの確保をしたりして、子供の子育てしやすい環境にして、1人でも2人でも、もっと多く産めるような体制というのをつくっていくのは大事だと思います。ここから長岡に行くのが私はそれもそれでいいとも思いますけれども、やっぱり市内にあると何か困ったときとか、逆にみんなで遊んで子供の輪もできるし、保護者の輪もできますし、こういう点は大事だと思います。

隣の芝生は青く見えるとかいうのが、おかしいかもしれないですけども、十日町市はまたこういう施設をつくっていく予算を盛りましたよね。やっぱりスピードをもってやることは私は大事だと思いますので、ここを本当にスピードをもって、まだ答えられないと言っていますけれども、どのくらいスピードをもってやるのかを最後に1回ここは聞いていきたいのでよろしくお願いします。

いつごろを目指すのか、前市長も7、8年もかからないうちにやるというふうなのを過去に言ったことがあったのですよ。その次に2年ぐらいかな、ただ図書館跡地を使ったら3年ぐらいかかるかなというのを、過去に言ったのです。それと同じようにやっぱり市長の中でも期限を切って、けつを決めていくというのは私は大事だと思いますので、そのところを

ちょっと発言していただければなと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 子育て支援について

4番目のところだけでいいと思いますが、公約としても私、掲げたところがあります。任期中と言うと多分、不満だと思いますので。いろいろな場面で話をさせていただいているのは、当選をさせていただいて市長にならせていただいて、市民の皆さんの期待が一体どこにあるのか、何にあるのかということで考えますと、なったときが一番、力が、私としては市民の皆さんからの風があり、そして公約を実現しろという一番、最大なのは今だと思っていますので、限りなく早い段階につくっていきたいと思っております。以上です。

○副 議 長 22番・牧野晶君。

○牧野 晶君 1 子育て支援について

じゃあ、子育て支援については終わりますが、なるべく早めに子育て支援が広がっていけばいいなというふうな思いがあります。

ちょっとここで余談。変わっちゃうとちょっとあれだったのですけれども、市長が一番、最初に新潟日報の記事を出しましたけれども、本当にあれはいいことだと思います。コーヒーで、図書館での支援学校の。私こういうネット記事も見たのですけれども、群馬の方で、群馬の子供で支援学校みたいなところに行っている子が、味覚がすごく強い子がいて、その子がコーヒーラボとかいって、それで自分でコーヒーショップを営業して、週に1回か2日限定で300ぐらい売っているとか言っていたのかな。そういうのをやっているとかがあったので、またこういうのもやっていったらどうかというふうに、ちょっと横道にそれましたけれども、市長にかぶせて言います。

2 CCRCについて

じゃあ、大項目の2つ目にいきますけれども、CCRCについてです。一言で本当に中止はできるのかと書いてありますけれども、何でこれを聞くかといえども、現段階でいろいろな企業、国などとまた経費を使ってCCRCを進めています、ちゃんとどこかで判断をしていくというふうな、今までのスタンスがあるわけです。中止をしようと思えば、できる状況なのですか。ここだけ聞きたいです。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 CCRCについて

いよいよ核心めいた部分になってきまして、CCRCのことです。大変いろいろな議論があり、また市民の中にもいろいろなお考えの方がいることは十分わかっています。中止ができるかというご質問ですが、移住者のための住居施設整備、この部分については、「できません」とお答えさせていただきたいと思えます。

中止はできますが、連携事業協議パートナーと実現に向けて今、協議を進めているところでありますので、この点を皆様にもぜひご理解をいただきたいと思えます。特に住居施設整備では、市が財政的負担はしない方針で今、協議をしているために、リスク負担について市

と連携実施事業者の皆さんとの合意形成に至らない場合、今回の浦佐地区コア事業の連携パートナーとの協議は不調ということになると思います。つまり、この時点で浦佐地区コア事業の居住施設整備の事業、すなわちハード整備の協議は終了することになると思います。

しかしながら、CCRCは地方創生総合戦略の基軸事業に位置づけられています。浦佐地区コア事業をモデルとして、施設整備事業またサービス事業、これ以外にも市内全域にわたる事業が現在進行しているということをご存じのとおりです。

このほかのソフト事業である、移住定住希望者の例えば公募、それからコミュニティーや地域サービスの提供、就業・起業これらの企業の皆さんを支援すること、ビジネスマッチング、生涯学習の推進、地域資源の活用、いっぱいありますが、これなどの事業は移住定住施策そのものであるというふうに思っています。浦佐地区コア事業が、例えば不調になったとしても、ソフト事業は継続し課題の解決をしながら進めること。これは今、市にとって命題であるというふうに思っています。

また、移住者の受け皿となる新設・エリア型の居住施設整備が中断したとしても、既存ストック利用・タウン型——今あるものです——そういう形に変更することも、これも可能であるということだと思いますので、ご理解を賜りたいと思っております。

改めて繰り返しになりますが、住居施設整備の部分につきましては、移住者のためのですね、事業については、中止ができるかというご質問であれば、中止ができるというふうにお答えさせていただきます。

○副 議 長 22番・牧野晶君。

○牧野 晶君 2 CCRCについて

移住者の部分でいけば、中止ができるというのは、それはそれでわかりました。それについては約束はある意味、守っているといえども守っていますけれども、そのほかのコア事業が「今、ご存じのとおりだと思います」とかいう、いろいろな答弁がありましたけれども、はっきり言って、じゃあ、居住者棟がなくなったときに何をやるかなんて、同じことをやるつもりなのか。じゃあ、どういうふうに変更していくのか。どういうふうな事業になっていくのか。

はっきり言ってそれはわかりませんよね。私はわかりません。私が勉強不足なのかもしれませんし、わかりませんが、全然、はっきり言ってCCRCが、今、コア事業とかいろいろ言われていますけれども、事業棟を中止した場合にどういう事業をしていくかなんて、はっきり言ってわからないですね。お金がどうかかるのか、市はじゃあ何をしていくのか。全体で幾らかかるのか、じゃあ居住棟をつくるときに全体で幾らかかるのか。

一番最初に井口市長が言っていたのは、道路整備とか、下水道の整備とか、水道のインフラ整備ぐらいと言っていたのが、今はちょっと私は何をやるのかわからなくなっているのです。本当に今の段階、私はCCRCがどういうふうになっているのか、全くもってわからない状況なので、もっと丁寧に説明していくべきだと私は思います。なので、中止をできる場合というのは、もう根本がわからないので、中止をできる場合は中止ができるのですか

って聞きましたので、中止がほかの部分ではできないとか、ちょっと曖昧な答弁だったので。私自身、こういう答弁がくると思ってなかったのですが、次のネタを持っていませんが、事業棟は、事業の居住スペースに関しては中止できるというふうなのを聞いたので、ここで終わりにします。答弁はいらないです。聞かない。はい、以上で終わります。

○副 議 長 質問順位 15 番、議席番号 9 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 改めましておはようございます。通告に基づき、9 番議員、私、勝又が一般質問を行います。傍聴席の皆様、きょうもまた大勢の皆様より議場に足を運んでいただきまして大変ありがとうございます。まさに身に余る光栄であります。

言うまでもなく、市行政の全体のシステムは市民の持ち物であり、議員は市民の代表であります。ゆえに、議会は市民とともにあるべきもので、当然のこととして市民はまた議会に強い関心を持つべきものであると、私はそのように信ずるものであります。

1 井戸規制の条例改正について

さて、今回の一般質問は、井戸掘削規制の条例改正についてであります。これは地盤沈下を抑制しながら地下水を利用しようとするもので、この地域が抱える重要課題であり、また難題でもあります。実はこの条例の改正案の骨子は既にでき上がっているようではありますが、私もまだ見せてもらっていません。きのう担当課長のところへ行って、そうっと見せてもらえないかをお願いしたのですが、それはできませんと、そんなふうに言われました。

そんな状況の中での質問であります。同僚議員からも似たような質問がありましたが、多少だぶる部分もあり、またちぐはぐな質問になる部分があるかもしれませんが、その点についてはお許しいただきたいと思えます。

市民の熱意によるこの条例の改正案が、南魚沼市合併以来、初めて直接請求という形で出されたのが1月のことでありました。正式に受理されたのが1月であります。その後、2月8日、2月9日に臨時議会が開かれ、全会一致で否決という判断でありました。これは地下水に関するデータの収集の途中であったことと、まだ議論が十分に尽くされていなかったこと、それに加えて市民から出された直接請求の改正案の内容に、多少不備が認められたことなどによるものであります。

しかしながら、全体の方向性としては、この条例改正に向けて行政も動いていたわけであり、この件につき、再確認の意味で市長にお尋ねします。繰り返しますが、今までのおさらいという意味で再確認ということであり、皆さん、お手元の質問内容をごらんいただきたいと思えます。

井戸規制の条例改正について。再確認の意味で下記4点について質問いたします。

(1) 地下水の採取に関する条例の改正に向けて、準備は予定どおり進んでいるのでしょうか。今後のスケジュールも含めてお尋ねします。

(2) 過去における地盤沈下による具体的な影響と、今後の予想についてお尋ねします。下水道本管への影響はどのようにお考えでありましょうか。この点についても、平成5年に大変、議論された問題でありました。議会も繰り返し、繰り返しこの問題を取り上げ、委員

会に至っては10回以上、集中的に地盤沈下について激論につぐ、激論であったと。そのように、当時の議事録、あるいは委員会の資料には載っています。この点についてお尋ねします。

(3) 節水対策の内容に変更はないか。従来、我々はいろいろ聞いてきているわけですが、3月の時点あれからまた3か月が経過しました。状況に変化はないか。そういう類の質問であります。総揚水量の規制についてどのように考えているか。これは大変難しい問題だと私は見ているのですが、これについて議論は十分に尽くされているとお考えでしょうか。

(4) 7月までに、7月の末までに、という話は繰り返し聞きました。7月の末までに条例改正案がまとまると聞いていますが、9月の定例議会を待たず、前倒しにできないか。私は3月の定例議会でも同じ質問をしました。あのときの市長の答弁は、基本は9月定例議会での上程であると。しかしながら、前倒しできるような状況となれば、1日も早く前倒しして、条例の改正に努めたいというお話ではありましたが、立場上、軽率な言動が取れなかったということであろうかと思えます。この点についてもじゃあ、お尋ねいたします。

私は自分の質問を自分の持ち時間内に収めますので、ご答弁のほうも要領よく簡潔に願います。以上で、壇上における私の一般質問を終わります。

○副 議 長 勝又貞夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、勝又議員のご質問に答えてまいります。

1 井戸規制の条例改正について

まず、井戸規制の条例改正についてであります。前段ちょっと皆さんにお話をしたいことがあります。昨年からはまった住民の皆さんによる直接請求。条例改正のですね。これは歴史的なことであったわけでありまして。合併後、初めてのことでありまして。大変な努力をされて、この直接請求に出てきて、議会も私も反対意見、議会も反対ということになりました。理由は、気持ちはすごくわかると。しかし、今回の条例改正は両方をやらなければいけないということということです。一方では規制を緩和する。全く真逆の今度は規制もかけるということ。市内全域に対してですね。こういうことを、離れ業的な感覚もあるわけで、そういうことをやるということの中で、直接請求の案についてはその片方だけであったということですから、そういう結果になりましたが、その本旨たるものはまことにそのとおりだということで、今、話を進めているわけでありまして。

実は直接請求からこの条例改正が始まったという認識は、ちょっと改めていただきたいと思えます。実は井口前市長はそれをさかのぼること2年前から、この井戸規制の条例については見直せという指示を既に庁内を出していたという事実があります。そういう思いもある中で、進んできているということ、引き継がせていただいた我々が、きちんと前に出てやっていこうということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

条例改正作業の進捗状況をお尋ねですので述べたいと思えます。まず、4月24日からの市政懇談会。市長が各12地区プラス山合いの辻又、後山さんとかそういったところを含めると

18 会場で、今は大体半分以上終わったのですけれども、市政懇談会をやっています。この中のメインテーマ、毎年、テーマを決めていますが、ことしはとにかくこれだということで、「みんなの地下水」というテーマを掲げさせていただきまして、地下水はみんなのものであるということ、そして地盤沈下は市全体の問題である。規制区域だけではありませんということ、今、テーマにして各会場で皆さんから共通認識を持っていただきたいと。その中で条例改正をやっていきますということを、訴えさせていただいているわけです。説明を申し上げているところです。

地域によってかなり実は捉え方が違います。この質問が集中したのは六日町の会場。あとは大和、塩沢に例えば行きますと、やはり自分のところの問題ではないという意識が非常に強いです。その質問はひとつも出ません。そのぐらい、この地区の皆さんのやっぱり思いもあるし、これを市全域に気持ちとして伝えて、全員の共通認識にさせていただくという、このいいテーマを今回上げたと思っています。条例改正までにはあまり時間はありませんが、地下水の大切さをみんなで認識していただくということでやっています。

これ以外の進捗状況でありますけれども、3月16日に市内の融雪協会という市内の井戸の業者の皆さん、この業者さんの集まりであります融雪協会というのがありまして、この皆さんと私を含めた市役所、庁内のメンバーとの意見交換会。かなり突っ込んだ意見交換会をさせていただきました。現場の専門家から大変、多くの意見をいただいたところであります。4月からは市役所庁内に、また具体的な改正条例案の検討にメンバーで着手をいたしまして、現在も検討を継続しているということでもあります。この冬に実施をいたしました各種の実証実験、これらの計測データ等の分析をまた専門家、専門の業者の皆さんに委託をしたりということを進めてやっているところであります。

5月末から、地盤沈下の家屋への影響調査。これは昨年も実施したことを、またこの追跡調査ということでもありますけれども、家屋への影響の調査を開始しています。

今月に入りましてですが、改正条例案の罰則規定という、これをどうするかということで、新潟地方検察庁ここへ審査を依頼いたしました。果たしてこれがいいかどうかという審査を法律の専門家からしていただくということです。そのほかの課題について、市の顧問弁護士からも意見をいただくなど、そういう形の整備を今、しているということでもあります。

今後の予定を申し上げたいと思いますが、今月中旬に改正条例案の骨子について地下水対策委員会に私から諮問をさせていただきます。そして、答申をいただくこととなります。6月30日なのですけれども、今月末、専門家これは大学の教授の皆さん、准教授の方もいらっしゃいますが、この皆さんをお招きさせていただいて、市民フォーラムを銭淵公園のふれ愛支援センター、ここで開催をすることにいたしました。市民全部の皆さんが対象でフォーラムを行うということでもあります。

そして、7月に入りましたら、改正条例案につきまして、まずは住民説明会を、市政報告会と別ですけれども、これをやっていきたいと。私から行かせていただいて、やっていこうと思っています。同時にいわゆるパブリックコメントを実施いたします。8月上旬になります。

すと、最終的な改正案を、パブリックコメントとかを受けた中で最終的なものを取りまとめでいきたいと考えています。

以上のように、非常にきついというかタイトな日程でありますけれども、9月定例会への上程に向けて、今、粛々と準備を進めているというふうにご理解をいただきたいと思います。

2つ目のご質問ですが、下水道本管への影響。過去における地盤沈下の影響としては、市役所本庁舎をはじめ、支持くい、いわゆる建物の支持くいがあるそういう建物の抜け上がりですね、代表的な六日町中学みたいな感じですね。こういう抜け上がり現象が数多く確認をされているところであります。これに伴う下水道、水道などの埋設管との接続部分に、やはり破断等の影響が生じていると。それ以外の一般住宅、そして下水道管これらについては、現時点では明らかに地盤沈下の影響といったそういうものは見受けられないという状況を確認しています。これは調査に基づいています。

地盤沈下区域において新規の井戸掘削を認めることになると、区域内の揚水量、水を揚げるこの量は、従来よりも増加するというふうには当然、考えられます。これによりまして地盤沈下が一層進むのではないかと、そういう心配懸念は当然、生じますけれども、一方で降雪検知器等を活用した節水、何よりも節水。条例案にはこの節水の対策を盛り込む、そういうこととしています。地下水位の低下を可能な限り回避して、また早期にその地下水を回復させる。こういうことで、深刻な影響が出ないように努めていきたい。地盤沈下は避けられませんが、その部分が非常に大事だと思っているところであります。

下水道本管への影響であります。これは昨年9月定例会で中沢俊一議員のご質問でもお答えしたということではありますが——私ではありません、前市長であります、今年度の市政懇談会でも説明しておりますけれども、平成27年9月から11月にかけて行った調査がありまして、これまでの地盤沈下による悪影響というのが見られない。全部、カメラを入れていって下水道管を見たわけです。今後もそういった影響が発生することは、今のところ考えにくいのではないかと、そういう見解であります。

3番目のご質問の総揚水量の規制についてということではありますが、総揚水量につきましては、昨年12月定例会で勝又議員からご質問がありまして答弁をしております。その内容に変更はございません。総揚水量の規制といいますと、一定の区域において揚水できる地下水の総量、例えば何万トン以下とかするような規制をイメージされるかもしれませんが、今回の改正においては、そういった規制をかける考えはありません。

地盤沈下は、地下水位の低下が一定のラインを超えると大きく発生することは、これはもう調査済みです。わかっています、このラインを超えないこと。または超えた場合にどれだけ早く回復させるかということが、地盤沈下抑制の鍵になると考えています。総量何万トンという抑制をかけたとしても、その揚水の仕方によっては地盤沈下が発生してしまう恐れが当然ある。現在の揚水総量、これから揚水可能な総量の把握はほとんど不可能だと我々は判断をしています。

1シーズンが終了してから、後追いの形で結果を得る形にしか私どもはならない。きのう

の質問でもこういう質問がありました。上越市の例を取り上げた方がいますが、メーターをつけるとかありましたけれども、結局、後追いでこれこれどうだということしかできないというふうに、我々は考えているところであります。本当に必要なのは、安定した節水の継続、そして、今現在の地下水位のそういう市民の皆さんへの情報。それが最も大事なんだというふうに考えているところであります。それによってタイムリーな節水の行動を行っていただくということでもあります。なかなか多く雪が降っているときに、とめることはできないかもしれないけれども、そういうことを心掛けて。

また、改正条例では、新規の井戸設置について節水型降雪検知器の取り付けの義務づけ。新規の井戸に対してですね。そして、既存の井戸については全部取りつけろということは、なかなかできにくいというところがありますが、補助金制度等を設けて、節水型の検知器の切りかえを促進していくということ。継続的なその中で節水を可能にしていくということを考えております。

タイムリーな情報発信として、例えばラジオ。先ほどの水位低下の情報ですね、ラジオ。それから広報車、例えば今はメール等のスマートボード等も含め、そういう利用がありますが、これらを通じた地下水位の注意報の発令、これらを公開してやっていきたい。あわせて不必要な過剰散水を避けなければなりませんので、この監視を実施していきたい。必要に応じた改善指導とか勧告を実施できるような体制を組みたいということでもあります。これまで以上の地盤沈下を生じさせない努力を継続していきたいと思っています。

最後の4番目の質問であります。9月定例会を待たずに前倒しできないかということですが、先ほど申し上げましたとおり、非常に厳しいタイムスケジュールがあります。現在、9月定例会の上程に向けて準備を進めていますが、9月にこだわらずに準備が整い次第、議会へ提案させていただく心構えは持っております。しかし、なかなか今は厳しいということなので、約束は控えさせていただきたいと思いますが、そういう気持ちは持っているということで、ご理解いただきたいと思っております。

○副 議 長 9番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 井戸規制の条例改正について

丁寧な答弁をいただきました。それで、スケジュールについても聞いたとおりであります。2月24日と3月16日に地元の融雪協会の皆さんと勉強会、意見交換をしたというお話がありました。私も聞いているのですが、その井戸掘削業者の側からの申し入れであったと聞いています。これだけの大きな問題である限り、行政側から業者に働きかけるという、そういう姿勢もあっていいのではないかと、私は心の底からそう思うのですけれども。その後、じゃあ、融雪協会の皆さんと意見交換があったかというお尋ねですけれども、あったようには聞いていないという。

それで、これは平成5年の委員会の資料でありますけれども、地下水採取に関する条例の骨子です。今現在既にもうでき上がっているというものですけれども、平成5年につくられたものについては、施工業者の責務を明確にするというふうなうたっております。それで、

施工業者については合併前ですから、町の政策への協力をはっきり明記していると。こういうことでありますから、行政側とその施工業者との間の情報交換、あるいは情報提供、あるいは業者からの提案等、もっともっと連絡を密にするべきではないか。今後、融雪協会の皆さんと情報交換をするとか、こういう声が上がっているけれども、ここはどうだろうかとか、意見を求めるそういう場面というものが、今のスケジュールの中になかったように思ったのでこの点をお尋ねします。

新潟の大学の先生や、長岡の大学の先生の話は、およそ総論としては正しい話でありましようけれども、この地元の地下構図を一番よく知っているのは、地元の融雪協会の皆さんだと、私はそのように思っています。この点についてはいかがでしょうか。

[何事か叫ぶ者あり]

○副 議 長 市長。

○市 長 1 井戸規制の条例改正について

勝又議員が融雪協会のどなたから、そういうことでこちらから話がなくて、我々が説明に来たんだという旨の話をされたかどうかは、私はわかりませんが、私は認識が違っていて。融雪協会の会員の皆さんから要望書といいますか、そういうものが上がってきた。そして、今回のこの説明に関しては、我々のほうから申し上げさせてもらったと私は認識していますので、その辺はちょっと違うのではないかなというふうに私は思っています。

そして、常にいろいろな皆さんと話をさせていただいております。学術的見地から、学研的なやつですね、そういうところからの姿勢の話を伺うことも同時にやらなければいけませんし、当然、議員がおっしゃっているように、この地区で井戸を掘っている皆さんですから、地下がどうなっているということもかなり詳しく皆さんはわかっているわけです。当然、そういうことも聞いてもらいたいでしょうし、我々も聞かせてもらうということはやっております。あまりご心配ばかりなさらずという思いがありますが、この辺のところにつきましては、担当の部長のほうからまた答えさせますので、具体的なところを話してもらいたいと思います。

○副 議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 1 井戸規制の条例改正について

融雪協会さんとの話し合い、これは私もつくづく思うのですけれども、要望書はずっと以前からいただいていたわけです。先ほど市長が申しましたとおり、条例改正に号令がかかったのがもう2年前でありました。その段階でもっと早くに、融雪協会さんとの話し合い、意見交換が持てていればよかったなとつくづく思っております。年が明けて、ことしに入ってから、やわらどちらが言いだしたかというのは、市長が今、申しましたけれども、お互いが話をしてやりましょうということで、こちらからの話しかけもあった上でのこととございます。これがどっちがどうということは、私はあまり意味がないとは思っておりますけれども、早くやるべきであったということをご指摘のとおりであったというふうに思います。

今後の中ですけれども、当然これは融雪協会さんのご協力を得て実施できる部分もござ

います。お願いをしたい部分もございます。ご意見、その骨子が固まって皆さんに住民説明をする段階、なかなか固まらないうちにとすることはできませんけれども、3月にご意見を伺った中で我々も非常に大きな知見を得ることができました。そのおかげで骨子を何とかまとめることができたわけでありまして、それをもとに具体的な話については、融雪協会さんをはじめ、いろいろな方々とまたご相談をさせていただきたい。これはスケジュールに細かくは書いておりませんが、実施をせざるを得ない内容でございます。以上であります。

○副 議 長 9番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 井戸規制の条例改正について

どちらが先に言い出したとかいう話については、あまりこだわらないことにします。今の部長の話ですけれども、私からもお願いしたいと思います。業界の皆様方がこの地下構造が一番よく知っていると。そういう人たちと情報交換、あるいは情報提供、意見交換ですね。今後も密にやっていただきたいと思います。

では、(2)の質問に移ります。規制を解除した場合といいましょうか、条例を改正した場合、井戸をまた掘れることとなります。市長、言われるとおりの揚水量は以前より増えるであろうと。常識的にもそう思うわけですが、今は緩和されているその地盤沈下がまた再び起きないとも限らない。また日本一というような不名誉なレベルになる可能性もあります。これは可能性のお話であって、そうなるというお話は、私はするつもりはありませんけれども、そうなる可能性を否定できない。

それで、そうなったときにはどうするかというような部分、「想定外」という便利な言葉がありますけれども、また想定に反して地盤沈下が進み始めた。また、日本一というような話に仮になった場合です。じゃあ、どうするかというような話も一応、つけ加えるような形で検討しておく必要があるのではないかと、私はそんなふうに思いますがいかがでしょうか。

それからもう1つ、下水道本管について今のところ影響が出ていないか。

○副 議 長 一問一答ですので、一問ずつお願いします。

○勝又貞夫君 下水道本管の話は(2)です。

○副 議 長 一問一答ですので、一問ずつ。

○勝又貞夫君 では、お願いします。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 井戸規制の条例改正について

繰り返し述べていることですが、地盤沈下は防げない。これはもう、雪の量でも地盤沈下する地域です。水をくみ上げなくてもですね。ちょっと極端な言い方をすると。地盤沈下は完全には防げないということは、我々、明言しております。しかし、それをいかに食い止めながら、やはり水の利用を皆さんでできるようにしていくかということを、今回の条例改正では一番のテーマになっていると思いますので、それが予想外、予測がつかないことが起きた場合には、その時点でやはりきちんと対応するということだと思います。そういう

ことにならない、そこまでのことではないだろうと思いつつやっていますけれども、完全に 100%大丈夫かということで踏み切るところではでないことは、大変心苦しくも思っています。

私もはっきり言って夢を見ます。決断をした末に大変なことにならないかということは、本当に悪夢を見ることもありますけれども、そう言っていて前に進めるのか。この地域の本当に地域そのものの沈下を防ぐことを目指さなければいけないという思いの中で、皆さんと一緒に英知を傾けて頑張っているわけでありますので、なったときにはまたその時点で。本当に予測できないです。大変なことになったときには、みんなでもた真剣に考える、ということだと私は思いますけれども。

○副 議 長 9 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 井戸規制の条例改正について

そうなったときにまた考えるというお答えでありました。ということは、下水道本管に対する影響についても、今のところ認められていないけれども、今後、出てきたらそのときに考えるという解釈でよろしいでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 井戸規制の条例改正について

これも 100%ないということはわかりませんが、平成元年から進めている中で、この地盤沈下も当然ある、この現在に至るまでのところで下水本管には影響がないという結果になっています。これに基づいて勇気をふるって今やっているわけでありますので、ご理解を賜りたい。なったときの話は、無責任な言い方に捉えてもらっては嫌なのですけれども、それはそのときだというふうに思います。

○副 議 長 9 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 井戸規制の条例改正について

(2) についてはわかりました。大変、難しいことだと思っています。これについてはこれ以上、お話ししません。

(3) の節水対策の内容についてですけれども、縷々繰り返し、繰り返し説明を聞いています。それでですが、節水対策がうまく機能するかどうか。これについても思ったように機能しない可能性があるかと、そんなふうに思っています。総揚水量の規制等できないというお話もありましたけれども、地下水の水面が異常に下がらないこと、ここに注意して監視を続けると。異常に下がったときには、また警報なりなんなり発するという解釈でよろしいでしょうか。

もう一つこれについて聞いてみたいのは、節水対策が十分でないときに、今ある市の中に、今ある井戸の中で条例を改正した後、あっちの井戸も出なくなった、こっちの井戸も出なくなったというような、そういう井戸がかれる現象が起きる可能性があるかと。節水がきちんとできない場合についてですよ。今現在、かかっている井戸がどれくらいあるとか、規制を緩和して井戸を掘り始めたら、新たに水が出なくなった井戸がどれくらいあるとか、そうい

うのもきちんと調査するべきではないかと私は思うのです。今現在既に出なくなっている井戸について情報を持ち合わせているかいないかお答えいただきます。

○副 議 長 質問者にご注意いたしますけれども、一問一答ですので(3)の項目にしたがっていますけれども、一問ずつのやりとりでお願いしたいと思います。今ちょっと複数の質問になっていますので、注意していただきたいと思います。

市長。

○市 長 1 井戸規制の条例改正について

大分、ご質問が細部にいたっておりますので、これは担当の部長、課長に答えさせますのでよろしく申し上げます。

○副 議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 1 井戸規制の条例改正について

まず、1点目のその水位が異常に下がったときに警報なり何なりを出して対応をするという、基本的にはそういう考え方であります。安定的に節水をするというそれが大前提なわけです。間欠散水型の降雪検知器をつけますと、かなり節水が続きます。

我々が期待をしているのは、例えば夜中ですね、夜中は誰も見ていない。ずっとつけっ放しになっていると、ずっと電気を食うわけですけれども、夜中とか勤務に出た後、どうしても雪を消しておかなければならないけれども、人間の目が届かないというときに、きちんと節水をしてくれる。

今はその降り方の強度によって節水を機械的にマイコンが考えてやってくれるわけです。かなり有効な節水対策になる。その上で、それをやった上でどうしても一時的にことしの1月もそういう降り方がありましたけれども、まとまってどかんと降られた。こういうときに水位は低下をします。低下をしたということをいち早く、住民の方々に知らせる。それは消さなければならない、あるいは水を出さなければならないという客観的な状況を変えることはできませんけれども、そういう状況ですよ、水位がこれ以上、下がると地盤沈下が起きますよということの情報は、的確にそれを伝えると。

それをいかに早く揚水を切り上げてもらえるか。あるいは自分でどれだけ稼ぐかということも、一緒にあわせてやっていただく。これが地盤沈下を防ぐ、一番の効果がある方法だろうというふうに思っております。

それから現在、かれた井戸がどの程度把握できるかということでもありますけれども、井戸台帳で古い時代からの井戸が何本ぐらいあるかというのは押さえております。ただ、それがかれた井戸なのかどうなのかということにはわかりません。廃止をしていただければ、それはもう潰した井戸だということにはわかりますけれども、1軒のうちで2本ありますよという、それはめずらしくはないのです。ただ、最初の井戸を潰したのか、あるいは全く水が出ないのかということにはわかりません。そこまでは我々は調査をしておりません。以上です。

○副 議 長 9番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 井戸規制の条例改正について

ご答弁をいただきましたのでおおむねわかりました。4番については、先ほどの市長の答弁で十分かと思しますので、大項目の1番については終わることとします。

2 城内診療所について

続いて第2項目であります。城内診療所について。地域の皆様にとってなくてはならない診療所であります。歴史を振り返れば、昭和21年に長森にできたのが始まりだというお話であります。今現在の位置に移ったのが昭和53年。病院から診療所になったのが平成21年と聞いています。このなくてはならない診療所について、3項目お尋ねします。

(1)赤字経営が続いているが、これまでどのような経営改善に努めてきたか。その成果は具体的にどうであったかお尋ねします。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 城内診療所について

それでは、勝又議員の2つ目の質問、城内診療所についてであります。まずは最初のところでありますが、平成21年に常勤医の確保が困難になったということから、それまでの25床の病院から診療所に改めて、平成26年度まで19床の有床診療所として経営をしてきたわけであります。平成26年11月の医薬分業化に続きまして、平成27年度からは緊急用の5床を残し原則無床化した。現在の城内診療所であります。外来のみの現在は診療を行っている。

しかしながら、医師不足等の影響によりまして、安心・安全な医療を提供する上で不可欠である常勤医の確保が非常に難しく、外来患者の定着がなかなか図られない。これが原因だと思うのです。など、なかなか診療収入の額が見込めないという中でありますけれども、診療体制の見直し、また可能な限りの経費の削減に努めてきておりまして、現施設を維持しながら、これ以上の経費の削減というのは、今、極めて難しい状況であるかなと考えているところであります。

開設から、先ほど議員からもお話しをいただいた歴史的経過があるわけでありましてけれども、現在に至るまで病院また診療所を通じて、一般会計からの繰り入れによる運営を行ってきたところでもあります。規模の縮小、また、人員削減などによって、事業規模は診療所へ移行したこの平成21年度に比べて、平成29年の状況は当初の予算額で言いますと1億1,200万円、これは4分の1以下と現在なっています。繰入金額は特別会計の設置時からは大幅な減額となっているということでもあります。平成23年度は1億140万円から、この平成29年度の当初予算は4,300万円ということで、市内の医療再編とか恒常的な医師不足これはずっとあるわけでありまして、大変な大きな問題であります。これらの影響によりましてこれ以上の改善策はなかなか望めない。安定的な常勤医の確保が実現しない限り、今後の経営はさらに厳しくなってしまうという把握を我々はしています。

○副 議 長 9番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 城内診療所について

この点については大変、私も質問しづらい内容であります。平成23年からの城内診療所の

決算書ないし予算書から拾った数字の一覧表を、私はここに持っています。赤字額そのものが1,000万円、2,000万円というレベルではないと。具体的な額は申し上げません。大変な額であるということだけ申し上げさせていただきます。これについて、このままにしておいていいはずはないですし、何らかのアクションを起こすべきであろうと私も思うわけで、多くの市民もそう思っているだろうと私は思います。

そんな中で、中之島診療所の事例と城内診療所の事例、向こうは指定管理のわけでありませう。城内診療所は直営であると。そういう部分もあるのかなとは思いますが、経営内容があまりにも違いすぎると。これについて同僚議員からも市民病院についての質問にありましたけれども、一般会計からの繰り入れで回しているという事実があります。

ということは、市民サービスのどこかが犠牲になっているという意味であろうかと思いたすけれども、何とかこれを今後どういうやり方にするなり、同じことを同じやり方でやる限り同じような結果になるわけで、もっと違った形でのやり方を模索すべきではないかと。そういう中で、収支の改善を図ると、そういう努力を続けるべきであろうと私はそんなふうに思います。

大変、申し上げづらい質問です。誰かがどこかで言うべきであろうと、そう思うから申し上げたのでありますけれども、今の私の話について何か市長からコメントがあればお尋ねします。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 城内診療所について

言いつらいことがあってはならないと思います。議場でありますし、皆さん市民の代表でありますし、私もそういう立場であります。実態は本当に大変な状況だと思います。市民のサービスをどこか削っているという考え方ではなくて、私は今、大変だけれども、その当該地域、例えば城内、五十沢の地域の皆さん、その周辺もあるでしょうか。そういう皆さんの、あそこにおける医療の拠点としてこれは必要であるからこそ、当然、赤字経営——市民病院だってそうなのでありまして、それらを認められる、認めてきて今があるというふうに、一般会計からその分の補填をしてですね、それをみんなが認めてきたということ。

ただ、これをほかの医療のところもそうですが、それを是とだけして進んで、ずっと未来永劫いくわけにはいきませんので、大変、大きな課題だと思っておりますが、これを何とか解消していくことに尽きるんだろうと思います。

ここで全部を申し上げられませんが、私としてはこの医療体制のきちんとしたあり方を、非常に大きなテーマだと思って、今、市長職を勤めていますので、今は言えませんが、さまざまな形でこの部分の善処といいますか、そういう方向を今、模索をしているという答弁にさせていただきたいと思いたす。

○副 議 長 9番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 城内診療所について

今、市長よりご答弁をいただいて安心した部分もあるのですが、前向きにひとつよろしく

お願いします。

それで、もう一つこれについて赤字経営から脱却するためという意味もありかもしれませんが、指定管理で運営するというようなこと、そのお考えがあるかないかお尋ねします。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 城内診療所について

まず、受ける人がいるかどうかという問題もあったり、そういうこともありますので、先ほど申し上げたとおり、鋭意いろいろなことを考えながら善処するように、今考えておりますので、細かい答弁は差し控えます。よろしくお願いします。

○副 議 長 9 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 城内診療所について

では、(2)に移ります。現在の診療体制は十分か。問題があるとすれば、それは何であるとお考えでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 城内診療所について

本当は細かいことになってくる部分もあるので、担当のほうからと思いますが、私のほうからちょっと申し上げたいと思います。現在、所長のほか非常勤医師が5人、月曜日から土曜日、土曜日は午前中ですがけれども、の外来診療の体制を敷いているということで、月2回の魚沼荘への往診及び城内・五十沢地区の保育園で健診等を、これは春と秋ですがけれども、行っています。

現在の外来患者数及び診療内容から、これ以上の医師の配置は必要がないというふうに今のところ我々は考えております。城内・五十沢地区において安定的な1次医療を提供するためには、常勤医の定着が本当に必要であるというふうに思っていますが、なかなかこれが進まない。舞子さんと違うところですかね。やり方も違いますけれども。

今後、この地域で医療提供を続けるためには、常勤医師による安定的な医療体制を構築するとともに、市立病院と協力をし、医療の質やサービスの向上を図ること。またほかの医療機関との連携による地域全体で医療を支える体制の構築など、さまざまな方法の検討とその実現化を図るよう、今、考えているところでありますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○副 議 長 少々お待ちください。総時間、残り10分を切りましたので、まとめの方向でお願いいたします。

9 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 城内診療所について

市長より市立病院との連携のお言葉をいただき、大変うれしく思ったのですが、実は社会厚生委員会でいろいろもらう資料にも、その市立病院群という形で、ゆきぐに大和病院と大和病院と市民病院についてのいろいろなその資料はいただくのですが、なぜか城内診療所の資料がここに載らない。どうしてですかと言うと、向こうは診療所事業だと。こっちは病院事業だというようなお話で、医師との連携についても基幹病院と市立病院、あるいは大和病

院の間では、きちんと連携が取れていると。じゃあ、基幹病院の先生方の誰かが城内診療所に応援に行くとか、あるいは市民病院の非常勤の先生が城内診療所に足を延ばすとかというようなことがあるかということ、どうもそういうことはなさそうです。まあ、私が聞く範囲ですよ。

それで、城内診療所については、新潟から先生を呼ぶ、あるいは東京から先生を呼ぶ、あるいは金沢から先生を呼んできてもらっていると。聞いてみれば、片道3時間と。往復で6時間いろいろ出入りを合わせると、医師の時間が7時間往復のために費やされてしまうというような現実があるわけです。その交通費はこちらもちというようなことで、余計なコストをかけてよそから医者を呼んできているのではないかと、市民目線からするとそんな気がしてしまうのであります。

市民病院の常勤の先生、そして非常勤の先生、大和病院の常勤の先生、非常勤の先生、基幹病院をあわせると医師が200人。およそ200人の医師がこの地域で出入りしている。連携しながら協力しているにもかかわらず、城内診療所にはその先生方が足を運ぶことがないと。その結果として金沢から呼ぶ、東京から呼ぶというような形になっているとすれば、ここは改善するべきだろう。

我々が繰り返し、繰り返しこの議場で聞くのは、地域で一つの病院というお話を聞きます。地域完結型の医療と、このシステムをつくり上げるんだと。ほぼ、つくり上げたのだというお話であります。しかしながら、全体をみたときに、城内診療所が何か仲間外れになっていないかというような気がしてならないのですが、その医療の診療体制、城内病院の医療の診療体制について、何か今後しっかりと改善していく、そういうお考えがあるかどうか。ちょっとだぶりますけれどもお尋ねします。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 城内診療所について

今の市立病院との連携というのは、宮永病院事業管理者との話をさせていただく中で、いい方向性だなという話でしているのですけれども、まだ具体的なところがちょっと私はつかんでいないところがあります。そういう認識を先生方も持っているということですので、これにつきましては病院の担当部のほうからちょっと答えさせますので、状況把握があったらお願いしたいと思います。

○副 議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 2 城内診療所について

今ほどお話がありました城内診療所の先生方でございますけれども、今の医療再編ができた中で城内診療所の体制が枠外に置いてあるということではございません。今おいでいただいている先生方は、まだ町村合併前、城内病院の時代からおいでいただいている先生方でございまして、ずっと長いお付き合いがありますし、その先生方にかかっておられる患者さんがございます。

医療再編後、じゃあこの地域が、今ほど、ほぼ体制をつくり上げたというお話もございま

したけれども、議員ご承知のように例えば基幹病院であれば、まだ病床が3つも立ち上がっていない。小出についても計画どおりいかずに、堀之内が今のところベッドが開けていない、閉院になったということで、まだこれは途上でございます。

この地域に医療資源といいますか、医師が200人ということですが、充足されているかということになりますと、医師は圧倒的に不足をしております。例えば市民病院におきましても、今の恐らく200人というのは非常勤でいただいている先生方を全部カウントしていると思うのですが、医師が足りずにいろいろなところからお願いをしながら、例えば月に1回ですとか、2か月に1回ですとか、そういう算段をしながら何とか市民病院においても外来体制を確立しているという状況でございます。

そういう中で、長いお付き合い、ずっとこの地域の医療を支えていただいています城内診療所の、そういう意味ではこれまでも病院時代から地域の城内の医療を支えていただいている先生方ですので、ここは大事にしながら一緒に連携をとりながら、まだまだ不足している医療資源でございますので、ここについてはお力をお貸しいただくということは、これは当然のことかなというふうに考えています。

ただ、今の城内の経営状況といいますか、状況はこれがじゃあずっとここにあるからそのままでもいいかといえば、これは当然、議員がおっしゃるような内容になるかと思います。これについては今ほども市長から答弁がございましたように、今、宮永管理者のお話も出ましたけれども、いろいろなところで次の段階を模索しているという段階でございます。

ただ、この場でちょっと具体的な話までは、市長からもありましたように、ちょっと出せる段階ではないということですが、これはいろいろな方策を含めてもちろん検討してございますし、今、城内診療所においては、その経費削減ということも含めて最大限の努力をいただいています。それから、市民病院からもそういう意味では医療スタッフ、今、放射線技師ですけれども交代で城内に派遣をして、そこを支えてございます。そういう体制の中で次の段階を、今、模索している状況ということになるかと思います。以上です。

○副議長 残り時間が迫っておりますので、質問者、答弁者、完結をお願いいたします。

9番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 城内診療所について

今、ご答弁いただきましておおむねわかったのですが、私としては城内診療所を診療所としてではなくて、市民病院の分院として位置づけて、市民病院の先生方が交代であそこに勤務するというような形にすると、いろいろな意味でコスト削減になるのではないかと。そういう意味で機構改革そういうものもあっていいのではないかと、私はそのように思っているのですが、これについては答弁はいりません。

では、3つ目、(3)城内診療所の2階が全てあいたままになっています。この2階を医療、福祉、介護、保健などの分野で有効に活用できないものか。あそこがあくという話は、4、5年前からもう既にわかっていたことでもあります。そんな中で、有効に利活用できないでい

るわけですがけれども、今後あそこを何か今申し上げたような形での利用をお考えでありましようかお尋ねします。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 城内診療所について

議員のご提案の医療、例えば福祉、介護、保健等の分野での利活用は不可能ではないと思います。あいています。使っているところもあるのでありますが、そういう需要があるかどうかということも、まずはありますし。ただ、あそこが非常に老朽化をしている。構造上のいろいろな問題ですね。例えばお貸しした場合に、入ってくる入り口を変えなければいけないとか、下は当然、診療所で使っているわけですから、そういう入り口をどうするのかとかいろいろあるわけです。そういうことも含めて、貸し出すには多額の改修費用等を要するなどの課題が多くあるということも、認識をいただきたいと思います。積極的に利用者を募る状況では今ないという状況かと思えます。

○副 議 長 総時間1時間が過ぎておりますので、完結をお願いいたします。

9番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 城内診療所について

時間についての注意がありました。私自身はまだ3分残っているのですが、この辺でやめたほうが良いようであります……(何事か叫ぶ者あり)

では、そういうことで前向きにご検討いただくということで私の一般質問を終わります。

○副 議 長 ここで休憩といたします。再開時間は11時20分といたします。

[午前11時05分]

○副 議 長 休憩を閉じて会議を再開します。

[午後11時20分]

○副 議 長 質問順位16番、議席番号18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 通告に従い一般質問を行います。

1 南魚沼版CCRC(生涯活躍のまち)構想について

今回はこのCCRCについて大分意見が、質問があるようではありますが、かぶるところもございましてひとつ用意していた通告にしたがって、質問をさせていただきます。

第1項目、私は南魚沼版CCRC(生涯活躍のまち)構想について伺いをいたします。

2014年12月議会で事業化の検討が示され、2年半が経過いたしました。私は当初の勉強会からほぼ全て傍聴し、議会で発言し、議会報告で市民に知らせてきたものであります。時系列的に示しますと、あまりにも拙速だ、政策決定のプロセスが重要である。また、国には地方創生にふんだんに財政投下する余裕はない、熟慮が必要だ。また、地方消滅論でにわか仕込みの日本版CCRCが取り沙汰されている。大企業は利益が見込めなければ進出してこない、慎重に対応せよ。市民が安心して住み続けられる社会の構築が前段になればならない。あくまでも民間企業がやることで、行政が深入りするものではない。なぜ、大和公民館周辺なのか。市民は国際大学敷地内と理解していた。見切り発車だ。構想から撤退すべきだ。

工業化住宅は地元業者の仕事にならない。用地取得、家賃保証など事業者のリスク負担の提案は、根本的に違った事業になる。C C R Cを基軸事業とする宣言と、事業者のリスク負担の提案受け入れは、市主導の事業に変質する、など、指摘したものであります。

C C R Cはソフトとハードがあるといわれておりますが、関心の部分はハードであります。浦佐地区コア事業の現在の進捗状況は、当初計画から1年先送りになっております。企業が開発ということで、アイデア募集が行われ、結果、優秀賞2社が連携実施事業協議パートナーに選定されました。パートナー企業から提案事業の事業性の検討の中で、市に事業リスク負担の提案がなされ、協議中というのが現状であります。協議パートナーの事業性の検証、検討が8月までとスケジュールにはなっております。提案されて半年となっております。

インフラ整備を除く事業について市は負担をしないという考え方は現在も変わっていないと、3月議会に答弁をもらっているところではありますが、その中である質問には、協議の上で考えが変わるときは、議会にしっかり説明させていただく、との答弁もされているところでもあります。変更もあり得るような答弁でありました。

先ほどの牧野議員の質問の中で、ハードを取りやめることはできるということ。できるが、やることもできるとこういう、また曖昧なところで今、進んでいるところでもあります。私は詳細について今回は質問をし、本当に事業者がやれるのか、やる気があるのかというあたりをひとつ検証してみたいと思います。

(1) 事業性の検証は事業化の前提条件と考えるが、協議の経過を示すべきであります。リスクの市負担なくして事業化ができないものというふうに踏んでいるのかお聞きいたします。早急に検証結果をもって判断が必要なものというふうに私は捉えております。時間稼ぎにみえるような問題にも取れるわけであります。

次、(2)として事業費が示されずに、リスク負担の提案がされているわけではありますが、私はこれは理解できません。提案者からは当初から試算に基づき提示されていたと私は思いますが、事業費と市のリスク負担の額を示すべきではないかというふうに思います。我々に配付された提案の書類によりますと、アイデア募集審査の時点からリスク負担の分担は今後の課題というふうに書かれてもおります。建設事業費、維持管理費、運営費などを明らかにし、リスク負担の裏づけを私は示しての提案であったというふうに思っておりますが、いかがでありますでしょうか。

次、(3)であります。移住者のニーズで提案された内容、ハードの部分ですが、変更もあり得ると言うが、移住希望者数をどのように想定しているのか伺うものであります。お試し居住は大々的に宣伝をしたわけでありましてけれども、聞くところによると平成16年、17組の20人。平成15年、10組11人というようなお話もありますが、まず、お答えをいただきたいと思っております。

(4) この計画は、200世帯400人の移住者のための住宅建設事業であります。この200世帯の住宅建設は、地元業者にとってみれば大きな魅力であります。産業の創出、雇用の創出というが、施設建設が地元企業の仕事にならないのではないかとというのが、私の判断であ

ります。大成建設グループ、大和ハウス関連であります。これに至った経過は示してほしいものであります。

次、(5)であります。移住者の住宅は、私は当初、土地、建物等、分譲を受けて移り住んでいただくものというふうに理解しておりました。しかし、示された案は、賃貸住宅であります。なぜ、こういった形になったのか想定をされたのか、私は明らかにしていただきたいと思っております。そして一部の説明では、地元のアパート経営とそれに見合った家賃設定というような説明も聞いたところではありますが、民間事業者のアパート経営との競合が、私は心配しているものであります。

次に(6)として、一般社団法人南魚沼市まちづくり推進機構の役割、これを伺うものであります。以上、壇上での質問を終わります。

○副 議 長 岡村雅夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、岡村議員の質問に答えてまいります。

1 南魚沼版CCRC（生涯活躍のまち）構想について

南魚沼版CCRCの構想についてであります。大変たくさんありますので、ちょっと時間がかかりますのでよろしくお願いします。

検討の経過についてでありますけれども、現在、事業関連実施の協議パートナーと協議を進めているところであります。このパートナーを決定する過程につきましては、平成28年10月19日に開催された総務文教委員会で事業の進捗状況として説明したところであります。

まちづくりアイデアの募集に際しては、議員の言われるように、事業性の検証が事業化の前提条件となるのが、これは当然のことです。事業計画が決まっています実施事業者を選定決定する、または、事業実施者が決まっています事業計画を協議決定する、といったことが通常です。しかし、このたびのCCRCの実現につきましては、事業者と事業計画の両方を協議決定するという手法を取ったということでもあります。

協議パートナーと一緒に協議しながら進めるという、これまでに例のない形を採用しておりますことを、説明させていただいてきたところであります。道なき道を行くという部分かなと思います。この辺のところは、どうしてもわかりづらい部分には私はなるんだろうと思っておりますが、このアイデア募集の段階で、市にリスクを求めない提案があれば、関連事業者として決定をする。そういうことであつたわけではありますが、市のリスク負担の有無を留保した提案であつたために、協議パートナーという形にしてさらに協議をすることにしましたものであります。

現時点ではようやく基本計画の素案ができたという段階であります。コンセプトとか面積などの仮の設定をお示しして、入居希望の皆さんからの意見を具体的に聞き取りながら、素案に反映させて修正をしていくということでもあります。これと並行して整備事業費の積算を行って、入居者の負担が可能か、または官民のリスクの負担がどうであるか、事業化できるかどうかなどを協議して、施設整備事業者との最終的な合意形成を図ってまいりたいという

段階であります。

リスク負担についてであります。移住希望者の人選を、地域の活性化に資する人材を集めること、こういう大きな目標があるわけでありまして、これを条件としているために想定される空室のリスクとか、用地の取得・貸与状況とかそういう家賃の高騰などのリスクがありますけれども、今までも申し上げているとおりであります。市はこの部分のリスク負担をしないことを前提に、協議は進めているということでもあります。

先ほどの牧野議員への答弁でも申し上げましたけれども、協議の結果として、市、関連実施事業者が合意形成に至らない場合、今回の浦佐地区コア事業の連携パートナーとの協議は不調となってしまう。この時点で、このコア事業の居住施設整備の事業、つまり先ほど議員もおっしゃっているハード事業は、中断することとなるということでもあります。

ただ、これを中断させないように、まずは頑張っていく。そして、いろいろなことが出てきた場合には、議会等にもお諮りをして、それがどういうふうに進むべきかということは、皆さんと一緒に相談させていただくということは、姿勢として今も変えておりませんので、ぜひ、ご理解をいただきたいと思えます。

議員はハードの部分に特に関心がどうも集中しているように思いますが、このCCRC構想を基軸とした地方創生総合戦略というものは、施設整備、ハードというそれも大事ですけども、市民も対象としたサービスの向上に向けた仕組みづくり、ここが肝要と考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思えます。

2つ目のご質問です。試算に基づき、いろいろ提示されていたと思うが、事業費と市のリスク負担額を示せということ。この辺につきましても、なかなかご理解をいただけないようでありますけれども、アイデア募集以来、実際に事業者とは合意の上で協議を進めてきている。

事業費の試算は、この本事業の適合を図り、事業者のリスクや負担を低減するこれもあわせてやっていく。この土地、建物保有の手法を整理してきたところでもあります。市が求める人材の移住が、先ほども申し上げましたこの移住が担保されるためには、何らかの形で市が関与する仕組みづくりが必要と考えまして、土地、建物の保有に対して、一定程度関与する案が考えられる、そういうためであります。現状の候補地が民有地であり、複数の所有者があることから、特に借地となった場合については、市の関与の必要性も想定されるということでもあります。

市が全面的に負担する段階から、一切負担をしない場合まで、事業意図への適合性と事業実現性の検討は行っています。しかしながら、市としては購入、借地いずれの場合でも、居住施設整備に係る市の負担は想定していないため、現在のところ民間の側からは、事業実現可能性は低い、と言われている、これが現状であります。

空室リスクの負担についても同様ですけれども、いずれも今後、住居タイプの修正などと並行して最終協議に入っていくことになると思えます。建物の建設費については、常識的な算定で作成をしておりますが、聞かれておりますので具体的にちょっと述べたいと思えます。

例えばあそこに書かれている里の家、これについて例えば 70 平米、坪当たりで 65 万円、20 戸で 2 億 8,000 万円と。なりわいの家、例えば 5 戸で——いろいろ細かいここまではちょっといいでしょうかね。いいと思いますが、これらの試算はしております。合計で 6 億円程度というふうに試算をしました。

これは単純に想定坪単価を面積に乗じたような程度のものでありまして、議員もこの建築等につきましては、専門家でありますので想定をされていたというふうに思いますが、このような状況です。このほかに土地代、造成費などの経費も必要となる。これをもとに運営経費を含めて、資金調達における利率とか家賃想定なども加味しながら、協議材料として整理しているという状況であります。

温泉施設につきましてであります。南魚沼市の新市建設計画の中にも掲載をされておりましたので、健康やまもピアなどの旧大和町のまちづくりの構想の一部をなすものというふうに、私どもは認識しているということです。今後の整備につきましては、民間がやるのか、公設民営で行うのかも含めて協議をしたいと思っております。市の事業として整備するようであれば、南魚沼市総合計画の実施計画にも掲載して進めることになるかと思っております。既存施設の活用における建設コストの最小化、また、有利な財源の確保などは当然検討が必要になってまいりますので、いろいろ考えさせていただきたいというところでございます。

3 つ目のご質問で、この移住希望者数ということですが、昨年度までに C C R C の移住に関するお問い合わせをいただいた方、約 70 人。シニア層、また若年層を対象に行ったセカンドライフ塾というのがありました。移住体験ツアーの参加者 20 人、合計で 90 人に対してご意見ですとか、またニーズ調査を検討しています。今年度の移住定住セミナーの参加者へも聞き取りを行う予定としておりまして、早期に 50 戸 100 人という目標のうち、少なくとも 7 割程度の希望者を確保したいというふうに考えているところであります。

4 つ目の質問でございますが、200 世帯この住居建設事業が地元の業者にとっては大きな魅力だというこの話であります。浦佐地区コア事業この推進のために公募を行い、連携実施事業の協議パートナーと役割分担して事業化を進める方針としてまいりました。この事業は、問題となっているリスク負担の点が解消されたとすれば、協議パートナーとの間で事業実施について協定を締結してから施設整備がスタートしていくという、これは当然そういう流れになるんだろうと思っております。施設整備のコンセプトやプロモーション、入居募集予告などを行うところからのスタートとなりますので、ソフト事業やサービスなどの整備、提供も期待しているところでありまして、ハード整備だけではなくて、特性やそういうところを生かした事業やサービス展開も期待するところであります。

アイデア募集という形で、提案、公募いたしましたけれども、市の地元企業の参画をいただけなかったというところから現在の動きとなっているということ、ご理解いただいていると思っておりますが、もう一度ご認識をいただきたいと思っております。今、事業パートナーとの合意形成を図っている段階でありまして、地元企業との連携は、今後の検討材料だというふうに考えております。

5つ目のご質問であります。分譲住宅だと考えていたと。賃貸住宅を想定したのはいつからか。この地元のアパート経営の皆さんとの競合の問題、これについてご質問であります、最初から分譲のみと決めていたわけではありません。多様な移住者ニーズを想定した一形態としての提案でありまして、移住して所有する負担感を軽減すべきとの検討から優先すべきとされた方針というふうにご理解をいただきたいと思えます。

なお、分譲につきましては、移住される方との協議が整えばいつでも実施できることから、検討の場には上がっていませんが、賃貸のみで事業を進めるものでもありません。全体の配置計画の中で、分譲住宅もニーズを見極めながら確保されていくことになろうかと思えます。一般的な民間アパートにないサービスの提供がここにはあるわけでありまして、周辺の賃貸住居との単純な競合というのにはならないというふうに、我々は考えているところであります。

6つ目の質問です。まちづくり推進機構の役割。この一般社団法人南魚沼市まちづくり推進機構には、国から想定された地域再生計画「住まう喜びを感じるまち南魚沼」実現プロジェクト、これを市と連携実施していくという役割がある。もう何回かお話をしているとおりです。

この再生推進法人の指定に当たりましては、特定非営利活動法人、一般社団法人、もしくはその他営利を目的としない法人、または地域再生の推進を図る行動を行うことを目標とする会社、ちょっと長々言って申しわけありませんが、これらに限定をされており、市が認定要綱を定めて認定をしたものであります。また、この法人の新規設立については、このCCRCの推進協議会等に諮り、設立準備部会を立ち上げて、市内の関係企業とも協議をさせていただく中で合意形成をしながら進めてきたことはご存じのとおりであります。

当面は市の業務委託が大部分となります。ほかの方の質問にも答えたとおりであります。その部分は地域再生計画に掲載のとおり、年次計画というふうになってまいります。市とこの社団法人双方で綿密な協議を行いながら進め、その進捗状況について適宜報告することを業務委託契約書で定めております。市は出捐者でもございますので、当然のことであります。

この法人は、市と市民・移住者の間をつなぐ組織というふうにご考えておりまして、市がまちづくりを推進する上で、地域住民に近い立場でコーディネーター役となつていただくこと。これらが大変期待しているところであります。以上のことで、この法人を設立したというふうにお考えをいただきたいと思えます。

○副 議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 南魚沼版CCRC（生涯活躍のまち）構想について

大変、答弁ありがとうございました。私は行政の問題で道なき道を行くと言われれば、それまで何もわからないということになってしまうのですが、そうではなくて、早急に検証結果をもって判断が必要な時期だというふうに、私は捉えているのです。なぜかという、提案した段階でもうその提案があるわけですね、リスク負担の提案が。ということはもう、詳細に試算がされて、私の逆算でいけば先般、我が委員会でゆいま～るを見た段階で、施設

を見た段階で、サ高住ですが大体 100 万円と。それを私はこの平米面積で計算してみたら 6 億円と、こういうふうになるのです。ですから、実際私はそういう綿密な計画をした中で提案をされているものであるから、そんなに時間をかけないで 8 月の末までなんてかけないで、早急に判断ができるのではないかということで、私は時間稼ぎに見えるのですがどうですか。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 南魚沼版 CCRC（生涯活躍のまち）構想について

時間稼ぎと言われてしまうと、言葉がないのですけれども、担当の部長に答弁させますのでよろしくをお願いします。

○副 議 長 地方創生特命部長。

○地方創生特命部長 1 南魚沼版 CCRC（生涯活躍のまち）構想について

今、時間稼ぎというお言葉でしたけれども、時間稼ぎを何のためにするかというのを逆にお聞きしたいぐらいでして、特にスケジュールがこれだけ押してきているというような状況もございます。早期に結論をつけて前に進みたいというのが、担当のほうの思いでございますので、決して時間を稼いでいるなどということはございません。

今ほど用地の関係ですとか、それから入居者の空室リスクこういったお話をさせていただいて、協議をというような答弁を市長のほうでさせていただきましたけれども、あわせていま事業者と一番問題になっていますのは、事業者の皆さん、民間の事業としてやりますので、その資金を集める方法でございます。ご存じのように協議パートナーの中には、日立キャピタルさんというそういう専門の事業者さんが入っておりますけれども、その皆さんの想定された資金集め、それに対する配当と申しますか、そういったものが出てきますけれども、それを全てあわせた中で大まかな家賃を出して、それでも移住者が実際にあるのかというあたりが、実際の今、詰めている内容になっております。

数字をお示ししないのは、それがひとり歩きするのが非常に困るわけでございます。実際に工夫をすれば、ほかの資金も考えられるのではないかという部分がございまして、今後やはり、その辺を重点的に詰めていくべきだろうということでございます。決して時間稼ぎということではなくて、事業者の皆さんと一緒に進んで検討を進めているということでございます。

○副 議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 南魚沼版 CCRC（生涯活躍のまち）構想について

細かに聞こうと思っているところを、総体的に答えられるもので、どこまで話をすればいいのかわからないのですが。時間稼ぎに見えるというのは、そういうふうに捉えられれば変なのですが、一流企業が面積はわかって、そしてシステムまでわかって、それで事業費から追ってきて、あるいは運営費から追ってきて、これだけかかりますので、これだけこの部分は市にお願いできますかと。市はどれぐらいの負担になりますよという案は、当然、提案の中にあつたものというふうには私は捉えているから聞くわけです。

でも、そうしたら今、示すとひとり歩きするからだめだと、こういう話ですが、じゃあ、

何を協議しているのか我々は全然見えないということでもあります。それは水掛け論になりますのでまた後段で言いますが、諸手続——私はこの与えられた資料から言っているだけなのです。私はもうタイムリミットは過ぎていくんじゃないかと。1年間もう延期されたのです。この4月から建設予定だったのです。それが来年の4月からと。それで、来年の4月からということになると、じゃあ、これから開発許可を取って、まだプランもできていない状況で間に合いますか。開発許可、農振除外、農転許可。以上どうですか。

○副 議 長 市長。

○市 長 この点につきましても、担当の部長に答えさせます。

○副 議 長 地方創生特命部長。

○地方創生特命部長 1 南魚沼版CCRC（生涯活躍のまち）構想について

これは皆さんにもお示ししているスケジュールにあるとおりですけれども、実際のその今おっしゃいました開発許可、それから農振はこの地域には予定地入っておりませんので、農転ということになりますけれども、非常に厳しいスケジュールであるということは、認識はしております。ただ、実際にはその流れで現状の通常の協議が進めば、入っていけるというふうに考えております。

○副 議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 南魚沼版CCRC（生涯活躍のまち）構想について

私は今のペースでいくと、これから移住者を募集して、その希望を聞いて、プランを再検討してなんていう話でいくと、私はかなり難しいものだなというふうに捉えています。私は当初からこの事業をやるためには、市が主体となって財政投入をしなければならない事業なのではないかというふうに見ていたのです。それが提案の私は第一の部分だと思うのです。

そうした中で、土地は私は企業が取得して、事業展開をするものであると。これは普通です。高価な土地のところはともかくとしても、借地の上に地上権を、大事な品物をつくるなんていうことは、私は普通、投下するものとしての対象にはならないというふうに思います。

そういったところにちょっと、本気で投資、開発をしようとしているのかというのがわからないのです。私は独自に土地を設けて、独自に調査をして、それでメリットがある、ないを見て、そして企業は進出するものだというふうに思っています。私はさっきのかいま聞いたところによると、事業者が多分メリットを見いだせないでいるのではないかと、私は建設目的ではないかというふうに捉えているのですけれどもいかがでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 南魚沼版CCRC（生涯活躍のまち）構想について

まあ、岡村議員の考え方はそうなのでしょうが、私はそう考えておりませんで、一般的な事業展開と今回のものは、先ほど言ったような前提として、例えば南魚沼市にいろいろな形で資するための人材を、例えば担保した都市化とか、そういうことがいろいろあるわけなので、新しい事業をやるということの中で、私は理解しています。なかなかその一般的な開発行為と全然違うというふうに私は思っていますが、これらにつきましてもまた見解を特命部

長のほうに答えさせますのでよろしく申し上げます。

○副 議 長 地方創生特命部長。

○地方創生特命部長 1 南魚沼版CCRC（生涯活躍のまち）構想について

市のほうが財政投入して進めるべき事業だったのではないかというお話もありますけれども、この辺は当初からリスク負担も含め、財政投入をしないと。インフラ整備等はするけれども、というようなお話をさせていただいたところがございます。本来であれば、議員が言われるように、民間の事業者が土地も定め、必要な調査をしながら土地を求め、建設していくということになるかと思えます。これは市内でもマンションの例ですとかいろいろなことがあって、想像はすぐにできるものであります。

ただ、今回CCRCというものが事業性の部分で非常にどれだけのニーズがあるかがつかみきれないというのが、民間の見方でございます。国ほうでは日本版CCRCということで進めておりますけれども、果たしてどれだけ本当に移住するのかと。今、先進で進められておりますようなサービス付高齢者住宅といわれるものをつくるわけではない、このCCRCの考え方があったような施設の整備というのが、どうなるのかというのがわからない部分であります。

したがって、建設目的であれば、事業性がないとなれば最初から入ってこないと思っております。ただ、そこがどれだけのこれから可能性があるのかというのを、事業者の皆さんも一緒になって検討をすると。そういう機会ということで、今回、協議のパートナーについていただけるということだと思います。その点については事業者の皆さんに感謝も申し上げているところでございます。以上です。

○副 議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 南魚沼版CCRC（生涯活躍のまち）構想について

当初の予定であれば、あくまでも民間が開発するものであるという立場を、市が崩していないということであるならば、このリスク負担の段階で、大きなやっぱりそこでネック、障がいがあったというふうに私は見ていたのです。ですから、私は当初から計画、工事費、予算等は示されていたというふうに思います。

それが市の今までの方針と違った提案がなされたがために、意図的に事業費を隠したのではないかと、伏せたのではないかというふうな、今までのこの論を見ていると、そういうふうを感じるのですが。先ほど市長も6億円程度という言い方をしました。居住棟の総事業費、工事費ですよね、これ建設費です。私が逆算しますと、事前にお伝えしておきましたが、6億9,575万円。そのほかに土地取得費があるでしょう。それから、運営費があるでしょう。かなりの事業のものでありますよという話をしているわけではありますが、伏せたか伏せなかったかひとつお聞きします。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 南魚沼版CCRC（生涯活躍のまち）構想について

これにつきましては、担当の部長に答えさせますのでよろしく申し上げます。

○副 議 長 地方創生特命部長。

○地方創生特命部長 1 南魚沼版CCRC（生涯活躍のまち）構想について

今回の連携事業パートナーの中に入っております、大成建設さんにつきましては、これも以前どこかで報告をしていると思いますが、市のほうがCCRC構想を立てた平成27年の11月ですが、その1か月前に独自の提案を持ってきていただいております。これはもう民間の皆さんが独自で事業費をはじいて、今、議員がおっしゃったようなはじき方をしまして、運営費を含めてこのくらいの家賃になると。こういう資金計画でいると。その中には当然、私ども行政からも補助金とかそういうものを想定して、やっとならば事業になるんだというような提案でございます。

この事業費につきましては、当然ですが資料として私どもが事業者さんからいただいたものですので、特に公示するものではないというふうに考えておりますし、今現在、協議パートナーとやっている内容も、その域を脱したのではなくて、先ほども申し上げましたように、議員が算出できているようなもの出し方、算出方法の域のものでありますので、これをあえて公示しなくてもいいものではないかなというふうに考えているところです。あえて隠すとか、そういうことではないということをご理解いただければと思います。

○副 議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 南魚沼版CCRC（生涯活躍のまち）構想について

私はかなり、市がもし負担をとするならば、そういう方向に行くようになるとしたならば、当然これは開示がされていなければ事業が進まないわけです。ですから、じゃあ、概略でいいですから私はきちっと示すべきであると。この席で示せとは言いません。そうしていかないと、事業量もわからなくて、やる日取りだけは決まっている。スケジュールだけは決まっているという、こういう形ではやはりならないと思うのです。

市が負担しないならばいいんです。負担しないのであるならば、何もいいんです。民間が開発するのならそれでいいんです。公表しなかったら負担しないものというふうに私は取ってはいたのですけれども、それは水掛け論になりますので、そこで私は6億円程度ということでもありますけれども、これだけ詳細な間取りから計画が出ているわけでもありますので、私はもう少し我々議会に示すべきものであるというふうに思います。

たまたま、あした、23日の協議会が開かれるものの資料が出るそうでもありますけれども、あまりにもこういった質問に答えられない出し方で私は驚いているのですが、そういうこれから開示していく考え方は、早急にあるかどうかひとつお聞きします。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 南魚沼版CCRC（生涯活躍のまち）構想について

この点につきましても、担当部長に答えさせます。

○副 議 長 地方創生特命部長。

○地方創生特命部長 1 南魚沼版CCRC（生涯活躍のまち）構想について

議員がおっしゃるように、市が負担するのであれば当然、開示しなければいけないものだ

と思っております。今現在、市は負担しないという方向で協議を進めていますのでよろしく
お願いいたします。

○副 議 長 質問の途中でありますけれども、ここで昼食のため休憩といたします。再
開は13時15分といたします。

[午前12時00分]

○副 議 長 休憩を閉じて会議を再開します。

[午後1時15分]

○副 議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 南魚沼版CCRC（生涯活躍のまち）構想について

先ほどのやりとりで、まだリスク負担をするという話ではないというような話であります。
しかし、私は額が示されている中で、それを伏せていたのではないかとということで質問した
中で、どうもあるようでありますので、私はこの段に至っては、ここで答弁は要りませんの
で開示をしていただきたい。開示をすることによって、リスク負担の額も開示をしていただ
いて、そして判断を仰ぐという形を取らなければ、執行部と業者でやりとりをしても何
ら結論は出ないものというふうに思います。早急にそういう考え方をできるかどうかひとつ
お聞きします。

共用施設等も、どうもそれぐらいはとか、土地ぐらいは、とかというような形になってい
るようでありますので、その辺、総事業費を、関連する事業費を開示できるかどうかひとつ
お聞きします。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 南魚沼版CCRC（生涯活躍のまち）構想について

きょうだけではなくて、3月の議会でも多分、申し上げていると思うのですがけれども、我々
はリスクを負担しないという形で協議をしているということは、間違いのないと思います。そ
の後、やっぱり具体的な、例えばここはやれば事業が進められるとか、今の段階では民間の
側からは、なかなか事業実施実現の可能性が低いというふうに思われているのが現状だと先
ほども言いました。

この中で、例えばこういう部分は市も受け持っていただければ、この事業は進められると
かそういうものが出てきた場合には、皆さんに相談をします。もうずっと明言していますの
で、そういうことも含めて当然、開示をする中でやっていかなければならないと思っていま
す。これがいつになるかというのは、ちょっと私がここではっきり申し上げられませんが、
答えられる部分があるとは思っていますので、担当の部長から答えさせたいと思っています。

〔「それはいいです。私は返事が聞きたい。開示するかしないかの」と叫ぶ者あり〕

○副 議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 南魚沼版CCRC（生涯活躍のまち）構想について

時間が限られていますので、私は事業性が低いという判断を事業者がしているという答弁
までして、でも本当に我々は額がわからないで、どういう判断をしたのかというもわからな

い。そうした中で、あれをしたら、これをしたらということであるならば、やっぱり全体を我々はわかって話を、説明を聞かなければ、これは理解を求めること自体が無理だというふうに思いますので、もう一度お聞きします。私は示すべきだというふうに思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 南魚沼版CCRC（生涯活躍のまち）構想について

何度も繰り返し申し上げておりますが、これはいずれするという話をしていますので、今の、現在ではなくて、いずれこれは当然しますということを行っていますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○副 議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 南魚沼版CCRC（生涯活躍のまち）構想について

いずれするときには、リスク負担をして、という形になるので、私はそれはここでどういった形で事業性が低いのかというあたりは、我々は共有しておくべきではないかというふうに思います。これ以上やってもだめですので、私はそういうことでこれからも求めていく予定であります。

それから、次に移ります。3番の、今回の100人程度の予定という予定が、要するに7割ということは70人ということではありますが、そういったぐらいだろうという見込みを聞いたところでありますけれども、私はやはり日本全国、移住合戦ですよ。そうした中で、この地の魅力、それでこの地の不安、これらはもう調査はかなりしていると思うのです。そうした中で200戸400人、事業性が本当にあるのかどうかというあたりを、さらにという話まで当初はあったわけでありまして、その辺をひとつ可能性があるかないかお聞きします。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 南魚沼版CCRC（生涯活躍のまち）構想について

可能性があると思ってやっている。それがないと最初から思っているのだったら、やる必要がありませんので、そういう答弁しかできません。

○副 議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 南魚沼版CCRC（生涯活躍のまち）構想について

わかりました。次に賃貸住宅という問題で、私は非常にこういうのを移住と言えるのかなという感じが。正式には戸籍を移せば、あるいは住所を移せば市民ですが、私はやっぱり当初のお話は、自分のある首都圏の資産を売却し、あるいは運用し、そしてこちらに来ていただいてという話まであって、その資産は三菱何々がとか運用してやりますよ、というような話まであった中で、やはりこの賃貸では移住の覚悟が違うと思うのです。いつでも引き上げられるという、こういった形が生まれやしまいかというふうに思います。いかがでありますでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 南魚沼版CCRC（生涯活躍のまち）構想について

これも最初の答弁でも申し上げているとおりですけれども、いろいろなパターンがあると。

必ずこういう形というのは、もうないわけでありますので、賃貸なのか例えば分譲なのか、そういう話も先ほどからもう何度も繰り返しておりますのでこれ以上申し上げませんが、いろいろなパターンにあった形で、またそういうニーズも捉えながらということはずっと話させていただきますので、ぜひ、その辺をご理解いただきたい。

こういう形であれば絶対成功だということが言いたいのでしょうかけれども、我々も言いたいのですが、そこがわからないところが、また道なき道というところのゆえんであるかと思っていますので、ご理解を賜りたいと思います。

○副 議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 南魚沼版CCRC（生涯活躍のまち）構想について

次、(6)の一般社団法人に移ります。市と連携をしてという法人であるということが示されましたが、本当に開発がなるのかならないのか。そしてまた、事業主体も決まっていない。しかし、どんどん進めていく形があると思うのですけれども。私はこの推進協議会ですね、推進法人、推進協議会の中から選ばれたという手を挙げられた方々が、大体出資者になっており、そして理事にも収まっているわけですね。

そういったことで、私はその人たちがどんどん進める事業が、どういった形でチェックされていくのかというのがわかりません。なぜならば、どんどん、どんどん理想を求めた形で、多分、推進していくものと思うのですが、実際の市民感覚でどういうふうにする事業が進んでいくかという一抹の不安というものは持っているのです。そうした中で河合さんという方がリードされてこられて、そしてその人が理事長に納まって、そしてそのグループの中の2社が理事に収まってという形で展開するわけではありますが、これの歯止めというのはどういう形、要するにそのチェックしながらというのは、誰がつかさどるのかひとつお願いいたします。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 南魚沼版CCRC（生涯活躍のまち）構想について

法人が立ち上げてそれを誰がチェックするのかといっても、法人が立ち上がっているわけですので、いろいろ我々は関与はしますよ。しますけれども、歯止めをかけるのは誰かと言いましても、法人がみずからやる。当然やるのが当たり前なんじゃないかなと私は思いますが、おっしゃりたいことは何となくわかります。それは市なり私なり、また民といえは皆さんのそういう意味では、広義の意味では皆さんということもあるでしょうし、一番の出資、出損者は我々でありますから。そういう関係の中で進んでいくということだと私は解しております。もし、言葉が足りないところがあれば、担当の部長のほうから答えさせたいと思います。

○副 議 長 地方創生特命部長。

○地方創生特命部長 1 南魚沼版CCRC（生涯活躍のまち）構想について

この法人の立ち位置もそうですけれども、地域再生計画を進めるための法人として、市のほうで認定をしたわけです。要綱を定めまして、応募があったのでその会社を認定したとい

うこととございます。加えてこの会社は、笹木議員の質問にもありましておりで、240万円の基金に当たるような部分を出損しております。その部分の100万円ということですので、25%は超えているということになるのです。

これは当然ですが、この議会のほうで事業計画、予算、決算のほうは、報告をさせていただくようになりますし、何よりもこの事業を進めるに当たりましては、これから地域再生推進協議会というのをつくります。今までのCCRC推進協議会というのは、今月の23日に最後の会議を想定しておりますけれども、そこからそこで最後を迎えまして、地域再生計画のほうの推進協議会、新しくつくる協議会のほうに移行するというような形で計画しているところです。

その中で、この会社の事業についても協議していくというようなところがありますので、議員が心配されているような理事の独断で何かが進むとか、そういう状況にはならないというふうに考えておりますし、議会にも報告をしっかりと上げさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○副議長 総時間残り10分を切りましたので、まとめの方向でお願いいたします。

18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 南魚沼版CCRC（生涯活躍のまち）構想について

私は心配しているのではなくて、1つの法人がつかさどるようになったときに、要するにどんどん推進しなければならないという人がこれを計画するわけですから、ハードとソフトがあるといたしながらも、今、注目のところはハードなのです。ハードを計画してきた人たちが、これを推進するための今、取り組みをずっとするわけですので、早急な判断をしてやらなければならないというのは、私はそこを言っているのです。そうしないと、やっていることがちぐはぐになってくるということで、心配をしているところであります。

前段のまとめをひとつ私なりにしてみますが、今まで傍聴したりいろいろしてきた中で、多くの資料が提示されます。そして、変更、追加が、あるいは表示が変わったりしてきています。市のかかわりは、当初の計画どおりで市主導の事業にならないよう、事業の全体像を、もし、確定する方向でいるとしたならば、早急にそういう方針を出し、しっかり説明をしていくべきではないかというふうに思います。

延び延び、判断が延びることによって、後戻りができないで、リスク負担をついつい負い、詳細が固まらないうちに見切り発車をし、また変更、追加、過大な投資になってはなりません。小さく産んで大きく育てるなんていうことにならないようにしていただきたい。

特に公と民が絡む三セク、あるいは二セクは、非常に注意が必要だというふうに言われておりますし、あえてこういった法人をつくったこと自体も私は心配だなというふうに思っています。なぜならば、責任は公が担うこととなります。あくまでも民間でやるべき事業であるというふうに私は思っております、行政の範ちゅうではないというふうに思っています。前市長の取り組みでそれを踏襲するという言い方でありまして、やはりこの段でしっかりと検証した形が必要ではないかというふうに思います。

推進法人の設立の件については、私は3月議会で指摘をしておきました。情報開示が後手の姿勢は改まっておりません。議会、今回でも議会終了1週間後の23日に開催される議会全員協議会の資料を、この議会の最終日、あした配布されるという、こういった姿勢も私はいかなものかなというふうに思います。本来なら議会前に全員協議会を開いて、情報提供をし、一般質問等で議会で議論ができる計らいが必要だというふうに考えます。

言い過ぎかも知れませんが、一部の卓越した人たちの願望を満たす政策は、喫緊の課題ではありません。多くの底辺の方々が、希望の持てる施策が必要であります。まさにソフト事業であります。市民の暮らし満足を目指す姿勢で、まずあるべきではないでしょうか。市民の暮らし応援、負担軽減、これが今、喫緊の課題というふうに私は考えているところであります。

2 学童保育の待機児童の解消について

次に第2項目めの学童保育の待機児童の解消ということで、前段とかぶるところがありますけれども、前年度の11月に希望者の募集をしながら、半年たった3月末の時点で91人の待機者がいたという報告を受け、調査もしていただいたところでもありますけれども、私が聞くところによると改善をされていないようなふしが聞こえますので、対策と今後の見通しをお聞きしたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 学童保育の待機児童の解消について

岡村議員の2つ目のご質問、学童保育の待機児童の解消。この前にもやりとり、一般質問のほかの議員の方とやっておりますので、かぶる部分はご了承いただきたいと思います。

先ほど牧野議員からのご質問でもお答えしたとおりですけれども、学童保育の利用者が年々増えていることや施設が手狭なことから、当市でも90人の児童が今、待機になっております。指導員の確保によりまして、このうち25人については、7月上旬から受け入れが可能となりました。大変この春、いろいろな方々から不安の声、また不満の声、含めていただきまして、ちょっと混乱がありました。このことは先ほど申し上げたとおりであります。ようやく25人の受け入れが可能となった。しかし、まだ60人を超える児童が待機状態ということでもあります。

待機児童の解消の対策としては、学童保育の拡充だけでは限界があるというふうに我々は思っています。議員も考えてみて、考えられればすぐわかると思いますが、今、本旨の、この学童保育の本当の意味を超えて、実はほとんどの子供さんたちが入るという状態に向かっているのですよ。そうすると、私は一番困ったことだと思うのは、学校のほかにもう一個、学校をつくるということですよ、極端に言えば。そういうことでいいのかという私は思いがあります。

国の方針は6年生まで、こういう形に切りかわったんです。この切りかわりが、今回の春の混乱を生んでいるということは、先ほど申し上げたとおりです。本当にそれでいいのかなと、私は行政の長としてはわかりますが、個人的には本当はこの考え方はあまり好きではあ

りません。子供たちが野を駆け、山を駆けるという状況を、よく嘆く人がいますが、それを助長しているのは我々ではないかというような気がして、私はこの制度そういうふうになっています。行政の長としては全部は言いません。

今後は子育て・教育分野が一体となり、全ての就学児童が放課後を安全・安心に過ごすことができる取り組みが必要であります。これは確かにそのとおりです。これが放課後子どもプランとして、学童クラブと放課後子供教室とを連携させた取り組みになる。こういう方向を目指さなければ、学童保育だけでは無理です、ということに今、考えが至っています。

夏休みに学童保育に預けるといふ人たちが急増するのです。指導者の数が不足している中で、こういうことが生まれるということでもあります。今年度は、地域の方々のご協力を得ながら、子どもの広場——これは仮称ですけれども、これを開設したい。今後の放課後子供教室につながるように、このことからですね、つなげていけるよう取り組みを進めたいと考えています。ここから得られた経験などを生かして、市内全域で放課後子どもプランを展開できるよう努めてまいりたいというふうにいるところでもあります。

ただ、基本はやっぱり我々が、先ほど25人と言いましたこれは、低学年層です。やっぱり大きな子供たちについては、ちょっと我慢していただいているという状況でありますので、これはぜひともご理解をいただきたい。そして、もう一方、そういういろいろなお話があった場合に、私は今、市民の皆さんに向かっては話をしていますが、本当に学童保育に預けることが必要かどうかということ、もう一度、本旨に立ち返って一回考えていただいてから、ということを考えていただかないと、行政が全部これを負担するということは、到底無理でありますので、そういう話を今、市民の皆さんには理解をお願いしているというところでもあります。

○副 議 長 総時間1時間過ぎておりますので、質問者、答弁者、完結をお願いします。

18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 2 学童保育の待機児童の解消について

いまほどは長くありがとうございました、しゃべる時間がありません。私は要するに希望する者が、今までは3年生だったのですが、次は6年生までという、要するに小学校児童全員にその網がかけられた。それをどうするかということが、そのために半年前に調査しているわけでありまして。じゃあ、半年間のうち、何が不足で何をしなければそれができないのかというあたりが、欠けていたのではないかとこのように指摘させていただきます。

それは、私が大崎学童をお願いしたときにもいろいろ問題があった。やはり、指導員の時間帯なのです。非常に厳しい時間帯です。6時半までということになりますと、家事がある人は指導員になれないとかそういう問題があります。そうした中でまた指導員も非常に今、責任がありますので、責任をちゃんと網羅するためには、それなりの訓練が必要だそうあります。そうしてまた単価の面もなかなか短時間ありますので、フルタイムのパートができないというようなことであります。そういった配慮が必要ではないかというふうに言われておりますので、善処をしていただきたいということで、私の一般質問を終わります。以上

です。

○副 議 長 質問順位 17 番、議席番号 4 番・永井拓三君。

○永井拓三君 傍聴の皆様、ありがとうございます。質問の前に、前質問者の 18 番議員の発言の中で、賃貸住宅に住んでいる移住者は覚悟が、という話がありましたが、私は賃貸住宅に住む、移住者の議員として、期数を重ねている議員の方が発言するその見識の浅さに少し失望をした次第であります。

新たな形態の観光事業について

それでは、通告に従って一般質問を始めます。私の営む会社も山岳観光にまつわる、いわば観光業者であり、市長も観光協会出身ということで、観光政策に関しては専門分野です。活発な議論が進むことを期待いたします。

これまで南魚沼市はスキー、スノーボードの観光客を多く誘致し、当地でさまざまな経験をしてもらい、楽しんで帰ってもらうことを観光の基軸としてきました。それは今も変わらぬ事実でありますし、きっとこれからも変わらないことでしょう。しかしながら、そのスキー関連の観光客は、少なからず減少していることも事実です。それはスキーやスノーボーダーの絶対数が減少していることに伴う問題と私は捉えております。

一方で数年前から山ブームということもあり、無雪期の山岳観光は増加してきました。近年の山岳遭難の数からいっても、その増加具合が伺えます。ところが、この 1、2 年で登山者もブームから、本当の愛好家は定着したものの、ブームの波はピークを過ぎたのではないかというような結果や傾向もあらわれております。これらの状況を考えて、今後の観光を見据えるのであれば、ニューツーリズムと呼ばれる分野の観光にも力を入れ、南魚沼市の魅力をさまざまな方法で伝え、当地の知名度を上げ、旅行先として選ばれるエリアになる必要があります。

幸いにして当地は、グリーンツーリズムには適した土地であることはいまでもなく、ほかの地域に比べて優位に立てる要素でしょう。同様にして、エコツーリズムに関しても資源はあるという状況です。

ここでもう一度、観光についておさらいをしなければなりません。一般的に観光イコール外貨を稼ぐという表現が用いられますが、それはもう少し細かく言葉を濾過すると、交流人口を増やし、地域に経済循環を促すということになります。そこで、改めて、観光政策で必要な経済要素になるものは、市内の宿泊施設に泊まるということが一番なのです。そこに光りを再び当てるのであれば、観光政策の答えは見えてくるはずです。

そこで、今回は以下の 4 つの質問をいたします。1、健康増進を促すためのヘルスツーリズムについて。2、メディカルタウン構想とヘルスツーリズムについて。3、インバウンド観光はどの地域を対象に展開をしていくのか。4、インバウンド観光に対して国際大学との連携はできないか。壇上からは以上です。

○副 議 長 永井拓三君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 永井議員のご質問に答えていきたいと思ひます。

新たな形態の観光事業について

また新たな形態の観光事業。まず、このヘルスツーリズムのことから話をしていきます。NPO法人日本ヘルスツーリズム推進機構というのがありまして、ここが示すヘルスツーリズムというのが、定義づけ、「健康の方、病気の方、または老人から子供まで全ての人々に対し、科学的根拠に基づく健康増進を理念に、旅をきっかけに健康増進・維持・回復・疾病予防に寄与する」というふうになつてゐる。捉え方はさまざまあるようではすけれども、観光と医療という異なるジャンルをつなぎ合わせたツーリズムは、国内においては認知度もまだ低く、成功事例がまだ少ないというふうになつてゐます。

しかし、これは、いろいろなところでも話させてもらつてゐる、私の持論といひますか、一番目指したいこの南魚沼の姿像として、私はこの滞在型の医療観光というのがインバウンドも含めて、これから我々が目指したい方向だということをつつも話しをさせてもらつてゐます。この中に当てはまると私は思つてゐます。

しかしながらですが、自然環境や自然を利用した体験活動が豊富な当市におきましては、現在整備が進んでゐる南魚沼トレーニングセンター、またはスケートボードパークなどの体育施設を有効活用することで、特色ある先進地域になる可能性を秘めてゐるとも感じております。決して病気の方がいらっしゃるばかりではなくて、それと一緒に家族の方や、または連れ合いの方が来るとか。また、健康状態だけでも、人間ドック等で利用していただくとか、そういうことではおいしいものも食べたくなるでしょうし、山も登る方もいるかもしれない、そういうことがすごく求められると思つてゐます。

これらを絡めながら、さまざまな検討課題があると思ひますが、こちらの方向に向けていきたいことは、多分私は間違つてゐないというふうになつてゐまして、推進をしていきたいというふうになつてゐるところであります。

2つ目のメディカルタウン構想とヘルスツーリズムについてですが、基幹病院の設立に合わせて、市民病院、また地域の医療機関も含めたこの地域医療体制の整備が進んできてゐます。先ほどほかの議員のところでも話が出ましたが、基幹病院周辺のまちづくりについてまとめました、南魚沼メディカルタウン構想、これに基づいてインフラ整備を進めてゐますし、いるところあります。

我が市のヘルスツーリズムについては、これまでに、実は大和商工会さん、それから八海山麓・水無溪谷研究会等でも研究が、やはり前から行われてきておりまして、平成24年度には同研究会が策定をした、生き生きプランというのがありまして、この中で長期的な地域振興策の1つとして、既存の観光施設に加えて、地域の自然や風土、人々の暮らしを生かして新たな観光資源として、医療や温泉と連動させた観光誘客モデルを提案してくれてゐました。市と、市の観光協会が連携をして、健友館での人間ドックと市内観光資源を組み合わせた健康ツアーを現在検討しているということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから3番目のこのインバウンド観光はどの地域が対象かということですが、国

が今、一生懸命これをやっているという状況はそのとおりでありまして、同時に地域の特色を生かしたテーマ性、ストーリー性のあるコンセプトで、広域連携を形成した観光エリアの必要性を、国の——これは長いのですけれども、この法律。今、平成 20 年に定めたこのインバウンドに向けた法律がありまして、この中でさまざま語られているところであります。

南魚沼市としては、全国に先駆けた広域観光圏の取り組みである雪国観光圏とも一緒になってやっているわけではありますが、そこがまず 1 つの窓口であることは間違いないだろうと思いますけれども、なかなかそう目に見えたような形で事業展開が行われていない、これはこれから進んでいくと思います。我々はそれも含めてですけれども、独自のやはり海外に向けた視点を持っていきたい、私はそういうふうに考えているところであります。

いろいろなことが言われていますけれども、限りなく 2020 年の東京オリンピックだけではなくて、その後に含めたこの流れというのは、私は止まらないだろうと思っていますし、逆に言うと、そこまでにかなりいろいろな我々のほうの受け皿としての整備を進めていく必要があると思います。

どの地域を対象ということではあります、どこに限らずということだと思っているのですけれども、ただ、私は何度も繰り返しているように、国際大学というのがここにまずはあって、その方々からさまざまなヒントを得ているということもありまして、海外交流は例えば遠くはヨーロッパのセルデン、このオーストリアとやっていたり、ニュージーランドとありますけれども、私はこの近隣をやはりきちんと大事にしていくという姿勢。東南アジアといったらいいですか、アジア圏ですね、ここの皆さんとの活発な交流というのがこれから当然そういうふうに進むだろうし、その窓口として国際大学さんの存在というのが、我々にとってどれだけ有益なものであるかということを中心に考えております。そういう話の向きを今、し始めているというふうにご理解をいただきたいと思います。

4 番目のこの質問にこれはちょっとかぶったところもありますが、さまざまな取り組み、現在 115 カ国、国だけではなくて地域というものもあるので、115 の国と地域、この皆さんに 3,800 人、約 4,000 人、実は今回卒業生等が出ると、多分、4,000 人近いのだと思いますけれども、その卒業生を有している国際大学の人脈、そしてそれらの力というのがこれからまさに進められていくでしょうし、これから大きな力をもってくるのだらうと思っています。ようやく本当の意味の開花期を迎えるのではないかという気がしております。以上です。

○副 議 長 4 番・永井拓三君

○永井拓三君 新たな形態の観光事業について

かなりポジティブな答弁をいただきましたので、それにのっかって私も質問をしていこうと思います。まず、質問の 1 から 4 番なのですけれども、まず 1、2 に関しては、一般的に国内旅行、日本の方が主なターゲットになると思っています。3、4 に関してはいわゆる外国人観光客というところに分けられると思うのですけれども、まずは 1 番からちょっと細かくやりとりをしていかなければいけないというふうに思っています。

答弁の中でありました NPO 法人日本ヘルスツーリズム推進機構というところが定義して

いる、ヘルスツーリズムについて。これはいわゆる運動をして、地域に宿泊をして、健康になってもらって帰ろうとか、健康を基本に考えられているプランだというふうに私は認識しています。先ほど市長の答弁の中にあつた医療ツーリズムというのは、究極の話をするとドバイがその対象になるような話だとは思ふのです。いずれそのような病院機能を基幹病院がもったりするということにはすごく大きな期待をするところではあるのですが、10年で本当にそこまで達成することができるのかとか、20年かかるのかというところでは、まだまだ未知数だというふうに思っています。

それで、まずそのヘルスツーリズムなのですけれども、今後、南魚沼が食というテーマを観光の売りにしている、温泉というものを売りにしている、東京から近いというところで宿泊を売りにしている。その近いという反面、日帰りされてしまうというところがすごく弱いと思います。それはもう如実にスキー、スノーボード客にあらわれているとされているので、その宿泊客をどれだけ伸ばしていくかということが、その地域経済を循環させる1つの要素になってくると思うので、そのあたりとそのヘルスツーリズムに関する市長の見解をもう一度答弁いただきたいです。

○副 議 長 市長。

○市 長 新たな形態の観光事業について

宿泊に絡まないと地域の観光をいくら頑張ってもなかなか結びついていかないというのは、ご指摘のとおりだと思います。私も身をもって思っていたのが、当時、やはり宿泊型だったところがスキー場、車、モータリゼーションがありまして、高速が開いたりとかがありまして、日帰りが中心になっていった。これは本当に地域が逆に疲弊するという状態を目の当たりにしてきました。宿泊が栄えないと、そのものがずっと先細りしていくということになります。

なので、この例えば医療観光だけにこだわったことではありませんが、これは非常に強いそこを伸ばす要素にもつながるのではないかという思いがしていますので、これに一生懸命取り組んでいきたいと思うのです。泊まらないとなかなか食べません。お昼ぐらいな程度になってしまうわけでありまして、これらは本当に重要なことだと思います。

○副 議 長 4番・永井拓三君

○永井拓三君 新たな形態の観光事業について

私も春ぐらいになると、顔が黒い、顔が黒いなんて、100人いたら100人に言われてからかわれるわけですけれども、顔が黒いというのは山にいるということで、山にいるということは、私の場合はリフトに乗らずに歩いて登っていることのほうが圧倒的に多いわけです。つまり、私自身がこのヘルスツーリズムというのをもろに実践していきまして、春の間は一見、顔が黒いので不健康そうにみえますけれども、極めて健康でして、毎日毎日運動をして、近場の温泉に入って、毎日リフレッシュをしているというような状況なので、健康に関してのこの地の優位性というのは身を持って感じているところなのです。

東京に住んでいる人たちに比べて、実は南魚沼にいと、全然歩かないわけですね、車が

あるから。今モチベーションという言葉が出たとおり。私たちは恐らく東京で働いている人たちの10分の1も1日歩いていないはずなのです。階段もそれほど上るわけでもありませんし、そのあたりで地域性等、それを求めている人たちの間にギャップがあるというのが、少し懸念される場所ではあるのです。

一体全体、ではこれから南魚沼でヘルスツーリズムというものを振興していこうとなったときに考えなければいけないのは、この地域に住んでいる方々こそ、自分たちの健康を自分たちで増進していくような運動が必要になってくると思っています。今、世の中の的に見渡してみても、本当の意味で走るということをしている人はほとんどいないわけです。何かの目的のために走っているわけです。例えば、ダイエットをしたいとか、友達とジョギングするというのは、本当の意味で走っているわけではないです。スピードを高めるために走っている人たちはいないわけです。電車に乗り遅れるから走っているという人はほとんどいないわけで、そのあたりの運動というものと、人間本来の動きというところに関しての乖離が出てきていると、そのあたり、その地域の人たちも含めてどのように市民の運動を底上げしていったヘルスツーリズムと直結させるか、そのあたりの意見を教えてください。

○副 議 長 市長。

○市 長 新たな形態の観光事業について

議員がおっしゃることは理解できました。まずは、この住む我々が、ヘルス健康志向を持つということだと思っております。それでこそ受け入れができるというふうになっていくのだということをおっしゃっているのだと思います。この中で、私が今聞きながら感じているのは、今、体育施設等の整備、拡充を進めているわけです。例えば、子供たち、アスリート、いろいろな目的があって今やっているわけですけれども。

この中でよく話をさせてもらっているのが、日体大さんとの関係。今、我々はスポーツのそういう宣言をしている都市、宣言都市になりましたけれども、この中にあるのはやはり健康だということでもありますので、まさにそれをやっていきたい。例えばそういう講習、いろいろなことです。筋力づくりトレーニングの皆さんに今、そこだけにできれば終わらずに、今度は例えばスポーツ感覚のものも取り入れたものもちょっと一緒にやってみてもらえないかというようなことを私から呼びかけさせていただいたり、それがまだこれから実現できるかどうか、まだそういう話し合いのところなのです。

ただ、これは高齢者の皆さんだけではなくて、今度はでは中年層、一番運動しないというこの間数字のデータを示しましたが、我々男性でいうと、我々世代なのですけれども、こういう人たちにぜひやってほしい。例えばこの間あったグルメマラソンも、私も来年自分で走ると言ってしまったのですけれども、そういうこともだんだんとそうやって皆さんにスポーツ参加を、私も含めて多分皆さんもどんどん声をかけていただいて、まずは人ごとではなくて自分のところから始めていくという。

そして、この地域はいろいろなスポーツ施設がたくさんある。スキー場も山もある。一番いつも思っているのは、スキーを地元の人ほどしなくなってしまうという声も聞きま

す。子供たちから含めてやっていく。そういう大きな方向性につながっていくものだというように思っていますので、健康志向、ひいてはこれが外貨も稼ぐ、そういう産業にも寄与していくということだと思っておりますので、まずはそういうところから始めるということだと思っております。

○副 議 長 4番・永井拓三君

○永井拓三君 新たな形態の観光事業について

今、市長から答弁の中でグルメマラソンとかいろいろ食にまつわるイベントの話が出てきました。きりざい井とか、私がこちらに来たときには何て地味な食べ物なのだろうというふうに感じてしまったところですがけれども、10年たってみて、何てヘルシーなものなのだろうという認識が変わったわけです。そういうことを考えていくと、食と健康というかかわりがものすごく大きいとつくづく感じています。

健康であるからこそおいしい物が食べられる。おいしい物を紹介しても健康でなければそれを楽しむことができない。そういう意味でグルメマラソンとか、あとはグルメライドとか、そういったイベントが盛んなこの地域はとても食との絡みはおもしろいというふうに感じているのですがけれども、今後例えば、漬物に関してはかなり塩分が高いのではないかとというふうにも感じとれますし、雪国だから、寒い地域だからしょうがないのかもしれないのですがけれども、味付けも全体的に塩辛いのかなんて感じる部分もあります。

そのあたりを例えば、栄養士さんと相談してメニューをつくっていったり、運動強度という考え方でいったら、一体何が一番運動として健康増進につながりやすいのかというような研究も必要になってくるような気がしています。食とそのヘルスツーリズムのかかわり合い、そのあたりの市長の見解を求めます。

○副 議 長 市長。

○市 長 新たな形態の観光事業について

私のほうでそこまであまり造詣が深くないものですから、担当のほうにも、私も説明を受けている中で、食を引き伸ばしていく。こういったことは雪国観光圏のほうでも多分言っていることだと思っておりますし、また我々独自としてもやりたいというところも、話を担当課のほうから聞いていますのでちょっと答えさせたいと思います。食というのはすごくあると思います。極めて重要な部分だと思いますし、現在、先ほどいったヘルスツーリズムについて、市の観光協会等で、うちの病院の関係の皆さんとも、まだそう深くやっていないのだと思いますけれども、この雪国ヘルスツーリズムというような、そういうものを取り組んでいったらどうだということがあって、この中にはやはり大きなところは食なのです。これらも含めて担当課のほうでわかる部分を答えさせますので、よろしくお願ひします。

○副 議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 新たな形態の観光事業について

今ほどの食と健康という部分でございます。市長が申し上げたことにつけ加えますと、それこそ今ほどお話が出ましたグルメマラソンでみなべ町の職員の方が梅干しを持参されて、

コースの途中、あるいは実際に出店をされてプロモーションをされていかれました。みなべ町さんは梅干しを大変学術的に研究をしております、その機能性について特許もとっております。それこそスポーツに適している——済みません、特許の詳細までは存じていないので詳しくは説明できませんけれども、2件だったか3件特許をとって、それこそ日体大さん、大学のその体育学部の方々と共同で研究もされております。今後はそういうみなべ町さんとの連携をしておりますので、食文化についても一層連携をしていければいいかなと考えてございます。以上です。

○副 議 長 4番・永井拓三君

○永井拓三君 新たな形態の観光事業について

食に関しては、その運動との関連性を考えると、カロリーが足りなくても、オーバーしてもそれはしょうがないことだと思うので、今後ヘルスツーリズムを推進していく上で、そのメニューづくりというものはすごく重要な要素になってくると思います。それが目当てで人を呼ぶのであればなおのことであり、ではそれを誰がつくるのかというような話になると、それは医師でも看護師でもなくて、やはり栄養士さんだったり、そのあたりの見識のある方たちが率先してこの地域でもメニューづくりに取り組んでいってもらえるのではないかとというふうに期待しています。

ゆくゆくはそれが教育の分野にも幅を広げていって、その郷土の料理を食べてもらう、郷土の料理を知るということは一般的には食育といわれるようなことにつながっていくと思うので、そのあたりに期待して1番の質問は終わりたいと思います。

2番はメディカルタウン構想との関係というのは、簡単に言うと、スマートフォンを持っているだけではスマートフォンの機能を存分に生かせないと。それに付随するアプリケーションで優れたものがあるからこそ、そのスマートフォンは生きてくるというのと全く同じで、基幹病院がある、市民病院がある、その他大勢の医師や看護師さんもいると。うちは医療体制に関してはほかの地域に比べたら優位なところにあるのではないかと思います。

特に基幹病院という立ち位置を考えると、研究機関としての要素も持ち合わせているはずなので、このヘルスツーリズムに対してすごく有効なものは、健康に対するデータを蓄積し、研究していくことだというふうに認識しています。最初の市長の答弁の中に、ヘルスツーリズムがなかなかうまくいっていないような、私も同じ認識なのですけれども、何でそうになっているかという、推進をしようとしている地域が研究機関としての医療機関を持ち合わせていないというところが大きいと思うのです。そのあたりも含めて、このヘルスツーリズム、単純なツーリズムということだけではなくて、研究機関としての病院の存在をどう結びつけていくかがキーだと思っています。その点に関して市長の考えを述べていただければ。

○副 議 長 市長。

○市 長 新たな形態の観光事業について

スマートフォンのほうは先ほどのものの例えで言われていましたが、ちょっとそこの部分を若干。今、お試しのサテライトオフィスに、4社あそこにブースがあって入っているのです

けれども、この中の1つはアメリカのほうで法人を立ち上げた若い女性の、綺麗な方なのですけれども。その方々が若いのですね。スマートフォンで、例えば糖尿病のコーチングです。例えば何をきょうは食べていてとか、こういうふうにしてください、これぐらい運動量がと、そういうことをコーチをするアプリ、こういうことを向こうで成功させて、こちらに来て日本版のそういうことをやろうということで、そういうおもしろい人たちが入ってきています。

ちょっと話は脱線していますが、糖尿病について言うと、この東京大学も我々のゆきぐに大和病院——大和病院のほうですね、注目したのは、その糖尿病の非常に長い記録というのですか、何ていったらいいでしょう、そういう研究の現場の数字の流れというのですか、そういうところをずっとやってきた。そういう地域医療の中に根ざしてやってきたその辺が非常に評価されている。

例えばいろいろあると思うのです。ここに医療の皆さんがいらっしゃって、観光目的ということだけではなく、もう、やはりある何か特化をした、例えば滞在してその治療をするとかという方向になるとすると、その医療の現場の皆さんといろいろなことを考えながら、こういう方向で一緒に取り組んでいきませんかということを、やはり我々が目指すべき市、行政が一緒になってやっていくということだと思えます。逆に言うと我々が推進して皆さんをそういう方向に、ぜひお願いしますという形をとっていくということになるかと思えますので、極めてそういう方向で頑張っていきたいという思いは強く持っております。よろしくお願いします。

○副 議 長 4番・永井拓三君

○永井拓三君 新たな形態の観光事業について

今、市長からアプリケーションの話が出まして、私もその話を伺いました。かなり現代的な方法だなというふうに思っていますし、恐らく本来栄養士さんがやられている仕事が、だんだんそういうアプリケーション化されていって、その裏側に人がいるというような時代が来るのではないかと感じるどころです。

そのインターネットの話、ITの話になってしまうと、もう本当に10年先、20年先にはどんな世の中がくるのだろうと予想もつかない。IOTなんて、インターネット・オブ・シングスなんていわれて、そのうちスマートフォンがコンビニの前を通ると、おまえのうちの冷蔵庫の中の牛乳が足りないとか、バナナが足りないとか、そんなことをしゃべり出す時代がくるなんていうことをよく耳にします。そういうふうになったときにこそ必要なものがデータであって、データの蓄積なしにそういうものの進化はないと思います。そのメディカルタウンというきちんとした医療体制が整った中で、このヘルスツーリズムないし、ヘルスケアをするような都市構想があるのであれば、そのあたりを複合的に考えてツーリズムと連携していくことで、この地域の経済循環が回っていくのだというふうに思っています。

それなので、市長からはかなり前向きな答弁をいただきましたので、次にインバウンド観光のほうに移りたいと思っております。インバウンドというふうに考えると、幾つか場合分けをしなければいけないというふうに思っています。どの地域に対してその展開をしていく

のかというような話ですけれども、まず大雑把に分けて、主言語、もしくは第二言語が英語圏であることということと、そうでないことということと、あとはうちの地域の特徴が雪であるということであるのであれば、スキー文化を持ち合わせているか、否か。そのあたりで分類をしていく必要があると思っています。

さらに細かくいくと、宗教が仏教であるか、キリスト教であるか、イスラムであるか、そのあたりにまで細かくやっていく必要があると思っていまして、その観光関係のデータを見ますと、新潟県、平成 27 年度だと、やはり東南アジア圏の人たちが圧倒的に多いわけです。東南アジア圏の人たちはどのような宗教かということ、割とイスラムの方が多いと。それで仏教徒はどこに旅行しようと、食に対してそんなに大きな壁を感じていないはずで、当然キリスト教徒も感じていないはずで、ただし、イスラムの皆さんは食べられないものが圧倒的に多くて、行く場所をかなり制限されてしまう。特に日本の場合はそれが顕著であると。

では、具体的に南魚沼市がどのような人たちを相手にこれからインバウンドの集客をしていけばいいかというような話になると思うのですが、ニセコ、白馬、野沢温泉、あのあたりは圧倒的にスキーヤーが多くて、特に北欧、北米の方が多いがゆえに、2月を過ぎるとぱたっと人がいなくなるような現象がある中で、良くも悪くもいろいろなトラブルが起きているということを、私たちの会派の政務活動の中でも調べがつかしました。

では、南魚沼はどこをターゲットにその人たちを呼ぶのかということを考えてみると、いわゆるスキー文化をもっている外国人たちが求めているスキー環境というのは、南魚沼市でいったら、雪がめちゃくちゃ降っている八海山か、隣でいったら、かぐらぐらいの環境なわけです。わざわざほかの国にスキーを持って出かけようというのは、かなりのコアな人たちですから、そんじょそらのスキー環境では満足できないと。山に登って危険なところを滑ったりするような人たちが圧倒的に多いというのが現状なわけです。

そうなった場合に、白馬、ニセコ、野沢温泉に比べると、その資源はちょっと乏しい。では、どのあたりをターゲットにしていくかとなったら、私は東南アジアで初めて人生で雪を見るというような人たちを相手にしていくのが、一番堅実だろうと思っています。

私が初めてオーロラをみたときのあの感動が忘れられないのと同じように、国際大学の学生さんにアンケートをとってみると、南魚沼で一番印象的だったものは何か。雪だという回答をしている方が多いことも事実なわけです。そうなった場合に、東南アジアで初めて雪をみる人たちを相手に観光を振興するのであれば、特に食事。イスラムの人たちを受け入れられる環境を整えていく必要はもう喫緊の課題だと思っています。そのあたりの市長の見解を求めます。

○副 議 長 市長。

○市 長 新たな形態の観光事業について

まず、ちょっと入る前に、新潟県における新潟県観光立県推進行動計画というのが、また堅い名前ですけれどもありまして、この中で言われているのは、韓国、台湾、中国、香港、

ロシア、オーストラリア、これらを重点市場と位置づけていると。それで、平成 27 年度の、昨年度の県内への外国人宿泊統計調査によると、台湾が 1 位、オーストラリア、中国、この順番になっています。これはちょっと前段に話しをさせてもらって。

今ほど言われていた、私も雪がキーワードだと思っています。このイスラムの皆さんの食事の件、これについてはハラール食、対応がなかなか難しい。これは大分前に、実は 2 年ぐらい前に浅草の町をずっとぶらぶら歩かせてもらって、そのときにきちんとやっているところのマスターというのですか、その方に非常にいろいろあって、簡単な、なんちゃってなそういう対応の食事のやり方と、極めて難しいいろいろランクがあるのだということを聞いたりして、そんなものかと思っていたら、まさしく今もう、こういう我々のところまで足がこちらに向いてきたということでもあります。

この中でゆきぐに青年会議所の皆さんから、この対応する協議会の設立というのを呼びかけられてもおりまして、皆さんがやっていただいて、そして我々がそれを支援していくという形、一番いい形だろうというふうに思っています。これらによって、この間の障がい者にやさしいまちもそうですけれども、さまざま逆にいえば食の障害ということもこれは考えられるわけでありまして。世界、またどんな人にもやさしいまちづくりを進めようとしている南魚沼としては、当然これらのことにも心を砕いていかなければならないと思っていますが、対応が今は遅れているというのは実感しております。ことしの冬、スキー場であのイスラムの、我々にとってはスキー場であの姿を見るというのはちょっとショックな感じが私でしたのですけれども、これがまさに進んでいこうと思えます。

そして、例えばガーラ湯沢さん、私ども南魚沼市も株をちょっと持っているわけですが、この会議に出て報告を受けていますが、本当に多種多様な国々から今いらっしゃっていて、これまで雪を全く、我々が連想できない雪なし国からのたくさんの方がいらっしゃっていたり、それに対応するためのインストラクターに、もう既にガーラさんはその国の人たちをきちんと揃えているというようなところもありまして、民間のスピードは速い。我々もそれに負けないように対応していかなければならない、そういう気持ちを今強くしているところでもあります。頑張って進めていかなければならないと思っています。

○副 議 長 4 番・永井拓三君

○永井拓三君 新たな形態の観光事業について

今の市長の答弁から、ムスリムに対する前向きな意見も出ましたし、私も去年の 12 月ですか、ゆきぐに青年会議所のみんなと提言書を持っていった中で、それを前向きに進めたいというふうに言っていたのも覚えています。外国人観光客を誘致する上で、本当に重要なのは言語の壁ではなくて、食事の壁なわけですね。言語の壁なんてなんとでもなるわけなのです。うちの母親なんて、父親が肉離れしたことを外国人に伝えるのに、どうやって伝えるかなと思ってみたら、まさか「ミートグッバイ」というようなことを言って、でも何か通じちゃっているような、言語の壁なんて所詮そんなものです。では食事の壁となると、俺はこれは食えない、あれは食えないとなったときの人のストレスってのはかり知れないものなのです。

そういうことを考えていくと、言語の壁も当然重要なことだとは思いますが、食事の壁に関しては何とか、ほかの地域も恐らく同じ問題を抱えていて、同じ問題を抱えているからこそ、よそに勝たなければいけないというよりは、ほかもやっていないからうちもみたいな感じで、なかなか前に進まないと思うのです。それをあえてうちはハラルに関しては、これだけの蓄積があるから、それを進めていこうぐらいの意気込みを市長の答弁から感じましたので、4番に移りたいと思います。

4番の国際大学との連携はいかにかという部分は、ちょっと2パターンの話になってくると思うのですが、前段で私は言語の壁なんてそんなたいしたことはないと言いながらも、いざ外国人を目の前にしてみると、義務教育中に散々英語を勉強した我々は「ああ、うう」と言うしかないぐらいの状況なわけです。私も今でこそ英語をしゃべるものの、10年前の私は、もう外国人が来たらとりあえず笑ってごまかす。聞かれたらとりあえずイエスとってみるみたいなどころから始まったのですが、国際大学の皆さんは英語をしゃべれるので、そういう方に積極的に言語教育をしてもらうことで、南魚沼市のレストランの対応であったり、あとは観光に関係するほかの方々も言語の壁はだんだん薄れていくというふうに思っています。

それと同時に食事に関しても当然進めていってもらいたいと思っているのですが、一番重要なのは、国際大学の学生さんは母国に帰ったときにそれなりのポジションにつかれる方が多いはずで、その方たちのコネクションを有効活用して、観光客の誘致につなげていくのがうちにとっては一番のメリットだと感じています。見る限り、それほど今は有効活用できていないのではないかと感じているのですが、今後、その太いパイプをどのようにがっちりさらに太くしていくか、そのあたりの見解を求めます。

○副 議 長 市長。

○市 長 新たな形態の観光事業について

国際大学さんの当市への貢献というのは、以前と比べて格段に、言語の問題、レストランのいろいろなメニューの英語化の表記の問題とか、こういうのは今まさに進んでいます。前よりも格段にそういう貢献度は上がってきていると思います。

それと先ほど言った母国に帰られての活躍ぶり、これはまさにその通りだと思います。先週はセイロン、スリランカのほうから研修の皆さん、これは実はセイロン銀行、日本の日本銀行に当たる中央銀行の方々が、かなりの人数だったので、この市を訪れてくださりまして研修をやっていました。私はそこに呼んでいただいているいろいろな話をした。この一番つなぎをやっているのは、我々のG I Tパークの彼らなのです。そういったところから始まっています。

これからどんどんとそういう交流といいますか、増えていくでしょうし、まさにそういうことを目指してやってみたいと思って、私は今いますので、これから、自分としてはこれからだんだんと組み立てていったり、人との、やはり人間と人間のつき合いですので、さまざまな機会につながっていきたくと思っています。

国際大学に行く回数というのがこれほどあるのかと思うぐらい、今いろいろなことがありますし、当然、理事会、評議委員会にも私は出させていただいたりしていますし、いろいろなところでそういう人のつながりをつくっていききたいという思いで、その中からビジネスチャンスとか、さまざまなことが進んでいこうと思っていますので、よろしく願います。

○副 議 長 4番・永井拓三君

○永井拓三君 新たな形態の観光事業について

国際大学に対する市長の思いはわかりました。今後、今、市長が言われたように、人を呼ぶのは人でしかない。例えば物を買ってもらうのも、インターネット上でいくらでも買える。だけど最終的に生き残るのは人が物を売っているところであり、人が料理をつくっているところであり、人が人を呼ぶ、人が人を結びつける以外の何ものでもないというふうに感じました。

ちょっとムスリムの話に戻りますけれども、去年の暮れですかね、市長に提言書をゆきぐに青年会議所が出してから、南魚沼ムスリムインバウンド推進協議会というものが立ち上がりまして、その青年会議所からも人が来る、商工会からも人が来る。例えば浦佐駅の近くのスーパーマーケットからも人が来る、あと観光協会からも人が集まってできる協議会なわけですけれども、そのような方たちをシンクタンクとまではいかなくとも、参謀として迎え入れた上で、国際大学とのコミュニケーションをどう図っていくかというのがすごく大きなテーマになってくると思っています。

先ほど言われた浅草のマスターでしたっけ、そのハラル認証とか、太鼓判を押すというのはすごく難しい作業ではあると思うのですが、例えば国際大学のムスリムの方たちが推薦するのだよ、というようなところまで、この協議会が頑張ってくればいいなというふうに思っていますが、そのあたりを市長はどのように考えますか。

○副 議 長 市長。

○市 長 新たな形態の観光事業について

本当に国際大学さんの活用といいますか、利用させていただくという面はすごくあると思っていて、例えば学生さんが今の認証でいうと、今ひらめいているのは、例えば動画を撮る。SNS発信でこれは拡散していきますので、その人たちがこの店は大丈夫ですよというようなことも含めていろいろやっていけるものもあるのかなと思っていますし、我々が例えば彼らが帰った先——先ほどの話にちょっと返ると、帰った先の国々まで出かけていけばいいですけれども、そうでない場合も全て今はSNSの世界はどんどんつながっている。南魚沼発信を動画やさまざまな形で、ここを第二のふるさととさせていただきながら皆さんに発信していく。またそれを広めていただくということも含めて、すごい広がりができていこうと思っています。

できれば、私とか市を通じてやれということであれば、国際大学さんにすぐつながりますし、一緒になってやっていこうということ、実は、青年会議所さんで最初提言したその協議会

等で、やはり活発にやってもらいたい。その中に我々も加わっていくというのが私はいいスタイルではないかと。国際大学さんも入ってもらおう。協力も依頼をしていくということができると思いますので、どんどん活発にやってもらいたいと、我々も含めてもし会議があれば出させてもらいますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○副 議 長 4 番・永井拓三君

○永井拓三君 新たな形態の観光事業について

(1)(2)(3)(4)を通して、全ての問いに対して、市長からは前向きな答弁をいただきましたし、その意気込みを感じる部分も強く私は受け止めました。今後、南魚沼で観光を考えるという意味では、市長は観光協会出身ですし、ご自身でもレストランをやられていたこともあるわけですから、そのあたりの感覚は鋭いと思ひます。本当に複合的に観光というものを国内、国外関係なく、宗教関係なく、言語も関係なく、目的は南魚沼に来て、南魚沼を楽しんでもらって、最後の市長の言葉を借りると、その人たちの力をお借りして、インフルエンサーと呼ばれる人たちですけれども、そういう人たちの力を借りて、自分たちでは持っていないリソースを彼らに求めながら、南魚沼の観光を盛り上げていってもらえたらというふうに思っていますので、今後観光政策にさらなる力が加わっていくことを期待して一般質問を終わります。

○副 議 長 質問順位 18 番、議席番号 17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 前者の質問を聞いていまして、つくづく専門性をもった若い議員の質問というのはいいものだなと思ひて、うらやましく感じました。先日も 7 番議員だったでしょうか、15 回目の一般質問だけれども緊張が収まらないと。私もかれこれもう 80 回になるわけですが、まだまだ本当に少年議員の心境でございます。本日は 2 点について一般質問させていただきます。

1 市内農業の「GAP」定着に市も指導力を

1 点目ですが、市内農業の GAP 定着に市も指導力を。「GAP」といいますと、これはよりよい農業産地としての持続的な取り組みと、この 3 つの言語の頭文字をとった、そういう略語であります。

本論に入る前ですが、この 6 月 7 日から 9 日まで、東京のある中学校の農村体験の行事がありました。我が家もその体験を受け入れるようになりまして 5 年目なわけですが、男の子が 4 人して我が家に来ました。本当に楽しみです。夕飯から食事を提供したわけですが、米、ご飯を食べるのに、「めっちゃうまい」、「君たち、昼間この魚沼コシヒカリのご飯を食べたろう」「全然違う」、市内のあるそういう双壁といわれる集荷販売組織の提供する米だったそうではありますが、そんな感想が聞けました。

翌日は一升炊いたお昼の米が、じいさま、ばあさまの分がないのです。そこまでやはりこの辺の米は食べてみればうまい。しかしながら、初日にあった、そういうようなまた何が原因かわからないけれども、ただ南魚沼産コシヒカリ産地としてあぐらをかいていられる時代ではないと、本当に強く感じた次第でございます。

さて、本論に入りますが、食品としての安全性及び産地、生産者への信頼性、これはこれから産地として当然確保していかなければならないわけではありますが、これが近年、流通業者、消費者の間でこのGAPの関心は、急速に高まっております。これに拍車をかけているのが、国策としての農産物の輸出、それから2020年の東京オリンピック、パラリンピック、これへの食材の提供というわけであります。

この市内に新潟県の指導農業士会の会長が活躍しておられます。先般取材をさせてもらったわけですが、まだ早春のころだったでしょうか、小泉進次郎農水部長でしょうか、あの人をゲストに東京で全国の指導農業士会長の会があったそうであります。小泉さんがこの中でGAPの認証をとっている方はどれだけいますかと、そう手を挙げる人がいなかった。ああ、各県を代表してこられる方でもそうですかね、というような感じで。ちなみにこのGAPへの取り組みを全くしてこない、していないという、そういう県が幾つかあると、そういう紹介まであったそうでございます。

それに加えて、近年の和食の世界的な認知度。当然海外での和食の提供をする店もそうありますが、インバウンドのお客さん、先ほどもありました。気をつけながらやはりこの日本の食材を提供する、これが何よりの楽しみでもあるし、我々の持った誇りでもあるわけであります。これに対してのGAP、この仕組みを経た食材を提供していくこと。これも産地としての私は大きな、もう一回この産地の底力をみせる、そういうチャンスではないかと思っております。

幸い、この市内の2つの農協も、平成31年2月をめどに、今、合併交渉が本当に始まっております。こういう農協さんのアピール度、それから信用力、これを最大限に生かす中では、市のほうもこれに向けて、県と協力しながら後押しをしていく。魚沼産コシヒカリがブランドとして誕生してから、もう2年たてば四半世紀であります。そろっと次の魅力をこれに付加していかないと、もう商品としては毎年8万トンずつ減っている国内の米でありますから、もう一つブースターをかけるには、また別のそういう強みを身につけなければならない。そういう思いがありまして、林市長にまず一問伺います。

○副 議 長 中沢俊一君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは中沢議員の最初のご質問です。

1 市内農業の「GAP」定着に市も指導力を

市内農業のGAP定着に市も指導力を示せということだと思います。お話の中にもありました2020年のオリンピック、パラリンピック東京大会での食料調達基準というのがありまして、この中で全国的にGAP取得に向けた動きが加速をしている。お話にあったとおり、ほとんど対応していないという状況が全国にあったということは間違いのない事実だと思います。

南魚沼市においても平成30年以降の米政策の見直し、また消費者の農産物に対する安心・安全への関心が高まる中で、GAP認証を取得することは消費の拡大に有効であると考えています。また、この南魚沼市産コシヒカリのブランドをこれからも維持をしていくためにも、

非常に重要なことだと考えています。

先ほどの指摘のとおり、当市においては、実は平成 23 年に、9 つの経営体が G A P の個人認証を取得していましたが、認証取得や、また更新の費用、事務、これらの煩わしさなどによりまして、現在は実は 1 経営体だけというふうになっています。

平成 28 年度末から関係団体などと G A P 取得に向けた調査や研修会を行っておりまして、この研修会出席者 29 人のアンケートでは、今後 G A P 取得に取り組みたいとする回答が過半数を超える結果となった。非常に喜ばしいことでもあります。4 月からは 2 つの両 J A、県、そして南魚沼市で組織をする推進会議を立ち上げまして、両 J A を軸とした団体認証取得を目指しています。

取得までにはある程度の時間がかかる、期間がかかるというふうに思います。G A P 認証の取得により、南魚沼産コシヒカリをアピールし、さらに激化すると思われる産地間競争に打ち勝つために、市としても関係機関と連携を図りながら取り組んでいきたいと思っています。

今、私もこの立場になりまして、先ほどの農業士会、指導士会の皆さん、さまざまな農業団体が実はあるということ、なるまではなかなか知らなかったのです。ただ、今、非常に多くのそういう団体の関係の会議とか、いろいろな公式の席に呼ばれていまして、その席で冒頭の挨拶のときに必ずこの G A P の話をしています。なぜか。先ほどのこの G A P を煩わしがったりというのは、そうであればこの聖地の座もいらないということですかという話を私はさせてもらっています。やはり聖地であると我々が自分たちで自負心を持っていて以上、全国の中で一番厳しい基準を自分たちに課せるぐらいな気持ちで取り組まない限り——米だけではないのです。ほかの農産物もですけども、これがない限り私はそういうことを言う資格がないというふうに思っていますので、大変厳しい言葉であります。決してオリンピックのことだけではなくて、一生懸命取り組んでもらいたいという話をさせてもらっている。

ただ、厳しいのは事実なので、お金もかかったりというのもありますので、どういふ我々が、勢子というか、サポートができるかとかを含めて、いろいろやっつけていかなければならないと思っております。

○副 議 長 17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 1 市内農業の「G A P」定着に市も指導力を

大変いい答弁をいただきました。参考までにといいますか、県内、あるいは地域内、あるいは国の中での今の状況について、これは農業士会長から伺った話ですが、少し紹介をさせていただきます。まず、この魚沼管内ですが、ご存じのとおり J A 北魚沼、ここでは農協が軸になってグループ取得という形でこれに取り組んでいるということ。それから、お隣の千手地区では、千手地区が地区といった形で取り組んでいる。新潟県内ということになれば、これはある農機具メーカーの関連会社と申しますか、ここはこの G A P とは別ですけども、既にシンガポール、台湾、香港、モンゴル、ここへの米輸出もかなり進めていまして、これ

からはそういう面も視野に入れながら展開していくのではないかとということ。

それからおもしろいのが、全国の農業高校でこのGAPに対する取り組み。まずは農業高校からやっとうと。なかなか我々の年になると頭の切りかえは難しいものですから、高校生のうちになが、これがもう本筋なのだということで、ヨーロッパではもちろんそれがもう本筋なわけですから、そういう形で若い人からこれをしっかり教育していくということ。ちなみに県の農業大学校もこのG—GAP、これはグローバルギャップですが、これを取得しているということでした。

加えまして、この6月22日、当南魚沼市内のホテルで県の農業士会の総会が開かれます。役員会でしょうか——農業士大会ですね、指導農業士大会。ここでこの当市内の会長はこのGAPへの取り組み、これを提言したいと言っておりました。何といたっても私どもはこの25年間近い、まずはさつき市長のおっしゃった、「米の聖地」。和食の柱の米の聖地、このネームバリューがあるわけですから、ここで先進的にそれに取り組むということ。また、もう25年の、もしかしたらブランドを維持できるかもわからない。そういうことで私は市長の今の答弁に非常に期待をしております。

ただ、しかしながら、先ほど言われたとおり、これを維持するにはなかなか難しいことがございます。日本流のGAP、「J—GAP」にとってみても、これはもちろん農薬や肥料、それからできた収穫物の取り扱い、その置き場、それから作業所がありますよね、作業所、あと収穫棟、そういうところの動線まで考えなければならない。米なら米の通る道、農薬の通る道。もちろんその専用の道は確保しながら、それが交わってはならない。こういう厳しいこともありますし、当然、毎年毎年その辺の140項目にわたる調査事項、自分の記録事項を申請しなければならない。

しかしながらこれは、先ほど答弁にもございましたが、市内にある一経営体は、恐らく8年から9年これに取り組んでいるわけでありまして。子供さんがちゃんと安心をしながら、責任を持ちながら、誇りを持ちながら将来も農業にこの地で人生をかけていく。そのための土台づくりであるから当然のことだと言いながらしておられました。ただ、今、煩わしさがある。また、例えば農協さんが軸になっていった場合の、先ほどの話にありましたその取り組みが、力をつけた農家が農協さんを離れてしまうかもわからない。それはやはりいつの世でも、これは1つの課題としてあるわけでありまして、その辺について、もし市長のほうで、農協さんとタイアップしていきながらの中で、こんなことがあれば地域に万遍なくそれが力として、その動きが集約するのだがというようなお考えがありましたらお聞かせ願います。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 市内農業の「GAP」定着に市も指導力を

ちょっとそこまでのところを想定していなくて、準備が少し不足していますが、いろいろなことが考えられると思います。先ほどの煩わしさと言ってしまいましたが、お金の面も非常に高かったりしています。これはあまり言っていないかわかりませんが、例えば今、ふるさと納税の返礼品をやっていますけれども、あの中で実は農家の皆さんの中から

私に聞こえてきた要望というのは、非常にいろいろなものがあつたのですけれども、私が多くいただいたのは、市で認証しろということだったので。わかりますか。要するに、市が認証した例えばお米しか並べるなど。品揃えの中に上げるなどと言った農家の人が結構いたのです。要するに、自分のつくり方に自信を持っている方でしょう。

例えば、こういう品質を厳選して、それを並べてくれと。今うちの市がやっているのは、手を挙げて、参加したい人たちに我々の側から、これはだめですということは全然言っていないわけです。そういう中で今、400 ぐらいの手が挙がっている、ふるさと納税の返礼品について、7割以上がお米ということ。例えばこういう中で、例えばですよ、そういうGAP等の認証をとっている皆さんが、一番そういうものに対しては市もそれを推奨品としてつけるとか、ということはまだ考えているわけではありませんが、そういうこととかも含めてやっていくということも考えられるのかなと。このGAPを伸ばそうとしている、我々のほうで強い意志を持ってこれをぜひやってくれと。将来にわたってこれはやはり取り組んでいかなければだめだというふうに思っているわけなので、これを形にするにはそういうことも含めてやっていかないと、なかなかしにくいのかということと。

それと先ほど言ったJAさんのほうで、隣の魚沼市でやっているような、そういうJAを通じてのやはり取り方。個々の農家がなかなかこれをやるのは、毎年お金がかかることでありまして、大変なのだろうという思いがありますので、そういったことを我々行政として一緒になって、例えば、すぐ「補助」という言葉が出てしまいますけれども、そういうことも含めてやっていかなければならないのか。いろいろな考え方が今ある中で、しかしこのGAP認証取得の問題は、必ずやらなければ聖地の座を奪われるというふうな認識があるので、いろいろなことを考えていかなければならないという思いはしているところであります。

○副 議 長 17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 1 市内農業の「GAP」定着に市も指導力を

GAPの信用性というのは、第三者機関といいますか、そういうところが農業者の自己申告ではなくて、客観的にそれを全部検査、点検をしながら保証をしていくということにあると思っています。今、市長のおっしゃった市のほうでということ、これはまた本当におもしろいことだと思いますが、そういうことを案として取り組むのであれば、やはり第三者の目が入る、そういうこともしっかりまたこれから考えていただいた中で——もし、していくとしたらということでもあります。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 市内農業の「GAP」定着に市も指導力を

ちょっと今、お互いに誤解があるような気がしているのですけれども、市がGAPのようなことをするという意味ではなくて、GAPの認証とかをとった方のことをきちんと、それは事実ですから、乗っけて差し上げるという、そういうこともやっていくといいのかなということなので、ちょっとその辺は誤解がないようお願いしたいと思います。

○副 議 長 17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 1 市内農業の「GAP」定着に市も指導力を

年をとるとこうなってしまうのであります。承知しました。全くそれはいいことであります。ぜひ、それを進めていただきたい。ちなみに、この市内で一経営体だけそうして取り組んでいるわけでありましたが、あるとき大手の商談会が東京のほうであった。何を持っていけばいいですかと言ったら、判子だけもってきてください。行ってみたら、自分の前の農業者は、こんな資料をいっぱい持っていろいろな説明をしているのだけれども、なかなかその詰めのところまでいかない。その市内の方は、いきなりもういつ納品できますか、お金といますか単価は幾らにしてくれますか。いきなりもうそこで判子を1つ持っていけば入れる。

やはりそれはまだまだ商売としての条件交渉には、すぐに結びつくものではないかもしれないけれども、本当にそういう売り込みに対しては、圧倒的な信頼があるということ。この辺は我々もよく認識していることだと思っています。

おっしゃったように、市のほうでそういう認証をすること、本当にできれば大事なことだと思いますので、ひとつそういう意味でも支援をしていただきたい。第1点目の質問はこれで期待をしながら終わります。

2 MMDOの戦略的立ち位置を明確に

2点目に入ります。幾つかの今回の一般質問でも取り上げられましたが、この南魚沼市まちづくり推進機構MMDOのことです。この戦略的な立ち位置が、まだ発足したばかりでありまして、よくよく私どもには認識がされていないと私は思っています。定款を読んでも、やることの――4条にありますでしょうか、4条にこの法人が取り組む事業がのっております。9項目実質的にのっているわけでありましたが、このうちの7項目が定住・移住、これに関する支援であり、企画であり、事業の実施であると、こういうことでもあります。やはり、今まで進めてこられたCCRCを軸にした移住への軸足が大きいのかなというふうに、私は感じさせていただきました。

ただ、今回の議会でも、それからまた3月議会もそうありますが、今のCCRCに限ってみれば、この2年半あまりの取り組み、なかなか私どもにはわかりにくかった。きょうも前者の質問の中で、この市のリスク負担、これは避けるということについて――事業としての経済的なリスク負担、これについては市長から明確な答弁がございました。3月の議会でも私も同様に近いような答弁をいただいていますので、安心しております。

しかしながら、このこれから私ども市民がどうここにかかわっていけばいいのか。本当にこのでは推進機構に全部お任せして、我々は傍観者で見なければならぬのか。また、少しきつい言葉も3月には言わせていただきました。私どもが考えるには、この地域のイメージをダボスではない。ダボスではない、やはり35年間おつき合いをしていて、日本人の耳にもなじみの深いチロル、こちらのほうにイメージして訴えたほうがよろしいのではないかと。

それからきょうも出ておりましたが、国際大学の人脈ですね。これに対しての認識が、2

年半前はやはり甘かったと私は思っています、浅かったと。ようやくここへきて、いろいろな民間からの動きもありまして、ここ2年ほどはITパークであれ、何であれ、人脈の生かし方がやっと具体的な形が出てきた。

私がちょっと心配をしているのは、このままの格好で、先ほどのやりとりにもありましたけれども、ハード面の事業がまた見直しになった場合、当面3か年の事業展開、これは定款にもありますが、27条の役員任期、向こう2年間事業年度を経過して、次の株主総会といったら変だけれども、そういう発表があるまでの任期があるわけですし、要はその第1回のそういう経営の点検の機会、向こう3年間の中でかなりこの事業体の実力が見えてくると思っています。

この当面3か年の事業展開の中で、さまざまな事業の名前が挙げてありましたが、どの事業に一番力が入ってくるのか。3か年のその事業の展開について、CCRCのほかにどんなことを今考えておられるのか、力点を置かれるのか、それについて教えていただきたい。

○副 議 長 複合式ですので、続けてでは。

○中沢俊一君 2 MMDOの戦略的立ち位置を明確に

2点目であります。ここで検討していく、取り組んでいく、全ての企画が事業としての競争力を持てるかどうか。これを持つために、過去のCCRCの取り組みに絞って言いますれば、大手のコンサルタントが来られたわけでありまして。この理事長をはじめとしたこの経営体の中で、この事業を強化するための助言といいますか、そういう想定している助言者、機関、それがあれば教えていただきたい。

と申しますのも、これは前にも言いましたけれども、国際大学の理事長さんが、今の計画だとなかなか移住をしようという動機づけには何か足りない面が幾つかありますねと、こういうことを2年前におっしゃっておられた。1年半前ですね、1年半前に新聞紙上でおっしゃっておられた。これについての検討といいますか、これにそういう助言を加味した検討がもしあるのであれば、これを想定している助言、それについてお知らせ願いたい。

3点目ですが、こういうシンクタンクの別に、もっといい案があるがなど。例えば何人かの議員さん、それに民間の新しい視点でものを考えられるような、もし、そういうアイデアがあるような、そういうような若者であれ、事業家であれ、そういう例えば動きが出てきた場合に、この住み分けをどうとっていけるのか。全然そういう意見が入る余地がなければ、これまた仕方がないことですが。

ただ、今までの私の個人的な考えだと、CCRCを批判してまいりました。期待していたのだけれども、批判してまいりました。というのは、ほかにもっといい切り口があるのであれば、そういう検討をしないということは、本当にチャンスを逃すこと、時間を失うこと。この競争社会の中で、それが私ほもったいないと思っています。うまくこういう主体となるシンクタンクのほかに、フレキシブルな考え方、動きができればな、そういう動きができたなら私はいいと思っていますが、その辺についての市長の考え、町の考え、これも伺っておきます。

○副 議 長 質問の途中でありますけれども、ここで休憩といたします。休憩後の再開を3時5分とします。

[午後2時48分]

○副 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

[午後3時05分]

○副 議 長 新潟日報社から写真撮影、音声録音の願いが出ておりますので、これを許可いたします。

市長。

○市 長 2 MMDOの戦略的立ち位置を明確に

それでは、中沢議員の2つ目の質問にお答えしていきたいと思えます。このMMDO、ムムドゥーの戦略、立ち位置を明確にということ、3点ほどお願いします。なかなか質問の内容に全部きちんと最初から答えられるかどうかわかりません。いろいろな不足があれば、また質問を繰り返していただければ大変ありがたいと思っています。

当面3か年の事業展開でありますけれども、岡村議員とのやりとりの中で、大分話しもさせていただいてかぶる部分も当然ありますので、よろしくをお願いします。当面3か年の事業展開については、今後策定するものということになります。この社団法人は、国の公益法人制度改革に基づいて定められました法律に基づく法人制度でありまして、独立した法人組織ということになっておりますので、ここで私のほうからいろいろなことにお答えするということは限界があるものというふうにもちょっと思っているのですけれども、よろしくをお願いします。

ただし、その地方再生法の中では、自治体長、地方公共団体の長は、ちょっと途中略しますが、「業務の適性かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、推進法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる」というふうに明記をされているということでもあります。この法人と綿密な連携をとりつつも監督をしていくという立場に私はあると考えているところであります。

また、同時に、これもお話ししているところですが、南魚沼市が4分の1以上の基本金などに当たるものを出資をしているわけでもありますので、毎事業年度の事業の計画、または決算に関する書類、これらを作成し、議会に提出することとなりますので、この後、7月11日に予定をされている社員総会、この社員総会では理事会よりこのMMDOの経営方針が示されると聞いておりますので、9月定例会の皆様への提出はさせていただくということでもありますので、よろしくをお願いします。

2つ目のご質問であります、市といたしましても、民間活力を最大限に発揮した適切な経営が行われるよう、この法人の社員総会に我々も挑み、要望をしていきたいと考えています。この河合代表理事であります、議員のお言葉で言えば、競争力を備えた事業を展開し、株式会社化していくという、そういう構想を持っている方でもありますので、その実現に私も大変期待をしているところでありますし、方向性として一致をしているというふうに考えて

いるところであります。

3つ目のこの自発的な市内へのシンクタンクができた場合の住み分けというのはどうなるのだということ、例えばその連携はどうだということでありますが、まちづくりを推進する上でこの法人が、地域住民の立場に一番近い立場で、コーディネートをしてほしいと、そういうことになって取り組んでいるところでありますから、まちづくりに対し意欲のある企業から参画をいただき、新たな法人を設立した、それ以外の方々も当然いろいろな形で意見を聞いていくということになっていくだろうと思います。地域再生法人になり得るような自発的なシンクタンクができた場合については、そういった活動団体からの提案などを受けて、ほかの団体とも手を携えて協働のまちづくりを推進していくという、そういう位置づけであると私は思っています。決して競合するものでもないというふうにも考えております。

また、市の業務委託にしましても、この法人にだけ全ての事業を委託するものでは全くありません。丸投げという形では全くない。例えば、分野やターゲットを分けるといった、ほかの団体とかが立ち上がってきた場合には、そういう住み分けは必要であるというふうに考えております。例えば競合する分野については、より効果を得られる法人を委託先として選択するということも考えられるというふうに思います。

議員の言われるその自発的なシンクタンクの皆さんが、もし、立ち上がってきた場合、そういう目的も持続可能なまちづくりを進めるという点で、この今ある法人と全く方向は同じことで立ち上がってくるのだろうと思っておりますので、何ら心配もしておりませんし、それぞれがより専門性を生かして役割を明確にしていくことで、競合ということではなくて、連携をした動きとなるように、我々も求めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○副 議 長 17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 2 MMDOの戦略的立ち位置を明確に

確認をさせていただきました。それでは、7月11日に社員総会があつて、ここで提出される事業計画、これの9月議会への上程を本当に楽しみにしておりますし、また、それについて今後の方向として、民間の動きを察知しながら、決して競合するものではないと。提携できるところは提携していくというふうに私も今、受け取らせていただきました。

そこで、1点だけ伺っておきます。それだけ広い裁量を持ち、また大きな責任も持たれるこの理事長さんのいろいろな経歴を聞かせてもらいました。本当に転職10回、転居20回ということは、それだけ非常に引く手あまたな才能を持っておられる方だというふうに認識しております。だとすれば、こういう大変な仕事に従事していただくわけでありますが、それなりの例えば、年間の報酬であるとか、あるいはこの4月から南魚沼市に移住をされたということになったとこの間も聞かせてもらいました。それについての市の配慮と申しますか、そんなことがあるのかどうか。この2点についてお願ひします。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 MMDOの戦略的立ち位置を明確に

当然、市もいろいろなお手伝いをさせていただき中で、多分いらっしゃっています。本当にそういう覚悟を持ってきょう来ましたということで、私のところにも最初にもう挨拶にきていただいて、かなりいろいろな意見交換をさせていただいて、一緒に進めていこうということで話をしております。詳しいことにつきまして、どういうことがあったかにつきまして、担当の部長から答えさせますので、よろしくをお願いします。

○副 議 長 地方創生特命部長。

○地方創生特命部長 2 MMDOの戦略的立ち位置を明確に

お尋ねの件でございますけれども、おっしゃるように、大変識見も豊かですし、人脈も豊富な方でいらっしゃいます。こういう方から今回、代表理事についていただけたということで、非常に心強いと思っておりますのでございます。

ご質問の中に少々お答えしづらい部分、報酬のお話ですとかございましたけれども、これは法人の中で当然決める内容にはなります。ただ、私ども、この方をお願いする段もありましたし、それから現在、市のほうから委託料として支払う際の委託料の積算の中には、それ相応の人件費がかかるということで、この方の人件費等も当然含まれておりますので、そこそのものは盛らせていただいているということでございます。

また、こちらに住所を移される際の配慮ということでございますけれども、住居の手当てですとか、そういったものはさせていただいておりますけれども、特段、地域の皆さんへの挨拶回り等は当然一緒にさせていただいたりしておりますが、特にそれ以外のことで特段の配慮、そういったものは今のところはないような状況です。今後は必要によりまして地域の皆さんと連携がいかに深まるかという点がありますので、連携していろいろなことは進めてまいりたいと思っております。以上です。

○副 議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 2 MMDOの戦略的立ち位置を明確に

わかりました。ただ、この定款の31条、私もこう拝見させていただいたのですが、この社団法人が、賠償責任の文言まで書いてあるわけですよ。どういうことが想定されるか私はわかりませんが、そうした中で、この法令で定める最低責任限度額を控除して得た額、つまりはそういう最低の線の控除を越える部分については、賠償責任まで生じるのではないかというふうに私は読ませてもらっているわけです。そういうことから考えると、やはり待遇にもそれなりの配慮があると思っております。これは事業内容と関係しているわけですが、こういう想定されるような、ある意味、値段の張るような、こういう賠償を伴うような事業もこの中には入ってくるということでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 MMDOの戦略的立ち位置を明確に

今の点につきましても、担当の部長に答弁させます。

○副 議 長 地方創生特命部長。

○地方創生特命部長 2 MMDOの戦略的立ち位置を明確に

この定款の策定に当たりましては、当然、専門家のアドバイスをいただきながら策定をさせていただいております。通常盛り込むような内容を、標準的なものから照らしながら織り込んできたというところがございます。

賠償が生じるようなものが出てきそうかというご質問でございますけれども、この点につきましても、ないわけではないかもしれませんが、私どもはその前段で連携する内容を限定しておりますし、以前にも申しましたとおりで、事業計画等を検討する際には、一緒にやっておりますので、そういうことが生じることはほとんどないというふうに予測しております。以上です。

○副 議 長 17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 2 MMDOの戦略的立ち位置を明確に

2年半前の8月でしょうか。これからの理事長と、ある大手のシンクタンクの方が来られて、本当に待ちに待った提言をしていただいたと、私は本当に喜んでおりました。ただ、昨今、時間が経過しますと、さまざまなまた課題も出てきておまして、前者の質問にもありましたけれども、そういう経済的なデメリット、リスクを負うようであれば、ハード部分についてはこれはまた始めからやり直しという話も、私は受け取ったわけでありまして、どうでしょう、最初が私は肝心と思っております。

この6月23日には、この件を含む全員協議会が開かれるわけでありまして、私はここにぜひ、間接的に聞くのではなくて、理事長さんからも出席いただきながら、これからの展望とございますか、私はぜひ伺ってみたいと思っておりますが、そんな点について用意が、考えがおりかどうかお伺いします。

○副 議 長 答弁をお願いします。

市長。

○市 長 2 MMDOの戦略的立ち位置を明確に

今のところ、その出席というのはちょっと考えておりません。そういう答弁をさせていただきたいと思っております。

○副 議 長 17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 2 MMDOの戦略的立ち位置を明確に

前者との質問の中で、議会のチェックも、それなりに考えておられるということでありまして、それに任せるしかないわけでありまして、極力、また私どもの考えもできるだけ取り入れられるような形の中で、この社団法人とのそういう出会いの場とございますかそういうことも、これからは少しお話を伺う場を設けていっていただきたいと、こういうふうにご考えております。これは6月23日に限りませんが、その辺についてはいかがでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 MMDOの戦略的立ち位置を明確に

心を砕いていきたいと思っております。この間はキックオフセミナーというのがあって、当然、河合氏もいらっしゃったわけで、かなりいろいろな交流をやっていたと思っております。そういう

ことも含めて、皆さんといろいろなことで接点を持っていく。

本人そのものが、市内の皆さんにいろいろなところに話を伺いながらという、もうそういう姿勢を持っていますので、当然、それは議会の皆さんもそうですし、そういう形で交流が進んでいく、理解が進んでいってほしいと。向こうにとっては聞く耳をいっぱい持つということになるかと思しますので、そういう姿勢を持ってやっていきたいと思えます。

○副 議 長 17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 2 MMDOの戦略的立ち位置を明確に

期待をしつつ、私の一般質問をこれで終わります。

○副 議 長 質問順位 19 番、議席番号 14 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 ようやく自分の番が回ってまいりました。今回の私の質問は大項目で2つの質問を通告いたしました。

1 辻又地区の冬季道路閉鎖解消と支援策について

演壇よりは、辻又地区の冬季道路閉鎖解消と支援対策について質問をいたします。誰もが生まれたふるさとを愛し、できる限り住み続けたい。誰もがそう思うのではないのでしょうか。辻又の歴史は文献に残ってわかっているだけで、1185 年文治元年であります、壇ノ浦の戦いで平家が滅び、その残党がやごだいらに住み、その後源氏の落人が近くに住んだと記録が残っています。源氏と平家が共存したとされる集落です。

200 年前のころからは、辻又歌舞伎も盛んに行われ、他の部落へ興業にいくほどで、役者の若い衆が仕事を忘れるほど夢中になり、親を困らせたということがあったそうです。辻又花火もこのころからの記録によると、不動堂の大杉から道祖神の大櫓、100 間の長さ、約 180 メートルであります。綱を張って火薬を仕込んだ縄に点火すると、火の粉が流れ落ち、滝のごとくと伝えられています。しかけ花火の元祖といわれたそうです。山深い集落がこんなに豊かで繁栄していた当時のシーンを想像してしまいます。

現在では昭和 41 年に 47 軒 241 人ほどいた集落も、昭和 58 年に学校が廃校になり、今では 15 軒 43 人ほどまで減少してしまいました。そんな辻又集落ではありますけれども、皆さんもご存じだと思いますが、冬期間ほとんどといっていいほど県道小千谷大和線、後山トンネルの手前から集落の入り口までが、雪崩の発生や危険により通行止めになります。魚沼市を經由し、一旦、後山集落に出ないと病院や市役所にも行けないのが現状であります。

平成 16 年から平成 27 年まで、県で行った雪崩防止策等の事業も完了いたしましたが、ことしの冬も 1 月 19 日より全層雪崩により、4 月の初旬まで 3 か月間は通行止めになりました。この間、住民にとっては慣れっこになっているとはいえ、不自由な日々が続きます。

市政懇談会でも市長もお聞きしたと思えますが、ひとり暮らしのおばあさんは、大和病院の診療科目がある土曜日には、通院のための市民バスがないため、1 万数千円ほどのタクシー代を払っていると聞きました。また、市道除雪路線から十数メートルほど急斜面の私道がつながっていて、その先には 1 軒の家があります。今まで何度か行政に私道であるが、何とか市の除雪車で対応できないかと言ってきましたが、なかなか実現できませんでした。私道

という中では相当の壁はあると思います。

限界集落といってもいい過疎の集落であり、2名の地域おこし協力隊の配属や、行政の支援も、配慮もあります。しかし、まだまだ課題もあり、支援が必要です。前井口市長も辻又、後山、栃窪、岩の下、清水などの集落が、3町が合併してよかったのだと言えるよう支援していくと話をされていました。以下の質問について、林市長の考えを伺います。

1点目ではありますが、小千谷大和線防災安全事業雪崩対策の今後の整備の計画と、県、市、地域との連絡体制は万全かということでもあります。

2点目です。先ほども触れましたが、大和病院が診療科目がある土曜日、これはリウマチ科と外科外来だと思いますが、市民バスも何とか運行できないかということでもあります。

3点目です。冬季道路閉鎖期間だけでも、本当にこの質問については私は悩みましたが、高齢者宅等の私道について、市道除雪の中で、市が認めた部分だけでも除雪を可能にできないかという思いです。

4番目です。任期もあと1年になりました。今後の地域おこし協力隊についての市の考えを伺うものであります。

以上、演壇よりの私の1項目目の質問といたします。

○副 議 長 清塚武敏君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、清塚議員の質問に答えてまいります。

1 辻又地区の冬季道路閉鎖解消と支援策について

辻又地区のこの問題であります。1点目のこの小千谷大和線防災安全事業、雪崩柵等がありますが、主要地方道のこの小千谷大和線防災安全事業雪崩対策辻又工区と呼ばれていますが、これは南魚沼地域整備部が事業主体となりまして、平成16年度から事業が開始をされ、平成27年度で現計画の8工区が完了しました。しかし、新たな雪崩発生箇所が判明をしたために、平成27年度に新計画が策定をされまして、平成31年度の完了を目標に事業を進めているというところでもあります。

この事業実施により、雪崩防止の効果が高まり、平年並みの降雪量における場合の交通の常時確保を目指しているという状況であります。今後の整備計画では、この主要地方道大和焼野線方面の工区を最終事業区間と設定をし、雪崩防止施設を設置するために、保安林加除——加えると除くという意味です——保安林の加除の手続を今、行っていると伺っています。保安林が解除され次第、雪崩防止施設の設置工事に着手する予定となっております。これにより、雪崩の危険性が完全に回避できるかどうかというのは、今後も引き続き詳細な調査等が、また状況を確認することが必要というふうに考えております。今後、雪崩対策工事が進捗をした段階で、冬期の道路閉鎖が解消できるか地域整備部、県と状況を確認して、地域の安全・安心の確保に努めてまいりたい、進めてまいりたいと思っているところでもあります。

この、今、言われている当該路線、この冬季閉鎖区間は、条件除雪区間として、危険な状

況になり次第、先ほど議員もご指摘のとおり、通行止めの措置をとる区間となっています。降雪量の多かった日には、専門家による雪崩パトロールをその都度行っておりまして、状況を確認する対応をしている。平成 28 年度の冬期、この冬においては、ことしの平成 29 年 1 月 19 日、未明に雪崩が発生をして、それをきっかけとして通行止めに至った。春先には県が管理するほかの冬期道路閉鎖区間に先駆けて除雪作業を行いまして、先に行いまして、4 月 5 日に通行止め解除となりました。

ただ、この間、市政懇談会に行かせていただいたときに、厳しい指摘が私にありました。県も辻又地区の皆さんにこの解除のことをお知らせしていなかった。そして市も当然県がするのだろうと思って、私どもは知っていたのですけれども、これを直接、果たして辻又の皆さんに伝えたかどうか。そこではちょっと回答を私は窮してしまって、大変辻又の皆さんには信賴的にまずい点があったと思ひまして、これを陳謝申し上げたところであります。今後は市が情報をつかんだ場合にも、また、県にもお願いをして、真っ先に伝えるべきは辻又の皆さんでありますから、そういうことが齟齬が生じないようにということで話をさせていただいたところであります。

雪崩発生時には、この道路管理者であります県、そして警察、消防、南魚沼市、また地域の連携が必須であるということでもあります。地域には県から直接連絡をする体制をとり、周知を図ることとしていますが、先ほどのようなことが起きてしまったということでもあります。徹底をまたお願いしていくところでもあります。

今のところそういうことでもありますので、進捗はしている。そして、保安林等の加除の問題等を踏まえて、今、工事が進められているということでご理解をいただきたいと思ひます。

2 つ目のご質問なのですけれども、この大和病院で診療科目がある土曜日の市民バスの運行、これも実は市政懇談会であるお年寄りの方から非常に強い気持ちで、その方とまたそれを見ている地域の方から、何とかならんかという話がありました。大変心苦しく思っているところではありますが、土曜日の運行につきましては、大和病院、また市民病院などが外来診療を行っておりまして、スーパーなども営業していると、買物等も含めて、利用者から要望が寄せられているということでもあります。

現在は平日のみの市民バスの運行でありますけれども、まずは平日運行に対する利用促進を、市民バスの問題はずっと言われておりますけれども、図ることを第一に考えさせていただいて、時刻表やバス停の見直しを行っている状況である。今後はその利用状況の推移、また市民のニーズ、いちいち言いわけがましい言葉を並べて申しわけありませんが、それら財政の状況とか、いろいろ見極めながら土曜日の運行については適切な判断をしていかなければならないと考えているところでもあります。

あまり血の通ったような答弁にならずに申しわけありませんけれども、ただ、この平成 29 年度には、試験的に年末なのですけれども 2 日間、この運行を試みようということにしました。年末というのがどういうふうに捉えられるかということでもありますけれども、きのうの一般質問で関議員にも答えていました中に出てきた、6 月 2 日に開催をされました南魚沼

市地域公共交通協議会、これにおいて、12月29日の金曜日と30日の土曜日の2日間について、市民バスの運行実施の承認をいただいた。病院のことについてはちょっと私はまだ突合していませんけれども、診療日かどうかというのがちょっと今私は調べ損ねていますが、ただ、年末の買物等を含めた中で考えますと、それでも前が出るかなというふうに考えているところでもあります。

今後、運行に向けて運輸局の申請手続をまず進めていくと。これは運輸局への申請がいきます。利用状況の調査を行いまして、次年度以降の実施の検討を進めたい、そういう考えを持っているところでもあります。

3つ目の冬期の道路の閉鎖している期間に、高齢者等の私道、私も多分、議員がおっしゃっているお年寄りのお宅の、多分あの上り坂のところだったと思うのですが、自分の目で確認をしてみいました。大変な急坂であって、これをお年寄りがやっているのかと思いますと、非常に身に詰まされる思いがしたわけでもあります。

この辻又地区の市道除雪につきましては、新潟県との相互乗り入れ路線となっております。県と相互委託の協定書を取り交わし、県が除雪作業を実施しているということでもあります。さらに、県における地域振興局同士——六日町と向こうですね、同士の相互乗り入れによりまして、魚沼地域振興局が実際の除雪作業を担当しているという状況であります。こうした特別な協定により、除雪作業を実施している地域でありまして、計画以外の路線箇所に対応することがなかなか難しいということや、冬期の道路閉鎖期間が降雪状況によって、大変不規則であることなどから、私道の除雪作業を行うことは大変困難であると言わざるを得ないというのが、今の状況であります。

市道に準ずる一部の赤道や公衆用道路で、福祉的な観点から除雪作業を実施している路線はあるとも聞いているのですが、私道などの個人施設について市で除雪の対応をとるということは、行政サービスの不公平を招くということにもなり、慎重な対応が求められているということを述べておきたいと思っております。どうかご理解をいただきたいと思いません。

4番目のこの任期があと1年となりました地域おこし協力隊のことでもあります。南魚沼市では平成27年度から地域おこし協力隊制度を導入して、言われるとおりの辻又地区で活動する2人の隊員を委嘱している。平成30年度には3年の任期を終えることになりまして、その後の生活をどうするかが課題となっているというふうに認識しています。

この定住に向けた国の制度としては、この間、話をしたとおりでありますので割愛いたしますが、この中で南魚沼市では隊員の皆さんに副業を認めているということでありまして、協力隊業務と並行しながら、ご自分の就労、その後の就労、そして就農、例えば業を起こす起業、これらに向けた助走をとってもらいたいと、そういうことでこの仕組みをとっているということでもあります。

残り1年という限られた期間になりました。私も隊員の皆さんにお会いしておりますが、まずは隊員の皆さん、ご本人が、ご自身が任期終了後に地域などでどう生活していくかとい

うことをしっかりと思い描いていただいて、その隊員の皆さん、そして地域、行政が一緒になって考えるという、これはどうしてもそういう必要があると思います。それを踏まえて、必要と思われる支援をしていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

2期目のこの導入ということにもちょっと話が及びますけれども、2期目の導入については、やはり隊員の皆さん、それから地元の区、行政区、NPOそれぞれが地域づくり活動で協調できるような条件が整っていることを確認した上で、検討すべきと考えております。支援や受入態勢が整い、求めるそういうさまざまなスキルとか、備わった方の応募があることが何よりも重要だというように思っております。そういう方針で臨んでいきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○副 議 長 14 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 辻又地区の冬季道路閉鎖解消と支援策について

小千谷大和線防災安全事業につきましてですが、内容とかもわかりました。市長はあれでしようか。県のほうとかにはお願ひとかは、直接辻又だけではないと思ひますが、県への要望等がいろいろあると思ひます。この辻又の区間についてはどのようなお願ひをされたのか。まだ行かれていないのか、その辺をちょっと伺ひます。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 辻又地区の冬季道路閉鎖解消と支援策について

当然市からは、私を含めて県のほうにさまざまにお願ひをしている中、最もこの部分については会うたびに話をしている。口頭でも当然そうですし、やっている。そういう認識を県の皆さんもお持ちです。なので、かなりこういう手厚く、手厚くといひますか、当たり前ですけれども、事業が進捗しているということをご理解いただきたいと思ひます。いつ会ったかとか、そういうところまではいひする必要ないですよ。

○副 議 長 14 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 辻又地区の冬季道路閉鎖解消と支援策について

また確認なのですが、県、市、地域の連絡体制について、いま一度ですが、順番というのはもう決められているのでしようか。やはり県、次は市へきて、そして辻又へ、区長さんなりとかにいくと思ひますけれども、その決め事というのは、実際に市のほうではあるのでしようか。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 辻又地区の冬季道路閉鎖解消と支援策について

先ほどそういう落ち度があったということで、地元の皆さんに私が陳謝したという。我々も落ち度があったということで、本当は県だと思ひますけれども——本当は県ですよ。それについては担当の部長から答えさせます。

○副 議 長 建設部長。

○建設部長 1 辻又地区の冬季道路閉鎖解消と支援策について

このたび、市政懇談会においてこのような声をいただきました。再度、地域整備部のほうへ確認をいたしまして、従来より地域整備部から直接責任をもって連絡するという体制になっておりましたが、今回どうもその辺の連絡徹底が不十分だったようです。再度、この点につきましては確認をさせていただきます、地域整備部から地域には直接連絡をとっていただく。その後におきまして、同時といいますか、その後、私ども市のほうにも連絡をいただくという体制にしてございますので、今後、県のほうから連絡をいただいた場合には、また辻又区の区長さんなりに市からも確認等もするような体制も考えていきたいと、そのような体制で考えているところでございます。

○副 議 長 14 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 辻又地区の冬季道路閉鎖解消と支援策について

1 番につきましては、ぜひ、早期に防止工事がはかられて、平年の雪であれば通行が可能、完全に 100%安全というのは、やはり自然条件とかもいろいろありましてなかなか難しいとは思いますが、事業がスムーズに進みますように、また市サイドからも県のほうへお願いしたいと思います。

2 番目でありますが、同僚議員のきのう、市民バスについての詳しい説明を伺いました。そして今、市長からも、なかなか運輸局等の問題もあり難しいということでもあります。やはり 43 名しかいない集落でありますが、本当にそういう切実な市民の声が取り入れられることが重要だと考えております。2 番につきましても、そういうことでいいと思います。

続きまして 3 番に移ります。この冬期間道路閉鎖期間だけでも、という中でも、大体わかったのではありますが、これは県が実施しているというか、その地域間の協定がありまして、この問題については辻又だけではないと思うのです。やはり市内の中では何とか認めてあげたいというところがあると思うのです。これがもし、市単独のお願いというか、発注している除雪の中では、そういうところも今後可能なのか。雪は冷たいですけれども、南魚沼市の雪情勢とか、除雪の取り組みは温かいのだという思いの中で、市長お考えをお願いいたします。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 辻又地区の冬季道路閉鎖解消と支援策について

私が就任してからも、ここの辻又の問題だけではなくて、実はこういうお願いというものが当然ありました。ありましたが、それについても冷たい行政と言われてしまうかもしれませんが、お断りをしているということでもあります。なかなかこれはそう簡単なことではありません。ただ、我々血も涙もないわけでは当然ありませんので、さまざまな形、例えばなじよもネットとか、何度も繰り返していますが、これからまさにこういうことがどんどん進んでいくと思いますので、その中では、例えば地域づくり協議会の皆さんで、何とかそういう応援する体制をとるとか。さまざまなことを考えていかないと、これからはこういう高齢の方のおひとり暮らしとかで、木戸までの長いうちもたくさんあるわけでありまして、これらをどうするかというのは本当に大きな問題であると思います。行政がこれを全部やっていく

ということは、私はできかねるというふうに思っていますので、角度の違い、そういうサービスをこれからみんなで本当に考えていかなければならないのではないかという思いがしています。

○副 議 長 14 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 辻又地区の冬季道路閉鎖解消と支援策について

市長もご存じだと思いますが、後山地区、辻又地区につきましては、大和町時代でありま
す、バックフォーとブルドーザーが貸与されて、村で管理をしております。後山のオペレー
ターがかなり確保はされておりますが、辻又地区につきましては、なかなか重機に乗れとい
うのも不可能な時代になってきております。

2年前でしょうか。私も建設関係に勤めていた関係で、重機の指導にいったこともあります。
なかなか1時間や2時間で習得できるものではありません。そういう面も踏まえた中で、
この除雪、雪とのかかわり合いについては、やはり市長も発想というか、視点とかもっと柔
軟にできることであればと考えますが、いかがでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 辻又地区の冬季道路閉鎖解消と支援策について

現時点で私が今お答えできるのは、この行政サービスの不公平という問題から、どうして
も慎重な対応が現時点では必要になると。ただ、将来的にはもっとこれが深刻化してくると
いうふうに私は思っています、さまざま思いを巡らしながら、それこそそういう皆さんが
本当に大変な思いを全部、各段に私は増えてくる状況がくると思います。ただ、それをどこ
までやるのかというのは、本当に大きな課題でありますので、考えながら進んでいきたいと
思っております。現時点ではなかなか慎重な対応が必要だというふうに思っています。

○副 議 長 14 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 辻又地区の冬季道路閉鎖解消と支援策について

わかりました。それでは4番、地域おこし協力隊の件であります。きのうでしょうか、ほ
かの議員の答弁の中でも、この地域おこし協力隊について、全国でしょうか、6割ほどが定
住されて、残り4割は任期が終われば去ってしまうという中があります。

辻又につきましては2名の方は、皆、意欲的には定住したいという思いで当然取り組んでお
られると聞いております。きょうも北辰小学校でしょうか。50人ほどが辻又に行かれまして、
森というか、森林を体験するような学習で活躍されているというようなお話を伺ってお
ります。そしてまた、この地域おこし協力隊につきましては、高齢者の冬期、玄関の雪はらい等
もやっていただいております。もし、この地域おこし協力隊が任期過ぎて、定住されなかつ
た場合なのですが、もし、地域とかがいろいろ合意形成があれば、確認なのですけれども、市
のほうで募集はまた行えると考えてよろしいですか。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 辻又地区の冬季道路閉鎖解消と支援策について

先ほど答弁したこととかぶると思いますが、先ほども言ったつもりですけれども、一番後

段のほうで言ったのですが、2期目の導入については、まずは隊員の皆さん、そして地元の皆さんですね、地元行政区の皆さん、そしてNPO、それぞれがそういうことが協調できるような条件が整っていることを確認した上で、やはりやらなければいけないと思っていますので、そういうことをご理解をいただきたいと思っております。

あとはその方々が本当に応募するかどうか。また、違う新たな方がいらっしゃるのかということも含めて考えてみなければならないと思っております。

○副 議 長 14 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 辻又地区の冬季道路閉鎖解消と支援策について

わかりました。もう1点、この地域おこし協力隊につきましてですが、隣の後山集落というところにつきましても、できることであれば、地域おこし協力隊をお願いしたいというような声も伺っております。これもやはり地域と、またいろいろ合意形成がなされれば、今後後山だけではない、南魚沼市内全体という考えでよろしいでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 辻又地区の冬季道路閉鎖解消と支援策について

この点につきましては、担当の部、課から答えさせますので、よろしく申し上げます。

○副 議 長 地方創生特命部長。

○地方創生特命部長 1 辻又地区の冬季道路閉鎖解消と支援策について

地域おこし協力隊の導入についてでございます。市長の答弁にもありましたが、これは平成27年度から初めて南魚沼市のほうでは導入いたしました。他の地域からもうちの地域にもという声は二、三聞こえてまいります。ただ、この制度ができてからしばらく私どもの市は導入しなかったのですけれども、それは困っている、高齢化も含めて困っている集落というのは、そこらじゅうに、今、市内に実際にございます。

そこに特別交付税という財源をいただきながらでも、税金を投入して派遣するという形になりますし、全国的な状況を見ても、今、お話がありましたとおり、4割の方が定着できないというようなこと。4割の原因が何だかというのが、その地域の受け入れ体制の整備も、これはかなりあるように思われます。地域の合意形成というお話が今ありますけれども、イメージとしますと、ただ導入してもらおうではないかという合意形成をされても、これはそこに隊員が入りましてから、地域と密着して定住する環境が整えられるということにはつながりませんので、その辺の地域の合意形成というのをじっくりまたお話をいただきながら、私どもと協議させていただいた上での決定ということをご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

○副 議 長 14 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 辻又地区の冬季道路閉鎖解消と支援策について

わかりました。辻又みたいな集落、厳しい集落ではありますが、行政や、また私たちの力で、そしてまた地域おこし協力隊等も導入した中で、この地域がまた持続可能というか持続していけるような南魚沼市のモデルとして、施行していくことをお願いいたしまして、1項目目

については質問は終わらせていただきます。

2 子育て支援充実について喫緊の課題は

2項目目につきましてではありますが、子育て支援充実について喫緊の課題ということでもあります。子育ての原点は家庭であり、出発点である認識のもとで、子ども・子育て支援を進められる必要がありますが、時代の変化により、子育てと仕事の両立の難しさが出ています。今では低年齢保育、学童保育は当たり前の時代のように感じております。それに伴い、子供を持つ世帯の家計負担は相当額になっております。少子化の原因の1つでもあります。

南魚沼市独自の軽減の拡充も示されておりますが、本市が取り組んでいる子育て支援については、幅広く取り組みがなされていると感じてはいますが、若いお母さんや他市から移住されたお母さんには、保育料について不満の声も聞きました。子育て支援充実について、喫緊の課題について取り組んでいくかという視点で、1点目の保育料について近隣市と比較して、市のほうはどう捉えているかということについて伺います。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 子育て支援充実について喫緊の課題は

それでは、清塚議員の2つ目の質問、この子育て支援充実の課題。まずは保育料について、近隣市との比較ということではありますが、保育料はこの国の段階的無償化に伴いまして、平成27年度から段階的な軽減措置がされてきています。国が保育料基準を定めておりまして、所得階層区分を8段階に分けていますが、南魚沼市の場合は、国の基準よりさらに細かく分けていまして、今、15段階の所得区分に分け、おおむね国の基準の32%の軽減額で保育料額を決定しているというのが現状であります。

隣の魚沼市と比較をしますと、この所得階層区分はおおむね同じになっています。高所得階層、所得の高い方の保育料については当市のほうが高い。うちのほうが高い。そして、低所得階層の、所得の低い方々については比較をすると、我々のほうが低くなっているということでもあります。また、南魚沼市では保育料徴収区分を国の基準と同様に、未満児、3歳以上の2つの区分としていますが、魚沼市、十日町市のほうでは、未満児、3歳児、4歳以上というこの3つの区分にしています。階層、それから年齢区分の分類が異なるということから、比較するのはちょっとそう簡単ではないというところがあるのですが、全体としては我が市の保育料が高くなっていると思っています。

南魚沼市独自の措置として、国の基準による多子軽減措置、子供さんが多い方の場合のこの軽減措置に加えて、18歳未満の兄弟姉妹、兄弟の部分のカウントして、第3子目以降となる場合に20%を軽減しております。

なお、保育料につきましては、さらに国の段階的無償化が、前段申し上げた段階的な無償化が進められていくということになっておりまして、これらの状況を見ながら検討していきたいというふうに考えているところであります。

○副 議 長 14番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 2 子育て支援充実について喫緊の課題は

私もあるお母さんからそのようなことを3月のころ言われたもので、自分なりに調べてみました。当然、私も最初はわからなかったのですが、ほとんど変わりはないと思います、1,000円とかそのぐらいの中で、多分その方の所得というのが高かったのかというような思いもありました。

私は決して全体に南魚沼市の子育て支援が不備だとか、保育料がそんなに高いとは実際には感じておりません。ただ、やはり若いお母さん方が一番最初に感じてくるのは、金銭とか、金額、お金の問題であります。そういうところで、今の時代であれば魚沼市であろうが、十日町市であろうが、すぐ比較ができてしまうわけです。私が何を言いたいかといいますと、やはり南魚沼市が独自というか、もうちょっとアピールするところを強くできればと感じているのです。何か、全部バランスがいいというのは当たり前なのですが、やはりそういう子育て真っ最中の、2人目の子供がいるのですけれども、3人目をつくるにはちょっとねとか、そういうようなこともいわれております。何か南魚沼市が、これが一番どこの市にも負けないんだぞというアピールが大事だと思うのですけれども、市長はどのようにお考えでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 子育て支援充実について喫緊の課題は

まさにそういう視点を持って考えたいと思っているのですけれども、現状をお話しさせていただきました。それから、見通しとしては、国のほうの段階的な保育料の無償化に向かっていくということもありますが、そんなことをなかなか待っているわけにはいかないという今のところもありまして、スピード感を持ってということだと思います。

これらについても子育てとか福祉、それからそういったことにつきましては、稼ぎ出す中でいろいろ考えていきたいというお話もしましたが、なかなか今現在、これをやりますということはちょっと言えませんけれども、十分に考えていかなければいけないということは思っています。ほかと比較をして、我々がそう劣っているものではないということも含めてご認識をいただければと思っています。

あとはそれにもっと目玉になる、アピール度が強い、そういった施策展開をしろということだと思いますが、十分考えさせていただきたいと思っておりますが、今現在ではこういうことでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○副 議 長 14 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 2 子育て支援充実について喫緊の課題は

それでは、きょうも18番議員、22番議員も質問をされておりますが、当藪神地区におきましても、13人も最初のころは入れないという状況が出ました。教育長からもいい方向に向いているんだよとか、ただ、その指導者が不足というような声も伺っております。これだけ今議会でも3人も質問者がいるということでもあります。この学童保育の受入体制について、再度になりますが、市長の万全化ということについて考えを伺いたいと思ひます。

○副 議 長 市長。

○市長 2 子育て支援充実について喫緊の課題は

この学童保育の件は、随分やりとりをしていますので、かぶる部分があります。平成 19 年度に設立をされました、すまいるネット南魚沼、これは当時 10 か所で開設をして、300 人の児童が利用していたということでもあります。平成 19 年度ですね。これは現在は、13 クラブに 500 人の学童保育を委託をしている。10 年間で利用者が、今は子供が少なくなっているといっている中で、200 人増えているということから、指導員不足と施設の確保が大きな問題となっている。やりとりの中でずっと話してきたことです。加えて、支援を必要とする要支援児などが増加傾向。実はこういう子供さんたち、大変なのですけれども、どうしても人手がいっぱいかかるということになっていまして、今これらが大変大きな課題になっているということを、ぜひおわかりいただきたいと思います。

この人員の確保。現在の指導員は、個々の児童の状況に的確に対応しておりまして、大変高い水準で私は確保しているというふうに認識しておりますけれども、これも以前から話がありますような、勤務時間が大変中途半端なために、人員の確保には大変苦慮している、これらのこと。そしてこの間の平成 27 年度以降の国のこの改正、これらが全部相まって、ことしも辻又さんのほうでも大変皆さんからご不便をかけたということをも認識しているところでもあります。そういう状況があったということなので、ご理解をいただきたいと思えます。

学校の空きスペースの利用等を進めていきたいと思っておりますが、現在、最初のころは、学校でもなかなか施設管理者の先生方の理解が、という話がよくここでも出たと思っておりますけれども、現在は、教育部局のかなり粘り強い話も当然功を奏しまして、学校の理解も大変得られまして、施設面での問題は徐々に解決をしてきているということでもあります。

しかしながら、またさっきの話に戻ります。平成 27 年の子ども・子育て新制度で、対象児童を 6 年生まで拡大したこと、これによって学童保育の利用希望者は年々増加する、これに拍車をかけてしまっているという状況で、待機児童が発生している。これを簡単に解決することができないので、放課後子どもプランとして、学童クラブと放課後子供教室、これらを連携させた取り組みが、しない限りなかなか厳しいものがあるということで答弁をさせていただきます。

夏休みに試験的に「子どもの広場」仮称であります。これを開設し、夏の需要増にも対応してまいりたい。そしてこれらの取り組みによって、今ほど申し上げました、この新しいプラン等の新しい方向性を試験的な意味も含めてやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。以上答弁です。

○副議長 質問順位 20 番、議席番号 3 番・広田公夫君。

○広田公夫君 通告に従い質問させていただきます。議長の抽選で、大相撲でいうと千秋楽の結びですね。こういう言葉を使うのは慣れないので。きょう、NHKの番組を見ていると、CCRCを象徴するかのごとく、こころの風景で八色の森が放送されていました。ですから、メディアへの露出というのは、僕は非常に多い地域だとは思っています。ただ、そ

の後のフォローを、今回総務文教委員会で宇都宮市に行かれたときに、宇都宮市の観光とかそういう専門部署の方は、メディアにどのくらい出ている、それがどれぐらいの効果があるというのをきちんと把握されています。南魚沼市でも相当メディアに出ております。私の知人は即、「広田さん、ここらの風景で今、放送しているよ」とメールを送ってきています。ですから、いろいろなところで関心があると思いますので、その辺もやっていただきたいと思います。

1 南魚沼版CCRC構想について

それでは、1問目の質問、南魚沼版のCCRC構想について聞きたい。東京圏などの現役を含むアクティブな中高年齢者が、元気なうちに移り住み、地域において新たな産業の創出や雇用を生み出す仕組みづくりとして進めています。私、この事業が始まったときに村のおばちゃんたちに、「何でよその人を連れてきて、空き家があるのに」そういう質問を受けて、なかなかそれに対して答えることができませんでしたけれども、この2回、3回目の議会を通じて、根本的なものは現役を含むアクティブな中高年齢者が元気なうちに移り住み、地域において新たな産業の創出や雇用を生み出すという、ここが基本だということを何度か説明を受けました。

でも、まさにそういうことなのでしょうが、いかに非常に難しい仕事をしようとしているのか。よくもこんなことに挑戦したなど、僕は市長や皆さん方に、すごい目標を掲げたなど思っています。しかし、南魚沼版CCRC構想で目標の400人が移住した場合の効果や影響の推計試算によれば、将来的な介護の負担があっても、経済効果や市民税収入なども見込まれる。今回の中でも1人こちらに来れば、幾らというようなことを、ちゃんとそういうことが計算できる状況に今なっております。南魚沼版CCRC構想実現への課題を確認したい。

まず1点目は、既に2人の議員の方が事細かく質問しておりますので、同じことは簡単に回答していただければよろしいです。今年度は50戸、平成30年度で50戸、平成31年度100戸、合計200戸と計画しているが、現在の状況は非常に厳しいと思われまます。現在までの50戸入居者の募集状況を、お試し等の活動実績を評価して、今現在どのように認識しているのか。

2点目、移住者募集のプロモーションで、入居意向確認をことしの11月末で10戸しか入居予定は見込めない状況で建設するのか。これはあくまでも建設する業者の方の問題なのですけれども、またそれを建設中止した場合、南魚沼市としてはどういう問題が残るのか。

3点目、まだ敷地が決定していませんが、いつまでにするのか。候補地選定の現在での課題は何か。

4番目、温泉利用型健康増進施設、指定運動療法施設の建設について、3月議会では説明がなかったと私は思いますけれども、なかったならば、なぜ説明が不要であったのか、この4点について質問いたします。壇上での質問を終わります。

○副 議 長 広田公夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、広田議員のご質問に答えてまいります。

1 南魚沼版CCRC構想について

南魚沼版CCRC構想についてです。昨年度までにこのCCRCに関する移住の問い合わせをいただいた方は、先ほどもちょっと説明したのですけれども、70名。また、セカンドライフ塾、移住体験ツアーの参加者が20名、合計90人の皆さんが関心の強い方と位置づけられるのかというふうに思っています。人数的にはまだまだ桁違いに少ない状況だと認識をしています。

昨年度に実施をしたセカンドライフ塾及びグローバルビジネス塾では、現地では交流会やお試し居住が17組20人あったわけですが、セミナーを重ね参加者同士が交流する中で、首都圏から南魚沼への移住定住を目指す方による「南魚沼倶楽部」という組織が結成をされました。これは喜ばしいことだと思います。移住を考えている方のニーズは、まさに千差万別、それぞれ違っておりまして、非常に把握がしにくい。CCRCの推進において、事業者がニーズをつかみきれない状況というのがあらわれていると、こういう認識であります。これらをいかに上げていくかということになるかと思っております。

2つ目のご質問の、この11月末で10戸しか入居が見込めない場合の状況となった場合ということですが、牧野議員、そして岡村議員への答弁でも申し上げたかと思っておりますけれども、現在進めている協議の結果として、南魚沼市、そしてこの連携実施事業者の皆さんとの合意形成に至らない場合、今回の浦佐地区コア事業連携パートナーとの、この協議は不調となります。この時点で、50戸が10戸になった場合の実施についても、そこで決定することになると私は思います。

しかし、協議パートナーの皆さんが、たとえ10戸であっても、実現性が高いとして各事業者間で事業化を進める方針が出た場合には、設計や建設に進む決定がされることになると私は思います。この場合は、直接の経済効果は非常に小さくなるものとなりますが、移住者をまちづくりの人材として活用する仕組みづくりとともに、引き続き連携しながら進めること、そういう道が開かれるというふうに認識をしています。

3番目のご質問ですが、敷地の決定はいつまでというお話、候補地選定の課題は何か。この浦佐地区のコア事業の基本計画策定の作業は、8月末までに合意形成を図りたいと考えているところでありまして、敷地決定もほぼ同時期になると想定をしています。敷地候補の決定については、もうご存じだと思いますけれども、池田記念美術館隣接地、ここが優先検討候補でありまして、美術館や公園の景観を借景といいますか、その景色を借りることができ、まず活用ができること。そして一団、いわゆるひとまとまりの土地、一団の土地として、雨水排水処理の課題が非常に少なく、まずそれも非常に大きなことなのです。少なく、南魚沼市のインフラ整備に必要な時間や経費が抑えられることなどから、実現可能性が高い候補地として、今選定をしているものです。

また、基幹病院側の候補地もいわれていたかと思っておりますけれども、これも外したわけではなくて、この雨水処理の課題等を解決した後、次期の例えば整備地として、そういうことも

想定しながら、今検討しているということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

4つ目のご質問のこの温泉利用施設のこと。3月議会で説明はあつたのか。なかつたらなぜ説明しなかつたのだということだと思ひますが、この施設整備にかかる予算計上などがなくて、議案を提出してないため、説明をしていなかつた。そういうことなのです。3月議会でいただきましたご意見に従ひながら進めているということでもあります。

推進協議会の傍聴について。このCCRCについては皆さんからぜひご理解をいただきたいと、賛否を言う前にご理解をいただくということが大事だということで、議会の皆様にもその傍聴について、常にご案内をさせていただいたり、また折に触れて、説明会などで情報提供してきたところでもあります。この中ではそういうことが盛り込まれていただろうというふうには思つております。CCRCの基本計画、この素案にも温泉活用型の健康増進施設というのが載つておまして、基本計画として協議決定が完了すれば、所定の手続の中で議会の皆さんにも報告はさせていただいて、最終的には予算案などとして、ご審議をいただくことになるかというふうには思つております。

具体的には南魚沼市総合計画の実施計画、この3年のローリングに掲載をし、その後、事業実施前には必要な予算を計上する、また施設設置条例の制定など、手続を進めることに、そうなつていった場合にはなつていくということでもありますので、よろしくお願ひします。そういうことをございますので、一応全部答えたかと思つておりますが、また何か不足がありましたらご質問いただきたいと思ひます。

○副 議 長 3番・広田公夫君。

○広田公夫君 1 南魚沼版CCRC構想について

1点目の、状況は非常に厳しい中、いろいろ来ていただいた方のそういう分析もされていますけれども、3月議会でIT企業に依頼して、ネット上のいろいろな情報を分析すると。まず、そういうことはもう既にやられているのか。いるとして、そういうことに今こういう入居募集とか、そういうことに関連づけた情報はありますでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 南魚沼版CCRC構想について

これにつきましては担当の部課長に答えさせます。よろしくお願ひします。

○副 議 長 地方創生特命部長。

○地方創生特命部長 1 南魚沼版CCRC構想について

3月議会で説明しましたSNS上の情報を分析した顧客の分析といいますか、そういうことにつきましては、平成29年度の予算でございまして、今のところまだ発注にいたっておりません。一方で、これからどういう窓口を通して首都圏に住んでいらっしゃる、興味を持っていらっしゃる皆さんに情報発信をするかという点でございしますが、今のところ想定しておりますのは、日経BPさんのほうで引き続き、首都圏のほうの南魚沼倶楽部、そういった皆さんの組織の運営等も相談しながらやっていますが、その中で参加者を募集する際に、日

経BPさんのメールの会員リストですとか、そういったところへの発信を想定しているところでございます。以上です。

○副 議 長 3番・広田公夫君。

○広田公夫君 1 南魚沼版CCRC構想について

先ほど一番最初のほうに、非常に難しい人たち——難しい人という言い方はちょっとまずいかもしれませんが、募集条件が非常に厳しいと。このような、元気でアクティブで、なおかつ産業の創出や雇用を生み出すような人たち、こういう人たちにターゲットを絞ったようなアプローチはどのように考えられているのでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 南魚沼版CCRC構想について

この件も担当の部課長に答えさせます。

○副 議 長 地方創生特命部長。

○地方創生特命部長 1 南魚沼版CCRC構想について

この点は今ほど申し上げました、南魚沼倶楽部ですが、この中で参加される方々が、それぞれのようなかかわり方をしたいかというのも、これもまた千差万別だということでございます。ただただ南魚沼に来てみたい方もいれば、実際にはこちらに移住まで検討しながら、2地域から入っていくのか、いろいろなパターンが出てくるかと思えます。そういった方々にだんだん絞り込んでいって、最終的にこちらに来ていただける方が絞り込まれてくるのだろうと思っております。

ただ、いきなり絞り込むのではなくて、全ての皆さんに情報発信しながら、会員になっていただきながら、だんだん引き込んでいくといたしますか、そんな手法をとりたいかと思っております。これは今まで進めてきまして、非常にやはり一朝一夕に、この私どもの進めております人材のこちらへの移住というのが進むものではないだろうというのが、だんだん見えてきているところですので、その辺は何とか50までいきたいのですけれども、そういう方法をとりながら進めてまいりたいと思っております。

○副 議 長 3番・広田公夫君。

○広田公夫君 1 南魚沼版CCRC構想について

この南魚沼倶楽部に既に登録されている会員は何人なのでしょう。

○市 長 1 南魚沼版CCRC構想について

この件につきましても担当部課長に答えさせます。

○副 議 長 地方創生特命部長。

○地方創生特命部長 1 南魚沼版CCRC構想について

これは登録といいますか、それができ上がって、その運営方法等を今、向こうに住んでいらっしゃる皆さんが、スタートアップの会を開きまして、詰めているということでございます。先ほど申し上げましたような会員の分類といいますか、その方の思い、程度に合わせて、それぞれに情報発信を効果的にやっていこうというようなことも、その会に参加されて

いる皆さん、スタートアップ会に参加されている皆さんが提案いただいて進めていただいているということで、非常に自発的に、意欲的に進めていただいているという状況です。今現在まだ正式な会員登録が始まっていないような状況でございます。

○副 議 長 3 番・広田公夫君。

○広田公夫君 1 南魚沼版CCRC構想について

では、1 番は終わります。2 番、先ほど回答があったように、それは相手方の問題であると、相手方が決めることです。ただし、10 戸でも相手方が始めるのであれば、それはフォローしますという、これで回答を受けたことにさせていただきます。

3 番、敷地については、2 つ選択肢があつていろいろ検討されていると思いますけれども、なるべく早めに決定されたほうが、相手方にとってもありがたいと思いますので、ぜひともこれは早く決定していただきたいと思います。

4 番目、この温泉利用型というのは、私は議事録を読ませていただいたら、平成 17 年のころからもうちゃんと出ていまして、その延長上にあるのだらうと。そこで、温泉は掘ると相当のお金がかかるのですけれども、そのものについてどのくらいの予算を使う必要があるのか。それは掘ってみないとわからないという話もあると思いますけれども、当然、こういうところに温泉を掘ろうとするならば、ある程度のいろいろなそういう専門家がいると思いますけれども、どのくらいを予定されているのか、ちょっとお聞きします。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 南魚沼版CCRC構想について

これはまだ、未定であります。ちょっとお答えできません。未定です。（「わかりました」と叫ぶ者あり）

そういうことを進めていくという方針を示しましたけれども、これからです。

○副 議 長 3 番・広田公夫君。

○広田公夫君 1 南魚沼版CCRC構想について

1 番は終わります。

2 若者の仕事づくりについて

2 番、若者づくりについて問いたいということで、地方創生関連事業を推進し、「若者が帰ってこられる、住み続けられるふるさと南魚沼市」の実現に向けた体制整備として、U&I ときめき課設置、これまでの地方創生や地域づくりなどの官民連携するような業務に加え、ふるさと納税の返礼品や空き家バンク制度への取り組みなど、若者の流出抑制やUターン・Iターンといった移住政策について市長は進めています。

市長の公約では、南魚沼市には若者が帰ってこられる仕事があると言っていました、東京での若者との交流をたくさんやられていると思います。その中で、南魚沼市の会社の仕事内容や、給与水準について、東京の若者と市長との今までの思い、考えにミスマッチはないか。若者が望む、帰ってこられる職場の育成計画は、これについて問いたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市長 2 若者の仕事づくりについて

それでは、広田議員の2つ目の質問、若者の仕事づくりについてということであります。若者と私の間にミスマッチがないかということ、東京のですね。（「はい」と叫ぶ者あり）

今年度実施しましたアンケートでは、Uターンを希望している若者が多くいる一方、迷っている若者も多いということがわかりました。職種が少ないこと、収入面での不安というのも多くありました。また、インターネットを利用して企業の情報収集をする、就職ガイダンスで直接企業の担当者から情報を得るといった傾向があるため、地元の就職情報を収集するように意識づけを行い、SNS、これらを活用した情報提供を進めてまいります。

ミスマッチのことを言いますと、当然あると思います。ただ、このミスマッチというのは、何ていうのですか、そもそも違うと思います。都会とここがですね。そういう中で生じていると思って、それをいかに言葉できちんと説明をするかということになってくるのだろうというふうに私は思っています。違う面、良さ、悪さということに捉えられるかもしれませんが、都会にはない住みやすさというのも当然あるわけで、そういうことを含めてやっていきたい。収入とか職種の問題だけではないと私は思っています。

一方で、売り手市場といわれるこの大学卒、大学院卒予定者の就職希望先の傾向を捉える必要があります。給与水準の改善も求められているところです。そういうつもりでやっていっております。できるだけ会って、きちんと言葉を交わしながら、ミスマッチの部分は、これは当然あるのだと。しかし、田舎はこういうところで、こういうよさもあるのだということを含めてやっていきたいと思っております。

○副議長 3番・広田公夫君。

○広田公夫君 2 若者の仕事づくりについて

今、市長からミスマッチという言葉——私はミスマッチという言葉がいいかどうかわかりません。まず帰ってきたい気持ちがある人がたくさんいるということは、確かにあると思います。東京での仕事、私も東京で仕事をしていましたけれども、通勤時間1時間半とか、そういう中でいろいろやっていましたから、自然もいいし、いろいろありますけれども、でもやはり自分がやりたい仕事とか、当然それに見合った収入とか、東京で生活している給与が望めないにしても、一旦向こうに行っていたからには、そこそこの収入を得たいという、そういう気持ちがあると思います。

ですから、その辺をどうやってこれから、今CCRCとかそういういろいろなことをやって市が発展していくので、一緒になって協力してもらえないとか、そういう形で市長はいろいろ説明をしているのだと思いますけれども、やはり僕は収入とか、将来の自分のことを考えるとあると思いますけれども、その辺、市長はどうお考えなのでしょう。

○副議長 市長。

○市長 2 若者の仕事づくりについて

非常に難しい質問だと思います。簡単に私がここで答えたら大したものなのですから、なかなかできませんが、地元の企業の皆さんにはさまざまですね、例えば中小企業の基本条

例をつくる、いろいろなことを含めてやっていく中、そして私も企業の皆さん、商工会さんの集まりもあります、さまざまあるのですよ。ある中で、かなりいろいろな方々にお会いしていますが、その中でとにかく帰ってこられる、そういうふるさと、これは皆さんが大分このフレーズを覚えてくれるほど、皆さんはそういう意識になっています。その中で一番やってもらいたいのは、やはり賃金アップ。これは私どもが強制するわけにも当然いかないわけで、そういう全体の雰囲気、南魚沼の明るさ、さまざまなことが全部が合わさって企業人の皆さんも、少しでも上げていこうということにつながっていくのだらうと思います。これらを含めて、地域の元気づくりをやっていかなければならない。そういう中で、ぜひ、賃金アップがつながることも、帰ってくる1つの大きな理由になると思いますので、頑張ってもらいたいと思います。答えになっているかどうかちょっとわかりませんが、大変難しい質問でありますので、このぐらいで勘弁してもらいたいと思います。

○副 議 長 3番・広田公夫君。

○広田公夫君 2 若者の仕事づくりについて

賃金アップは確かに企業の業績がよくなければ上げられませんから、そういう点も含めて、私は職場の育成計画と書いて、これが企業の職場の育成計画はちょっと自分の思いとしては、企業の賃金アップができるようにどのように商工政策をやられていくのか。その辺もちょっとお伺いしたいです。そういう意味の育成計画のつもりでしたので、もし答えられるのでしたらお答え願います。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 若者の仕事づくりについて

私がここで全部答えられればいいのですが、これは担当の専門性を持った部をつくってありますので、担当の部長からちょっと応援をしてもらいますので、よろしくお願いします。

○副 議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 2 若者の仕事づくりについて

帰ってこられる職場、あるいは企業の育成計画というご質問でございますが、市長も申し上げましたとおり、大変難しいとは考えてございます。市長も申し上げましたけれども、賃金格差、あるいはいわゆるUターン、都会での新規学卒者が持つ就職先へのイメージ、いわゆる大企業、カタカナ企業、それから高収入というような要望と、地元にある企業との格差、ミスマッチでしょうか。問題は非常にあると思います。

ただ一方で、有名ではございませんけれども、この南魚沼市内にはオンリーワンの技術を持つような製造業の皆さん、製造業以外もございますけれども、特色を持って努力している企業も実はかなりの数ございます。問題はやはりそういう企業の情報がなかなか学生さんに伝わらないということも1つの問題だと考えてございますので、ときめき課、それから私ども産業振興部と協力しながら、先ほど市長も申し上げましたように、いろいろな媒体を通じての情報発信、そういうものに努めていって、なるべくそのミスマッチを減らすような努力をしていかななくてはいけないと考えてございます。

あと、その職場の企業の育成計画自体ということになりますと、これは議員もよくわかりだと思えますけれども、それこそ、それぞれの企業の経営方針、それから景気動向によって大きく左右されると思えますので、なかなか一自治体の努力である業種が伸びたり、市内の業種がどんどん景気がよくなったりというのは、正直難しい問題ではないかと考えてございます。以上です。

○副 議 長 3 番・広田公夫君。

○広田公夫君 2 若者の仕事づくりについて

この職場についてなのですけれども、ITパークとか、今回の広報にも農業にITとか、教育関係にITとか、ちゃんと提案が出ているわけです。ですからそれが今、4社か5社か7社か知りませんが、数社、200社という大変な目標を掲げてその方はおっしゃっているようですけれども、やはりそういうところで国際大学とか、関係性はすごい。議員の方の質問でありますけれども、そういう中でアジアにおけるITというのはインドをはじめ、すごく今、進んでいるところがあります。

むしろそういう方たちがこちらに来て、その人たちが例えば10社、20社来ると当然、日本の企業もその会社に、その国に行って仕事をしたいということで、東京からそういう大部隊が来るとは言いませんけれども、駐在員が来るような形に結びつくと思います。

ぜひとも市長にはその辺も含めて活動していただくと、その職場、企業育成につながると思います。特に今、さっきのGAPという言葉が出ていますから、そういうことにつなげたITをどのように使うかと。本当にこれはすごい最先端の技術になると思えますけれども、そういうことでそれがオンリーワンにつながるように、ちょっと市長にお願いしたいと思えます。これは答弁はいいません。これはお願いですので。

3 市職員の意識向上を（職員の意識改革）

では、次に3番目、市職員の意識向上を、いつも僕はお聞きしているのですが、職員の意識改革を聞きたいと。若者が帰ってこられる、住み続けられるふるさと南魚沼市実現には、若い世代の南魚沼市役所の20代、30代の職員が働きやすい職場環境が必要です。

帰ってくる人たちとかにいろいろプロモーションするに当たっても、20代、30代の方の意識づけが非常に大事ではないかと思っております。そのためには、今後どのような人事評価、勤務成績表をどうするのか。また、実現に向けての現状の課題と対策について、もし、お考えがあるならお伺いしたいです。

○副 議 長 市長。

○市 長 3 市職員の意識向上を（職員の意識改革）

それでは、広田議員の3番目の質問、この市職員の意識向上の問題。地方公務員法の改正によりまして、人事評価の実施が義務づけられて、どの市町村でも本格運用が今始まっているこの問題であります。この人事評価であります、単に給与や昇任等の処遇のためだけのものではなくて、評価結果を能力開発とか人材育成、それから配置、人員配置、これらに生かし、市民サービスの向上につなげるのが本来の目的だというふうに理解しています。人事

評価によって 20 代、30 代の若い職員も含めて、職員のやる気を引き出すことが一番大切ではないかと思っています。

評価をすることで抑圧をしたりとか、例えば部下が萎縮するようなことがないようにする一方、例えば部下に迎合し甘い評価になってもいけないわけでありまして、職員は個々の評価結果を捉えて、自己の弱み・強みを今後の能力開発に反映していくという流れを繰り返していただくといいと思います。またさらなる向上を図ることが理想的というふうに考えています。しかし、評価結果が芳しくない結果となり、研修や上司の指導にも関わらず、改善がみられないというような場合には、昨年議決をいただきました降給条例によって、降格やそういうことができることも制度化されているというところでもあります。

現状の課題については、これはうちの市に限ってのことではないのですけれども、評価者ごとの評価のばらつきというのがあるということなのです。評価者と被評価者、される側という、この職場が離れていて、ふだん見る機会が少ない場合というのもあったりします。専門職ばかりの少人数の職場では、評価そのものが難しいといった課題もあげられています。

人事評価の本格運用が始まって間もないということもありまして、この評価者の研修を毎年行って、課題の解決と、いわゆるこの評価の公平性の確保に努めていきたいと考えています。先進地の状況も参考にしながら、先般議員からもご指摘がありました、確かあれは大阪府ですよ。よりよい人事評価制度を目指してまいりたいと思っております。

この評価結果のフィードバック、評価をただするのではなく、それを返していく、そういうことで上司との対話を重視するということにもつながったり、また若い職員に、上司にみてもらっているという思い、認めてもらっているという安心感やモチベーション。実は職員の中でもなかなかメンタルな部分とかいろいろな問題もあります。これらも含めてそういういい環境が生まれ、活力ある職場となっていくことを大変期待している、そういう制度だと私は認識をしております。

○副 議 長 3 番・広田公夫君。

○広田公夫君 3 市職員の意識向上を（職員の意識改革）

大阪の資料は非常に細かくて大変だと、私も読むのが大変でしたけれども、そうであっても、いろいろな先進の、既にやられて取り組まれて、いろいろ効果を上げたり、あるいは効果が思うように出ないという、ネットでちょっと調べるだけでも相当数のいろいろなものが出ております。南魚沼市は南魚沼市の独自の問題があるとは思いますが、そういう中であっても、やはり全国どこでもやらなければいけないことなのですから、そうするとお互い問題意識も出てきます。

私はたまたま新人議員研修で、市町村アカデミーに 5 日間行って、全国から 54 人の新人議員が集まって、いろいろ、本当にあんなところで勉強させていただけるのだったら、ずっと議員をやりたいと思うぐらいいい環境のところ。そこにも南魚沼市の職員の方がいかれていると、前回ちゃんと報告がありましたから、ぜひともそういうところへ行って研修の成果を上げることによって、またそれを横展開するような形の仕組みを、教育担当の方はしっかり

つくっていただければ、その辺のいろいろな問題が解決していく。

確かに私どもの入った会社自身が、日本で一番初め目標管理制度を始める会社で、私自身も目標管理とは何かという——目標管理とその評価が同じとは思っていませんけれども、でもほぼ同じような形態で、何百もの項目があって、それについて全部予定表を書いて、極端にいったらノルマですよ。それをどうやって大成するかと、本当にスケジュールを事細かく書かされた記憶があります。まさにでもそこまで分析できれば、確かに仕事はできるなど思います。

だから、今回のいろいろな資料を見ると、どういうことをどんなふうに目標にしているか、それをどんなふうに達成するかという、上位者とちゃんとレビューをしながら、これを読んでいると4回ぐらい面接をして、コミュニケーションが一番大事だというふうに書いてありますので、ぜひともそういういろいろな資料を参考にしながら、若い人たちが、特に20代、30代の一番ITとか、そういうのに強い人たちがたくさんいると思いますので、その辺を配慮した上で人事評価をやっていただくとありがたいと思います。以上、終わります。

○副議長 お諮りいたします。本日の会議はこれで散会としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれで散会することに決定いたしました。

○副議長 本日はこれで散会いたします。

次の本会議は6月16日午前9時30分当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後4時37分〕